

まんのう町

第2次 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



令和6年1月

まんのう町・社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会

◆ 目 次 ◆

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の目的	1
【2】地域福祉を取り巻く国や制度の動き	2
【3】計画の位置付け	7
【4】計画の期間	9
【5】関連計画	10
第2章 本町の現状	11
【1】町の概況	11
【2】人口・世帯数の状況と将来推計	12
【3】生活保護の状況	15
【4】子どもに関する状況	16
【5】高齢者に関する状況	17
【6】障害者に関する状況	19
【7】自殺に関する状況	20
【8】地域に関する状況	21
第3章 調査結果等から読み取れる課題	23
【1】住民アンケート調査と関係団体及び推進委員会・地区社協 ヒアリングからみた課題	23
【2】前地域福祉計画の施策評価からみた課題	25
【3】前地域福祉活動計画の施策評価からみた課題	27

第2部 総論

第1章 計画の基本的考え方	29
【1】基本理念	29
【2】基本目標	30
第2章 計画の体系	32

第3部 施策の展開

第1章 施策の大綱1 とともに支え合う地域をつくる	33
【基本目標1】気づき、思いやる心を育てる	33
1. 福祉への関心を高める啓発の推進	33
2. 学びの場における福祉への理解の促進	36
【基本目標2】地域福祉における住民参画の基盤づくり	39
1. 地域で身近に支え合う仕組みづくり	39
2. 多様な主体による活動の推進	42
3. 心身ともに健康で自分らしく生きられる仕組みづくり	45

第2章 施策の大綱2 地域福祉の担い手を育てる地域づくり	47
【基本目標3】福祉を支える人を育てる	47
1. 地域福祉活動の担い手の育成、連携の支援	47
2. 地域で活動する人や団体の支援	50
3. 地域福祉活動を支える仕組みづくり	52
第3章 施策の大綱3 自立と安心を支える基盤づくり	54
【基本目標4】包括的な相談支援体制づくり	54
1. 複雑化・複合化した課題への支援体制の促進	54
2. 包括的な支援体制・権利擁護の充実	58
【基本目標5】安心で人にやさしいまちづくり	65
1. 防災体制と避難支援体制の充実	65
2. 誰もが暮らしやすい生活環境の整備	67
3. 福祉サービスの質・量の確保	70
第4章 施策の大綱4 自殺対策計画	73
【基本目標6】誰も自殺に追い込まれることのないまち	73
1. 地域におけるネットワークの強化	73
2. 自殺対策を支える人材の育成	75
3. 住民への啓発と周知	77
4. 生きることの促進要因への支援	79
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	80
6. 若年層・高齢者層への支援の強化	82
第5章 推進委員会・地区社協別課題解決に向けた取組テーマ	84
【琴南地区】	84
【長炭支部】	85
【吉野支部】	86
【神野支部】	87
【四条支部】	88
【高篠支部】	89
【仲南地区】	90
第4部 計画の推進体制	
第1章 地域福祉計画での取組	91
第2章 地域福祉活動計画での取組	93
第5部 資料編	
1. 用語の説明	95
2. まんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	98
3. 策定の経緯	101
4. 調査結果の要旨	102

第1部 序論



【1】計画策定の目的

我が国においては、人口減少、少子高齢化、高齢者世帯の増加等を背景として、住民同士で支え合う地域力の低下が危惧されています。

さらに、住民の生活が多様化、複雑化する中で、高齢の親が独身無職等の子どもと同居する「8050 問題」をはじめ、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、障害者の高齢化等、複合的な問題を抱えた世帯や制度の狭間にある世帯等、従来の福祉サービスでは、対応が困難な新たな福祉的課題も生じています。また、家庭等での虐待やDV被害等の相談等はさらに増加しています。

「地域福祉」の考え方は、このように、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあうしくみを築き上げていこうとするものです。

本町では、平成31年度から平成35年度（令和5年度）までを計画期間とする「まんのう町地域福祉計画」を策定するとともに、その活動計画を担う社会福祉協議会が中心となり地域住民及び民間団体等の行動指針となる令和3年度から7年度までを計画期間とする「まんのう町地域福祉活動計画」も策定されました。

ただ、上記のような多様で、複雑化し、自殺問題も絡めた地域福祉を取り巻く課題に対応していくためには、計画期間を同じくし、一体的に地域福祉に取り組める計画の策定が求められてきました。

本計画は、このような背景を踏まえて、第2次の「まんのう町地域福祉計画」と「まんのう町地域福祉活動計画」を一体のものとして作成することを目的とします。

地域福祉ってなあに？

地域で暮らすみんなが孤立せず安心して生活できるように、地域の困りごとを地域のみんなでどうしたらいいかを考え、地域のみんなが、つながり、支え合っていくことをいいます。

一人暮らしの高齢



子育てに悩んでいる



地域で暮らすみんなの協力がないと地域福祉は進みません



障害のある



誰にも相談できずに悩んでいる人



【2】地域福祉を取り巻く国や制度の動き

1. 高齢者福祉・介護保険制度の動き

平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の自立や老後の安心を社会全体で支える制度として定着してきました。国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

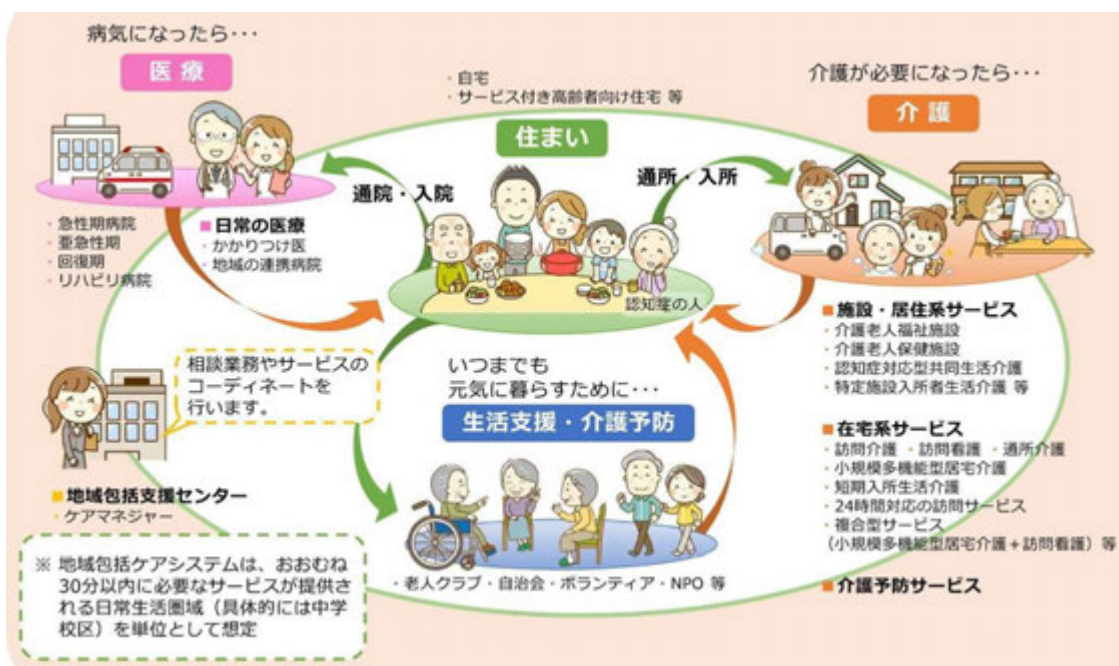
地域包括ケアシステムの推進に当たっては、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、制度の持続可能性が図られてきましたが、さらにその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた取組の推進が必要となってきました。

今年度、本町では「まんのう町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定しました。見直しのポイントは以下のように示されています。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の实情に応じたサービス基盤の整備
 - ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
 - ②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護・情報基盤の整備
 - ③保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



資料：厚生労働省

2. 障害福祉制度の動き

近年、障害者の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足や重度障害者（児）への支援等、障害者（児）を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、5類移行後も、障害者（児）への支援施策において、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

本町では令和3年3月に「まんのう町第4期障害者福祉計画」を策定し、障害者のための地域共生社会の実現への取組を進めています。併せて、今年度は「まんのう町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定しました。

【合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行】

令和3年5月には「障害者差別解消法^{※1}」が改正され、事業者による障害者（児）への合理的配慮の提供が義務化されたことなどをはじめ「医療的ケア児支援法^{※2}」の施行等、障害者（児）への支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和4年5月には、障害者（児）における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法^{※3}」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

【「障害者基本計画（第5次）」の策定】

さらに、令和5年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※2 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

※3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

3. 子育て支援制度の動き

国は平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受け皿整備や保育士等の処遇改善等、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。

また国では、令和5年4月に施行された子ども基本法により、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定める「こども大綱」に一元化されます。

市町村は、「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとし、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等を一体のものとして作成することができるとされています。

本町においては、令和2年3月に「第2期まんのう町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

4. 生活困窮者自立支援制度の動き

平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが定められました。

働きたくても働けない、住む所がないなど、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援等、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

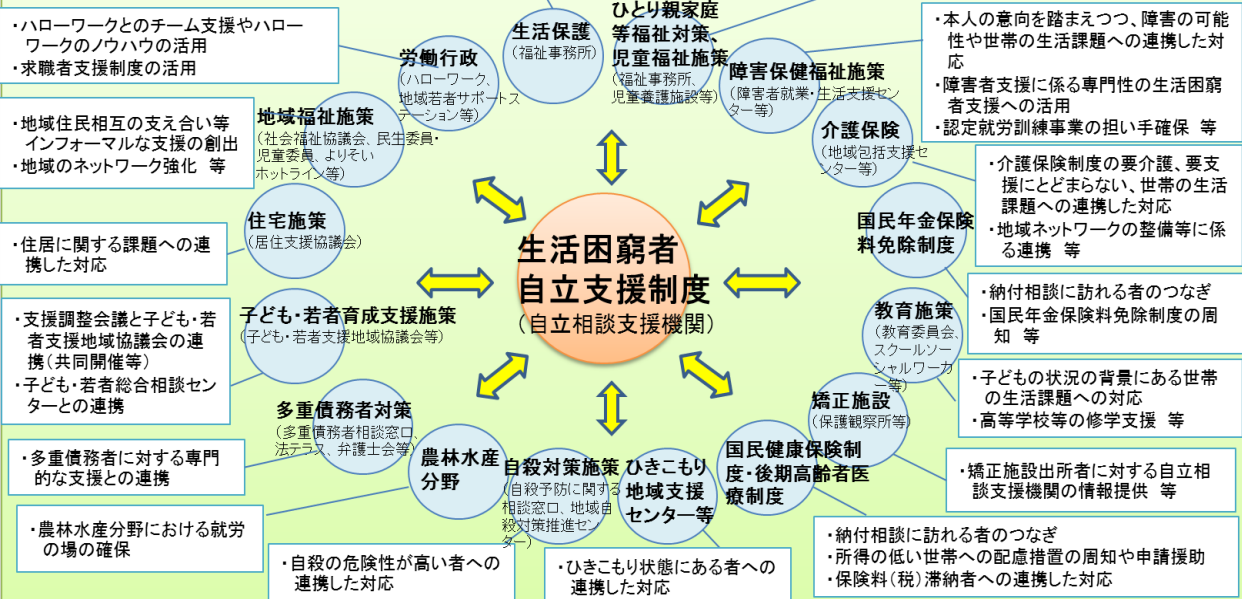
【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

資料：厚生労働省

5. 自殺対策の動き

我が国の自殺者数は、平成 10 年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成 18 年の「自殺対策基本法」の施行により総合的な自殺対策の取組が推進され、自殺者数は減少で推移してきました。しかし、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

そのような中、国においては、平成 28 年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けられ、地方自治体には自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。平成 29 年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることを主な目的としています。

本町においては、計画の中で現計画を見直し、関係機関との連携及び地域の協力により、気軽に相談できる人材や場所の確保に引き続き努め、不安や孤立を解消し住民の自殺予防に取り組んでいます。

6. 成年後見制度の動き

認知症や障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことは、高齢化が進行する社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現にも資することとされています。しかし、これらの人たちを支える重要な手段である「成年後見制度」は十分に利用されているとは言えない状況です。

そのような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行され、同法では、その基本理念を定め、国の責務等をはじめ基本方針等が定められました。

また、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が、令和 4 年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

【第二期成年後見制度利用促進基本計画のポイント】

- ① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進。
- ② 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等。
- ③ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり。

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4 年 3 月）より作成

7. 再犯防止推進の動き

人々の安全・安心な暮らしを構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止への取組が喫緊の課題となっています。

再犯防止のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任を自覚することや犯罪被害者の心情等を理解すること、自ら社会復帰のために努力することが重要とされています。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障害、厳しい生育環境、学歴等生きるために様々な困難を抱える人もいます。

犯罪や非行をした人が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うためには、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになったことから、平成 28 年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行されました。

それに伴い、平成 29 年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定され、更に令和 5 年 3 月には第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

【3】計画の位置付け

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の法的根拠等

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動の在り方を定める計画が地域福祉活動計画と位置付けます。

社会福祉法（抜粋）

第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

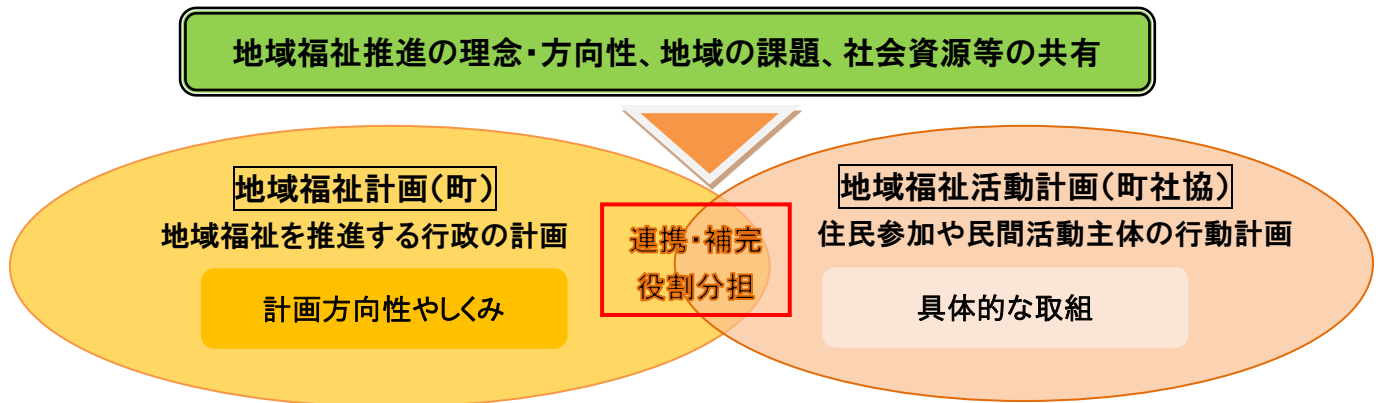
第 109 条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

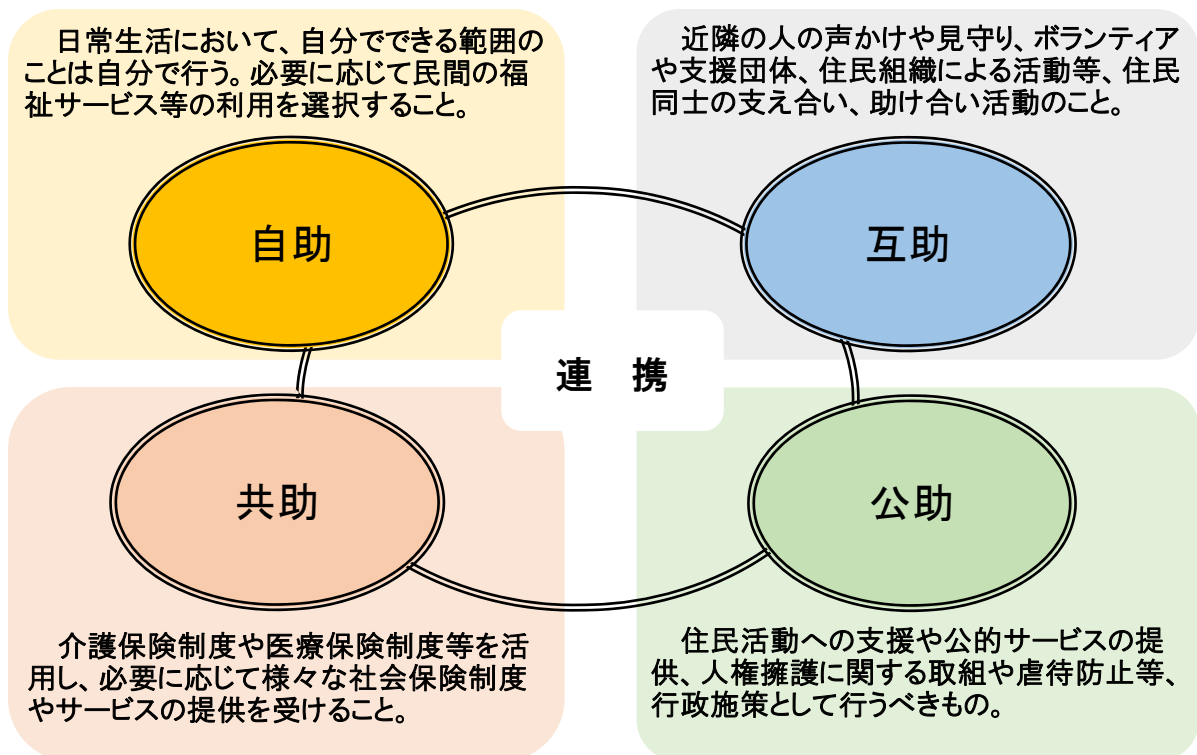
地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪です。

これら二つの計画を一体的にとらえ、地域課題や基本方針を共有し、共通の政策や事業に共同して取り組むこととします。



3. 地域福祉における四つの「助」について

【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



【4】計画の期間

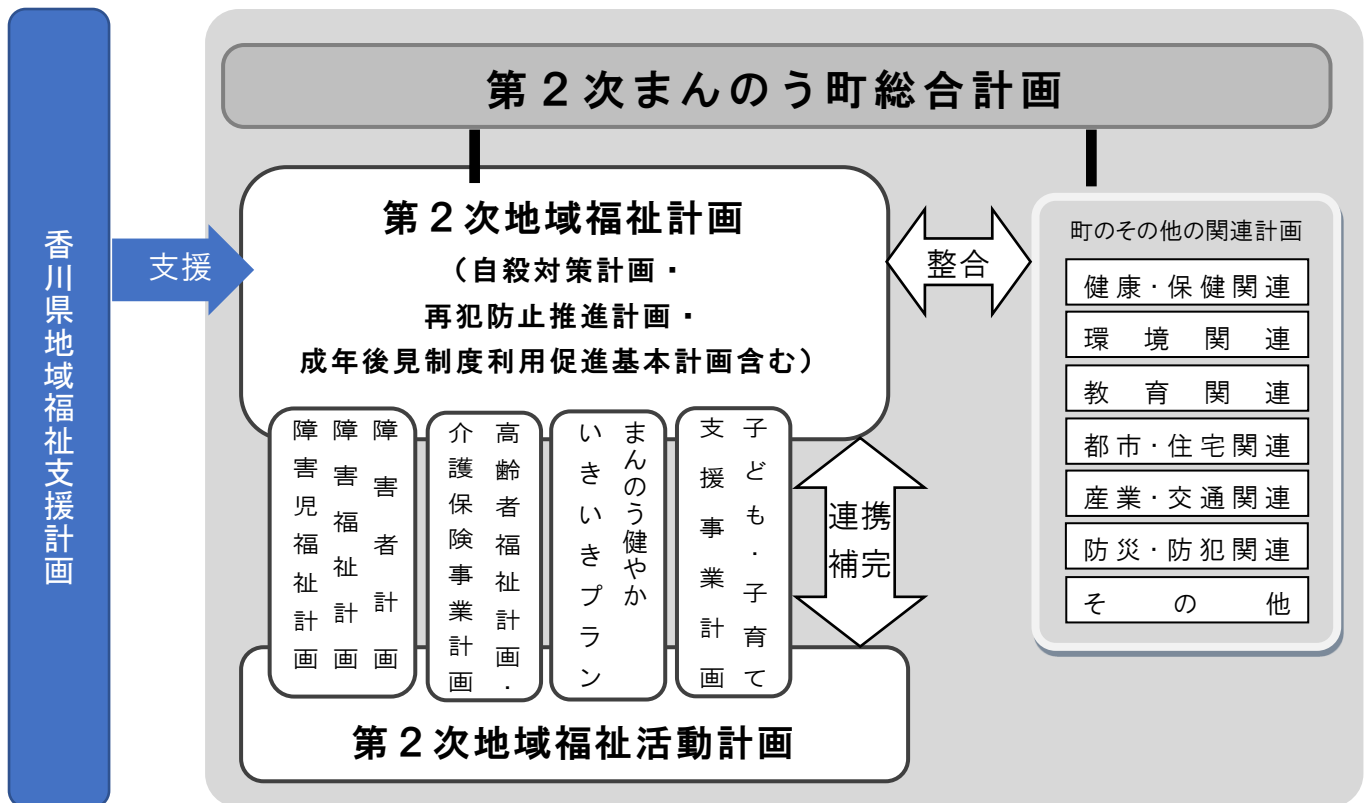
本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合計画	第2次									
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第1次				第2次(本計画)				第3次	
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期			第10期		
障害者福祉計画	第3期	第4期					第5期			
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期・第1期	第6期・第2期			第7期・第3期			第8期・第4期		
子ども・子育て支援事業計画	第2期					第3期				
まんのう健やかいきいきプラン	第2次							第3次		

【5】関連計画

本計画の策定にあたっては、第2次まんのう町総合計画を最上位計画とし、福祉分野においては「みんながいきいきと支え合って暮らせるまちづくり」を政策目標として施策を展開しています。本計画では、福祉分野の最上位計画として、保健・医療・福祉に関する各計画をはじめ、教育、防災、まちづくりなど、関連する計画との整合を図りながら策定します。

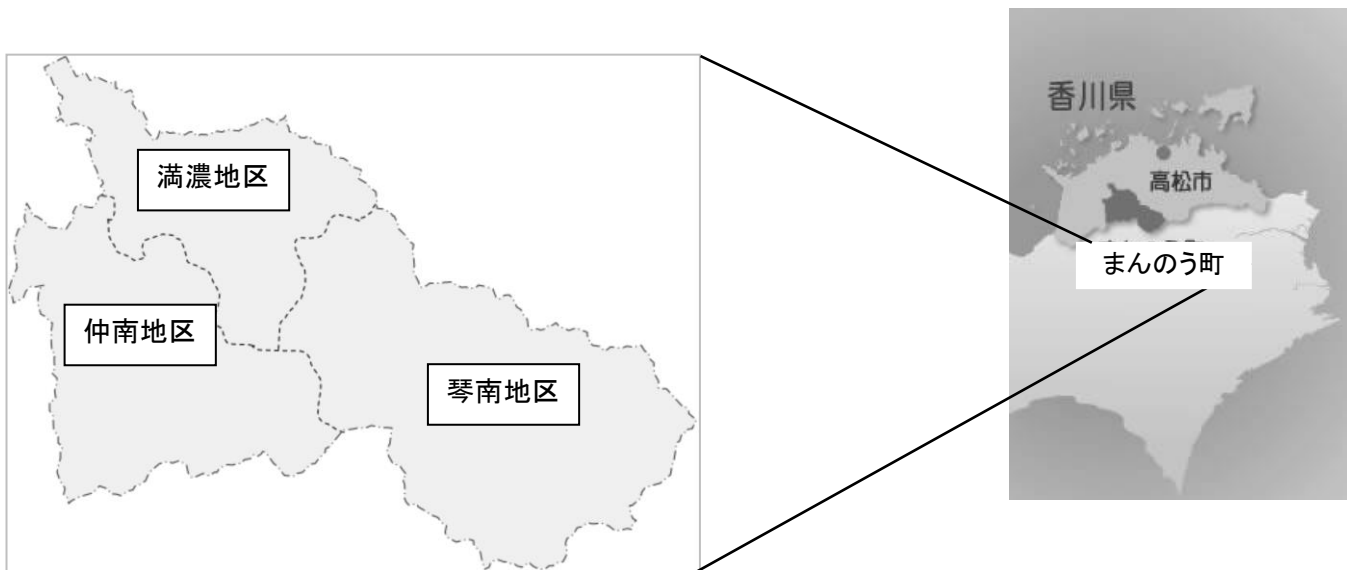
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「まんのう町成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する「まんのう町再犯防止推進計画」、並びに「自殺対策基本法」第13条に基づき策定する「まんのう町自殺対策計画」を包含する計画として位置付けます。



【1】町の概況

まんのう町は、香川県仲多度郡の3町（満濃町、琴南町、仲南町）が、平成18年3月20日に合併して誕生しました。

香川県南西部に位置し、面積は約194.45平方キロメートルになります。西の山間部は町名の由来にもなっている日本一のかんがい用ため池『満濃池』をはじめ、約900ものため池が点在しています。町の南側には標高1,000メートルを超える竜王山、大川山を主峰とする讃岐山脈が連なり、そのふもとを県下で唯一の一級河川土器川が流れており、緑あふれる自然と連綿と続く歴史や文化を大切にしながら、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

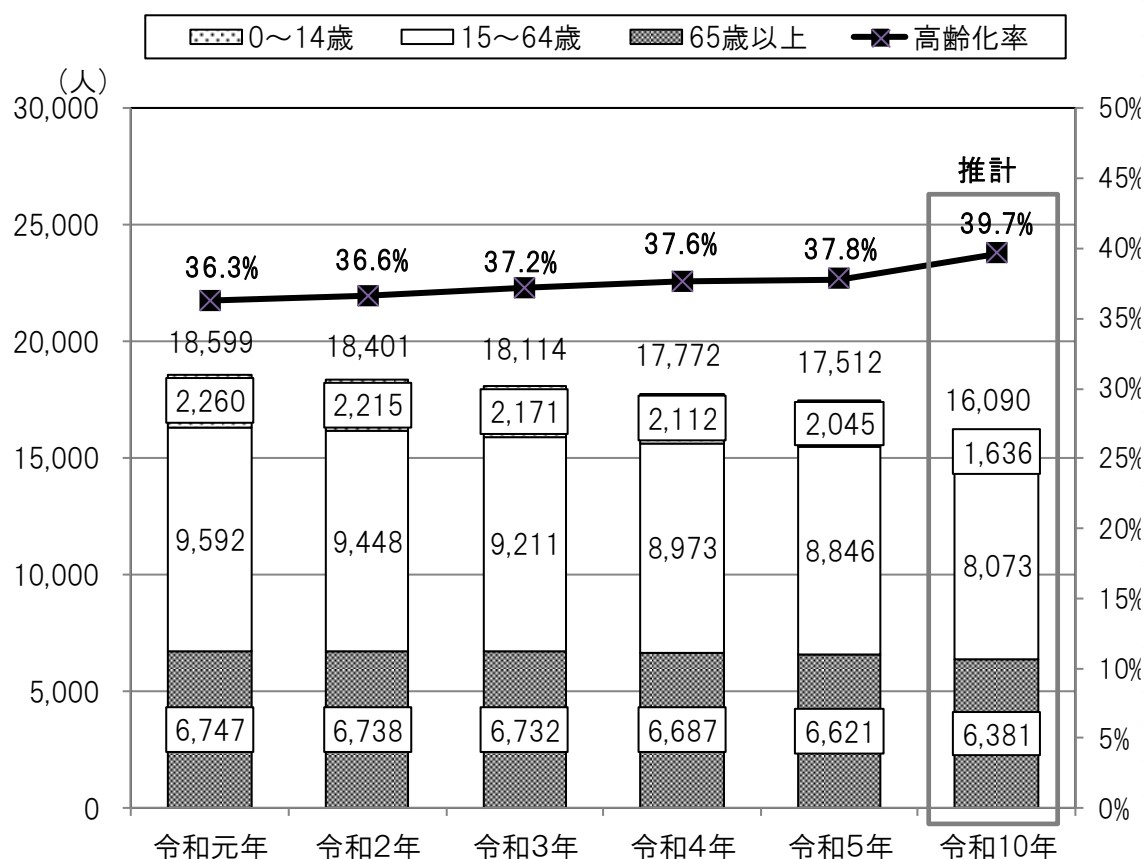


【2】人口・世帯数の状況と将来推計

本町の人口は減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で17,512人となっています。世帯数は、令和元年からの5年間で16世帯増加しており、平均世帯人員は、令和元年の2.50人から、令和5年には2.35人にまで減少しています。高齢化率は、65歳未満の人口減少にともなって上昇傾向にあり、令和元年4月1日の36.3%から令和5年4月1日には37.8%となっています。地区別にみると、町内の3地区の中で高齢化率が最も高いのは琴南地区となっています。

計画期間の終了年度である令和10年4月1日における本町の推計人口は、16,090人となっています。

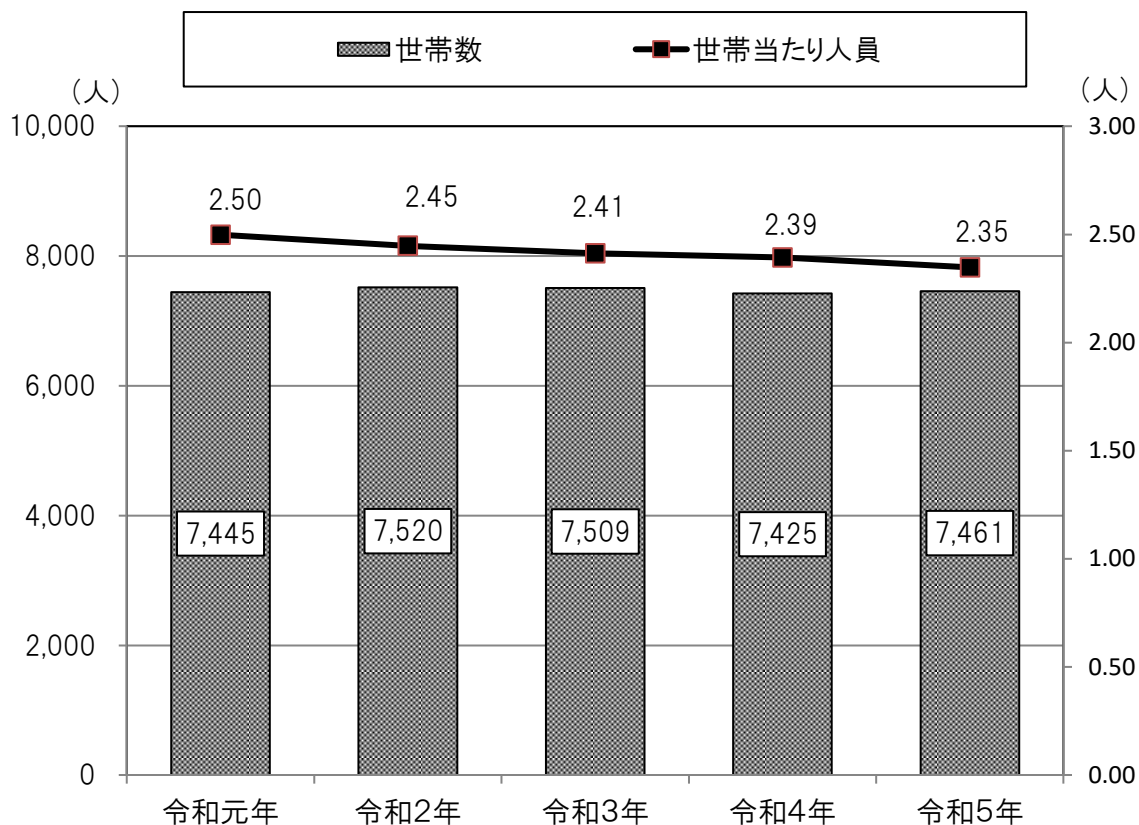
【年齢3区分別人口と高齢化率の推移と将来推計】



※令和10年は、令和元年から令和5年までは住民基本台帳人口(4月1日現在)を基準人口として、コーホート変化率法により推計

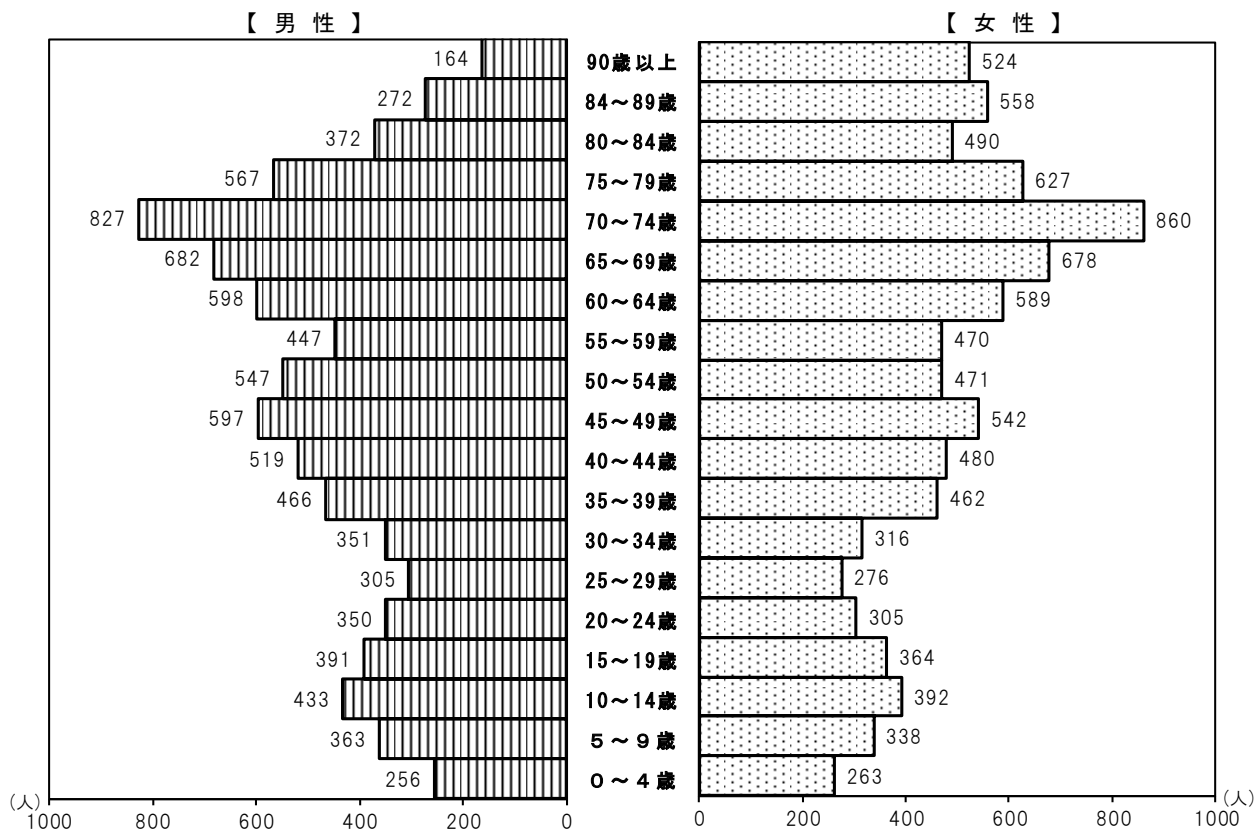
資料：令和元年から令和5年までは住民基本台帳(各年4月1日現在)

【世帯数及び世帯当たり人員の推移】



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

【人口ピラミッド】



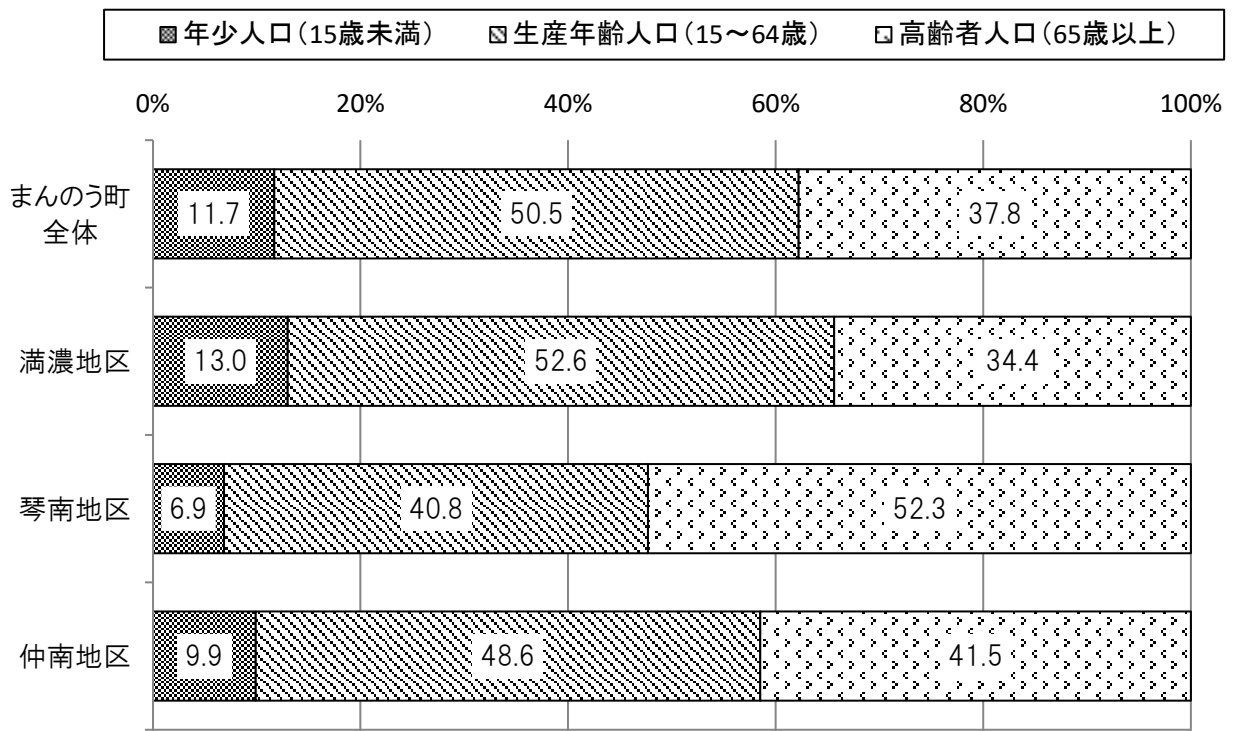
資料: 住民基本台帳(令和5年4月1日現在)

【地区別概況】

地区	地域	面積	人口
満濃地区	長炭、吉野、神野、四条、高篠	53.27km ²	11,987人
琴南地区	琴南	82.98km ²	1,922人
仲南地区	仲南	58.20km ²	3,603人
合計		194.45km ²	17,512人

資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

【地区別年齢3区分別人口の構成】

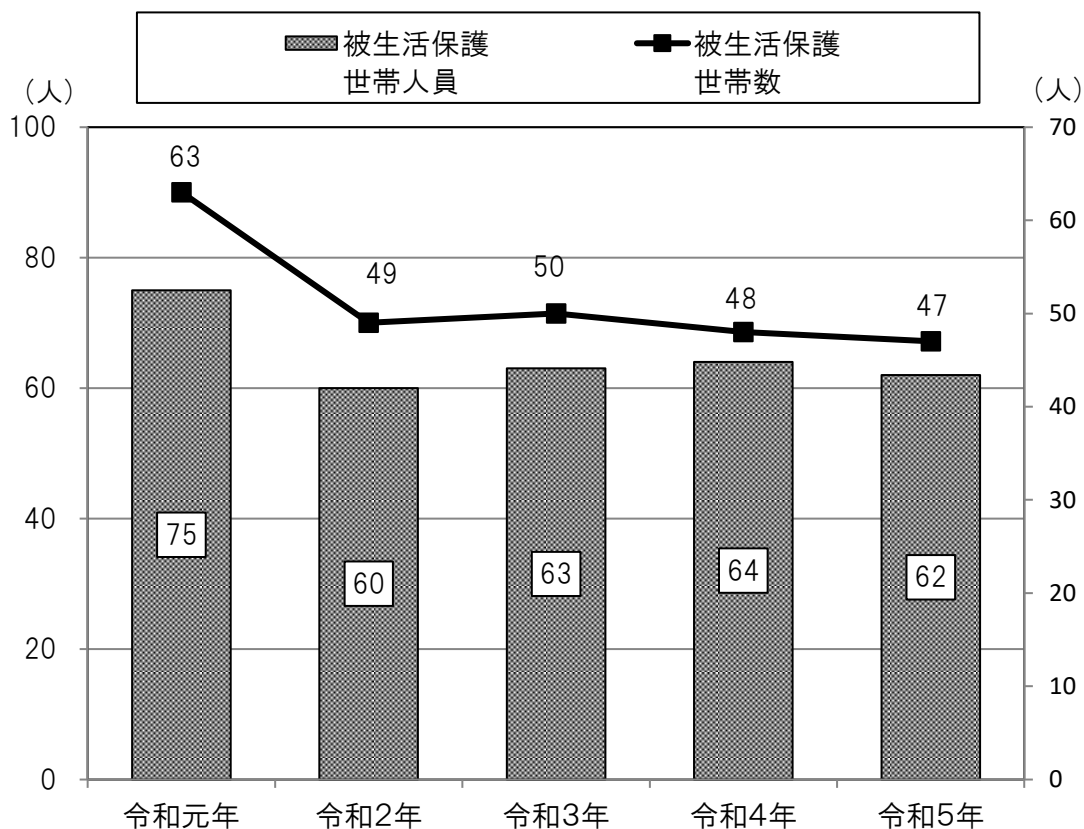


資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

【3】生活保護の状況

生活保護の状況は、令和2年以降は世帯、人員ともにほぼ横ばいの傾向になっています。

【生活保護受給世帯と世帯に属する人員の推移】

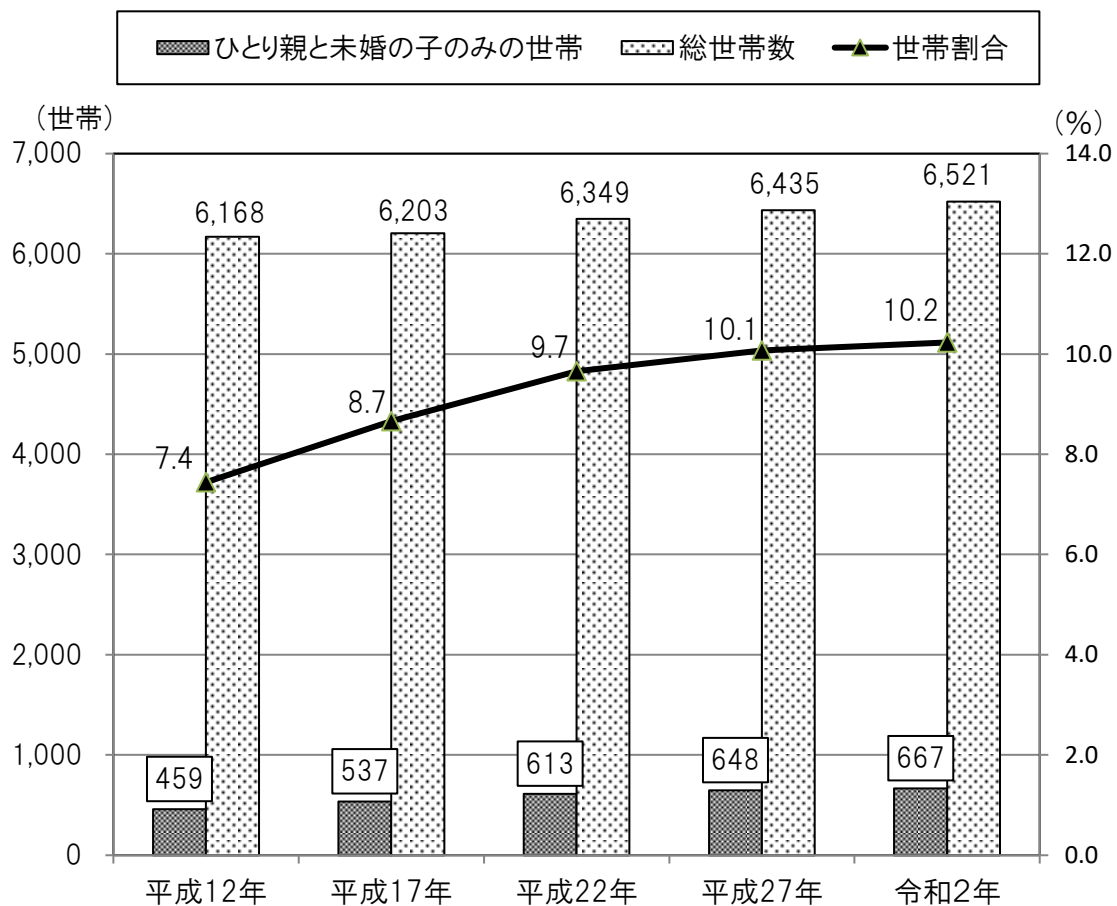


資料：まんのう町福祉保険課（各年4月1日現在）

【4】子どもに関する状況

ひとり親世帯は、この20年間で約1.5倍近く増加しており、令和2年時点では667世帯となっています。また、全世帯におけるひとり親家庭の比率も平成12年の7.4%から令和2年には10.2%と増加傾向にあります。

【ひとり親世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

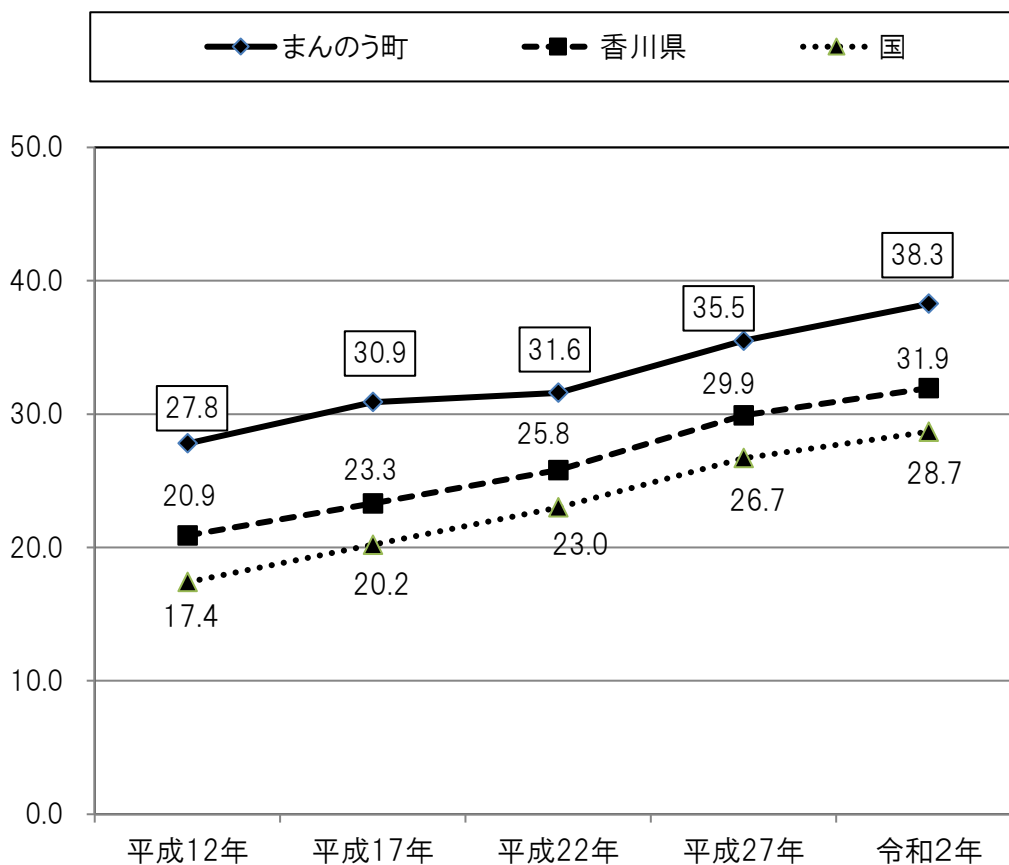
【5】高齢者に関する状況

高齢化率は、この20年間で10.5ポイント上昇しており、国、県を上回って推移しています。

要支援・要介護認定者数は、令和2年以降、減少しており、令和5年には1,297人と4年間で106人減少しています。

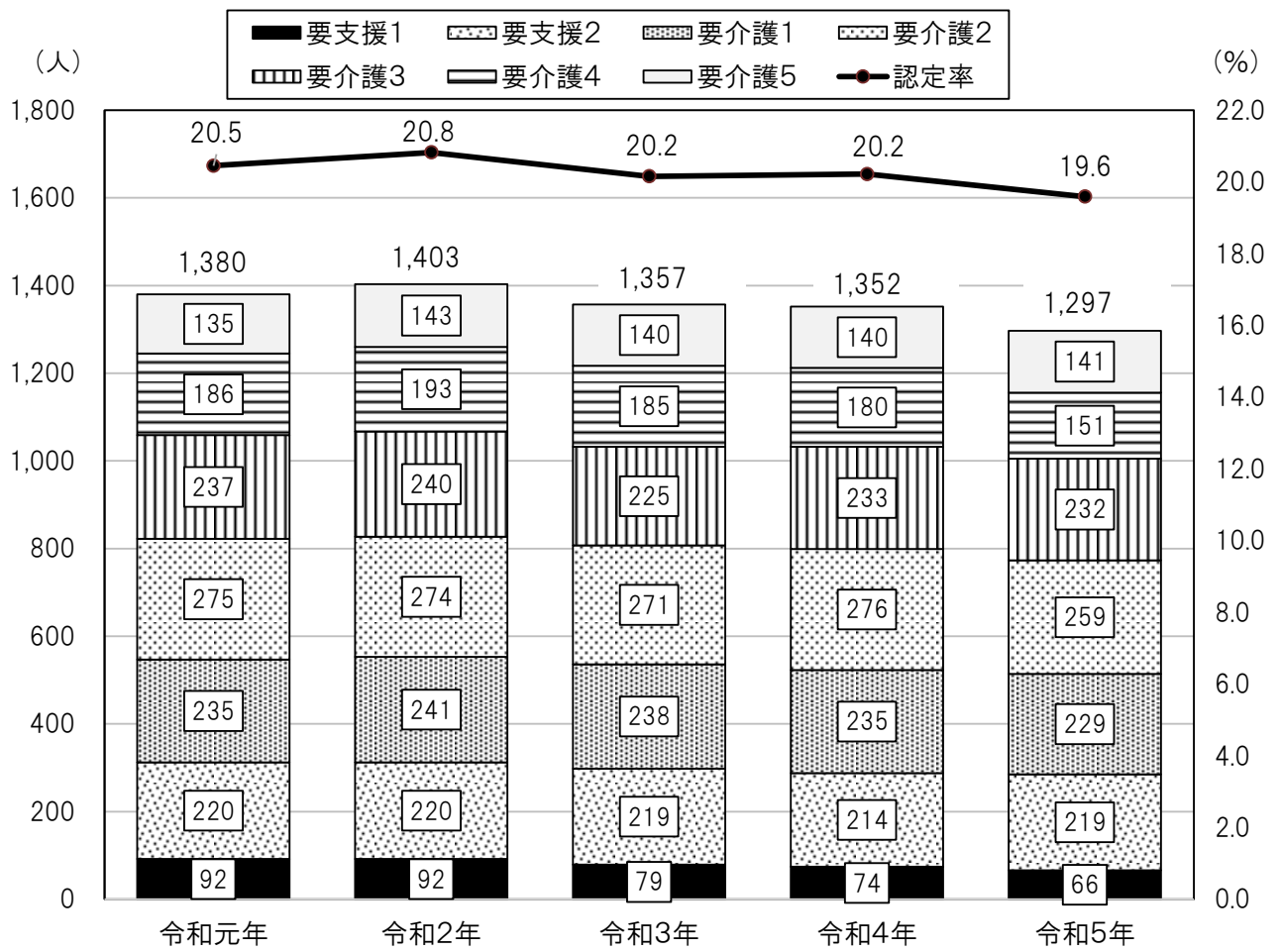
この2年間は、要支援2、要介護5以外はいずれの介護度も減少しています。

【高齢化率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【要介護(要支援)認定者数の推移】



資料:まんのう町福祉保険課(各年5月1日現在)

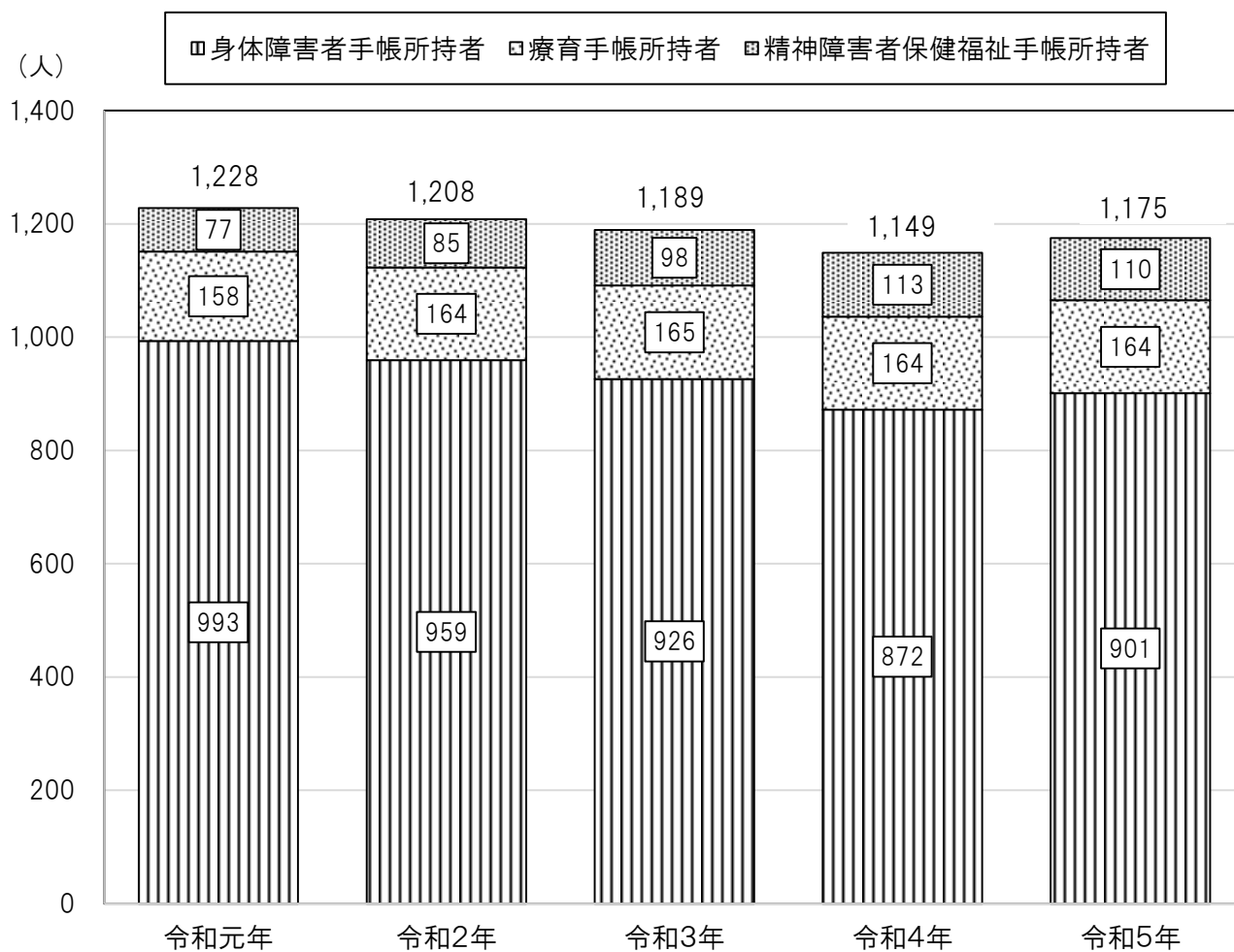


【6】 障害者に関する状況

障害者手帳所持者数は、令和元年から令和4年までは減少していますが、令和5年には再び増加し、1,175人となっています。

障害種別では、令和4年までは、身体障害者手帳所持者については微減傾向にあり、療育手帳所持者は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：まんのう町福祉保険課（各年4月1日現在）

【7】自殺に関する状況

本町における自殺者数は、平成29年から令和3年までの5年間のうち、計上されていない令和2年を除いて年平均4人となっています。

人口10万人当たりの自殺による死亡率、いわゆる自殺死亡率でみると、自殺者が計上されていない令和2年を除いて、本町は国、県を大きく上回っています。

また、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本町において自殺で亡くなる人の割合が高い属性の上位5区分が示されました。平成27年から令和元年の5年間では、60歳以上の高齢者層や20～39歳の若年層の比率が高いことがうかがえます。

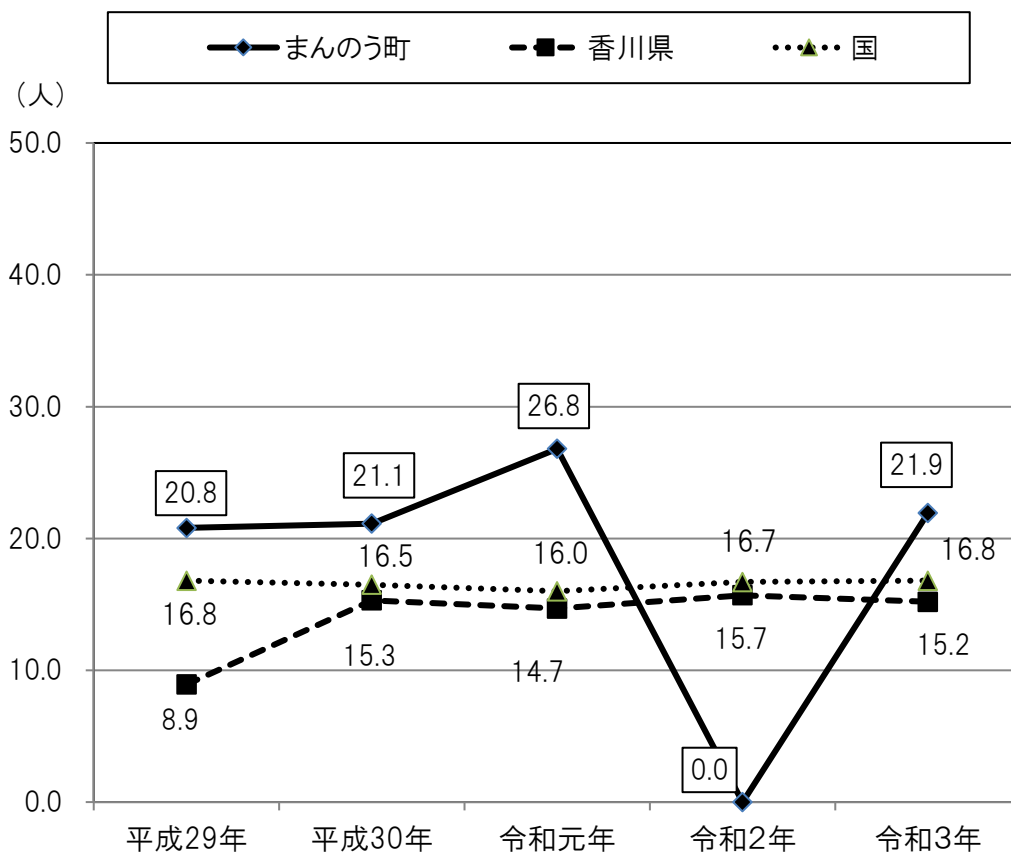
【自殺者数の推移】

(単位:人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自殺者数	4	4	5	0	4

資料:地域における自殺の基礎調査年報(厚生労働省)

【自殺死亡率の推移】



資料:地域における自殺の基礎調査年報(厚生労働省)

【自殺の特徴】

上位5区分	割合	自殺率※ ¹ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※ ²
1位:男性 60歳以上 無職同居	38.9%	81.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 20~39歳 有職同居	11.1%	42.1	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位:男性 20~39歳 有職同居	11.1%	29.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上 無職同居	11.1%	13.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 40~59歳 無職同居	5.6%	112.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

※1 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、平成27年国勢調査を基にJSCPにて推計したもの。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意。

【8】地域に関する状況

本町では、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織である、まんのう町社会福祉協議会が活動しています。

社会福祉協議会とは、昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されているものです。

まんのう町社会福祉協議会は次の2点を基本方針としています。

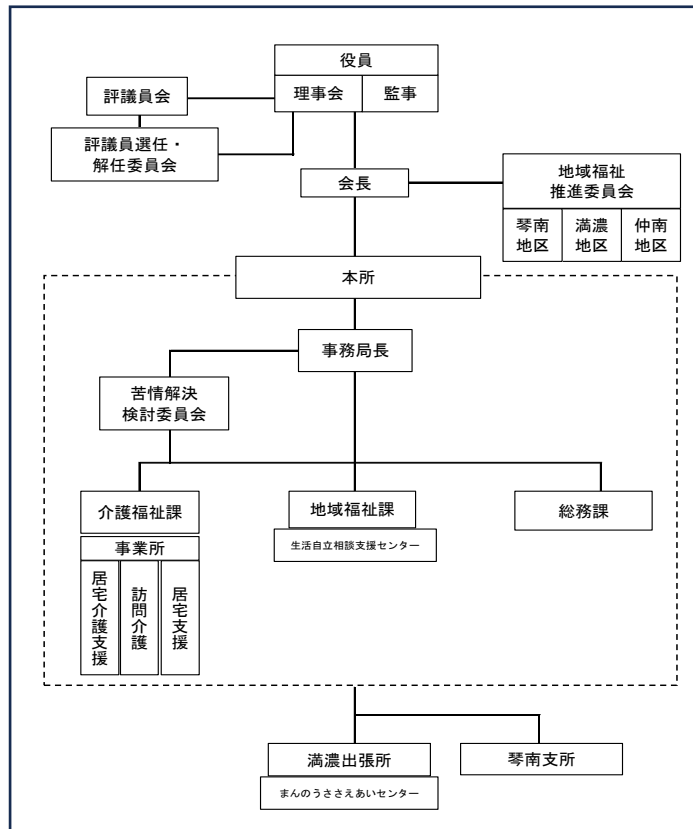
- ◆住民の自立を支援し、参加と協働による地域福祉をすすめる。
- ◆住民一人一人が安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組む。

この基本方針を基にして、「元気 ふれあい ほっと安心」をテーマに具体的な6つの基本目標を掲げ、9つの推進施策に取り組んでいます。

地域に暮らす住民の他、福祉委員、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動、日本赤十字社への協力等、全国的な取組から地域特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

このような活動を通して、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指しています。

【社会福祉協議会の組織】



【まんのう町で地域福祉活動に関連する団体や機関】

地域福祉活動に関する情報	単位数	人数
自治会	232	-
民生委員・児童委員	-	58人
主任児童委員	-	4人
老人クラブ	51	2,121人
婦人連絡協議会	7	-
食生活改善推進協議会	1	221人
母子愛育会	7	2,851人
地域福祉推進委員会委員(満濃)	-	25人
地域福祉推進委員会委員(琴南)	-	21人
地域福祉推進委員会委員(仲南)	-	24人
福祉委員(満濃)	-	224人
福祉委員(琴南)	-	64人
福祉委員(仲南)	-	183人
見守り・声かけ・ほっと安心事業助成集落(満濃)	37	-
見守り・声かけ・ほっと安心事業助成集落(琴南)	15	-
見守り・声かけ・ほっと安心事業助成集落(仲南)	11	-

資料:まんのう町福祉保険課

【1】住民アンケート調査と関係団体及び推進委員会・地区社協 ヒアリングからみた課題

「住民」「中学生」「地域福祉担い手」の3種のアンケート調査結果及び「関係団体」「推進委員会・地区社協」に対するヒアリング結果からみた課題を、「地域福祉の重要性に気づき、学びの場等で理解を深めるための課題」「地域福祉活動への参加を進めるための課題」「地域共生社会の実現を目指す安全・安心な環境づくりのための課題」の3つに分けて、本町の地域福祉をとりまく課題を整理しました。

1. 地域福祉の重要性に気づき、学びの場等で理解を深めるための課題

- 困った人たちに地域で支える等地域福祉が、住民自身を含め同じ地域に住んでいる人々にとって大切なことであることは理解しているものの、なかなか次の一歩が踏み出せないのが実情です。
- 住民アンケート調査結果にもあるように、近所の人間関係については、「立ち話やあいさつをする程度の人がいる」が6割程度あることから、今一歩進め、立ち話やあいさつ程度にとどまらず、より緊密な関係と強いつながりが必要です。
- 今後は、地域住民の福祉に関する窓口である自治会をはじめ社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員のことを住民が深く知ることが重要であり、中でも、自治会や民生委員・児童委員からの情報や福祉に関連する講演会や説明会を通じた情報については、紙媒体や面前等に替わる情報提供方法を検討し、積極的に情報共有していくことが必要です。
- さまざまな講演会や説明会については、今後の地域福祉を担う若い世代が気軽に参加できるようライフスタイルに合わせた内容や時間帯の設定等に努める必要があります。
- 情報共有とともに、住民になじみのある「お祭り」や地域の核となる公民館まつり等、地域の関わりや結びつきの大切さを実感できる環境づくりも必要です。
- 地域の関わりや結びつきを通して、福祉と地域をつなぐ民生委員、福祉委員等がカバーできない部分を、地域住民が普段から助け合い、見守り、気づく環境をつくる必要があります。
- 中学生アンケートにおいては、「町民がお互いに支え合い、助け合える地域づくりの促進」等、「地域共生社会」の実現に欠かせない項目が「福祉のまちづくりを充実させるために必要なこと」の上位を占めており、若い世代を取り込んだ「まんのう版我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

2. 地域福祉活動への参加を進めるための課題

- 民生委員・児童委員、福祉委員の活動においては、「メンバーの高齢化」、「地域の付き合いの希薄化」、「自発的な活動につながっていない」、「活動のマンネリ化」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」等の課題が挙げられています。
- 自治会を含め民生委員・児童委員にとっては、次代の地域福祉を担う若い世代の取り込みは喫緊の課題となっています。

- 住民の意識として、民生委員・児童委員は気軽な相談対象としては、まだ距離感があること、住民の今後のまちづくり活動希望率は減少していること、さらには、「自助・互助」にかわって、「福祉事業、行政サービス」等の主体である「公助」に期待する意識が強くなっていること等、地域の関わりや結びつきに対して乖離がみられます。
- 今後の地域福祉を推進するための人材づくりにおいては、まずは、若い人がボランティア活動に入れない状況を踏まえ、若いボランティアの育成と研修を実現する、ボランティア休暇取得への支援を推進する等、柔軟な対応が求められます。
- 身近な地域として自治会の範囲を想定して、弱体化しつつある自治会を再活発化させ、自治会活動を基盤とした地域福祉を目指すことが必要となっています。

3. 地域共生社会の実現を目指す安全・安心な環境づくりのための課題

- 本町でも地域福祉を取り巻く課題は、多様化、複雑化していますが、それらに対して住民は、弱い立場にある人への人権侵害や虐待をなくす仕組みづくりへの理解、制度の狭間にある人たちに寄り添う姿勢を示している等を踏まえ、これらに対応して、具体的な活動に結び付けることが必要となっています。
- 昨今は隣近所いわゆる互助の力が弱くなっている中、地域ぐるみで生活困窮者を見守り、情報を行政につなげて、誰もが安心して笑顔で暮らせるようにする手厚い福祉施策が必要となっています。
- 一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯が増え、それに伴い認知症の方も増えることが予想されます。一方で、見守る側の人も減ってくる中、老人会・消防団・自治会役員との情報の共有や、地域行事を復活させて住民が集まる機会を増やすことが必要となっています。
- 不登校児が増えており、中学を卒業するまでに不登校が解決できない場合、行政・保健師等、関係機関につなぐことを学校も考えておくことが必要です。
- 中学校では、不登校からひきこもり、ひきこもりから「8050」問題へ進んだ時、ひきこもりと「8050」問題の世帯情報を把握できる仕組みづくりが必要です。
- 色々な体験に慣れていない子どもたちも将来貴重な人材であり、職場体験や交流会の機会を設けることが必要となっています。
- 本地域の核となる公民館は、コミュニティセンターの機能を持っており、拠点施設としての役割を果たすことが重要となっています。
- 地域ぐるみで生活困窮者や一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯、制度の狭間にある世帯等への見守り、さらには、人権擁護、防災・防犯対策における弱者への支援等を通して、情報を行政につなげ、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現による安全・安心な環境づくりが必要です。

【2】前地域福祉計画の施策評価からみた課題

1. 支え合いのころを大切にすまち

- 支援を必要とする人の福祉サービスの利用については、年齢によって情報の取得方法に違いがあり、ニーズにあった情報の提供を工夫する必要があります。
- 分野横断的な共生型サービスについては、サービスを提供する事業所の開拓が必要となっています。
- 「我が事・丸ごと」社会の実現のための意識の醸成については、地域での会合の機会が少なく、研修会の実施が減少していることが課題となっています。
- 福祉に対する「支え手」と「受け手」の意識啓発については、開始から年数がまだ浅く、事業内容の周知が不十分なことが課題となっています。
- 助け合いへの意識啓発の全庁的な体制整備については、各地域の課題を抽出するとともに、コーディネーターと行政で連絡会を開催し、連携強化に努める必要があります。
- 民生委員・児童委員のなり手不足や負担増、また定年退職後も働く人が増え、後任選びが難航していることが課題となっています。
- 町社会福祉協議会の基盤の強化については、福祉ニーズが複雑化、多様化しており、ニーズにあった事業展開が必要となっています。
- 高齢者の元気な身体づくりについては、医療費、介護給付費の抑制も視野に入れた、保健事業の立案、施策化に向けて、一層の連携が求められています。
- 「特定健診や各種がん検診の受診率横ばい」、「特定保健指導は利用者が少ない」、「糖尿病や高血圧等の生活習慣病が多く、医療費も高い」、「歯科健診の受診率は低い」等が課題となっています。
- こころの健康づくりに関する啓発が継続的に実施できていないことが課題となっています。

2. 福祉を支える人が育ちあうまち

- 地域福祉活動の担い手育成のための研修等については、開始から年数がまだ浅く、事業内容の周知が不十分なことが課題となっています。
- まんのう健康・福祉まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度以降開催されておらず、今後の開催に向けた開催方法等の検討が必要です。
- 地域福祉を推進する団体については、「自治会の加入率低下」、「コロナ禍で自治会活動や民生委員・児童委員活動が制限された」、「民生委員・児童委員は1期、2期で退任する方が増加」等が課題となっています。
- 地域福祉の人材養成については、新型コロナウイルス感染症により中止し、福祉委員の役割については、チラシの作成配布にとどまっており、今後の施策についての検討が必要となっています。
- 成年後見制度や中核機関について認識が薄く、国の計画では後見人が決まった後のチーム支援について示されていますが、件数は乏しく、後見人との関係構築が課題となっています。
- 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等については、養成後の登録管理や育成とともに、高齢化が進む中で担い手不足が課題となっています。

- ボランティアポイント制度については、開始から年数がまだ浅く、事業内容の周知が不十分なことが課題となっています。
- 子ども・女性ひまわり基金については、子育て短期支援事業の利用が少ないため、基金の活用はしていません。また、施設は空きが少ないことが課題となっています。

3. 誰も地域で孤立しない・させないまち

- 既存の制度に明確に位置付けられていない制度の狭間にいる人に対する支援については、関係機関との情報共有の場が少ないことが課題となっています。また、個別の相談について、関係機関と連携して支援する必要があります。
- 支援関係機関によるチーム支援については、連携して推進できる体制づくりを目的に顔の見える関係機関のつながりを確認しましたが、支援機関の活動内容の認知度が低く、支援を必要としている人が見えづらいことが課題となっています。
- 年齢とともに、自治会を脱退する高齢者も見受けられ、事業の実効性が薄れていること、また、支援者がいない地域もあることが課題となっています。
- 交通弱者への対応については、福祉タクシーを病院の利用のみに限定することをやめて、買い物等の日常生活でも利用できるように改善をする必要があります。
- 「まんのう町高齢者徘徊等SOSネットワーク」については、高齢者等が認知症等により徘徊、行方不明となった場合に、早期発見、早期保護と家族への支援を図る必要があります。
- 地域住民等が集う拠点については、施設増改築に当たり、費用等が高騰し、事業費が増加傾向にあることが課題となっています。
- 身近な圏域で地域生活課題に関する包括的な相談を受ける体制については、生活課題が複雑化、深刻化するとともに、潜在化していることが課題となっています。
- 孤立しないための居場所づくりについては、全住民を対象とした居場所はなく、年齢、疾患別だけではなく、誰もが気軽に立ち寄れる居場所が必要となっています。また、現在、利用されている方が町外者ばかりとなっており、今後の運営について検討が必要となっています。

4. 誰も自殺に追い込まれることのないまち

- 相談会場をより身近な公民館等に変更していますが、相談者は少ない状況です。相談には保健師等に対応するケースが多く、他職員の相談対応研修等を検討する必要があります。
- 相談機関ネットワークについては、関係機関とのネットワークづくりまではできていないことが課題となっています。
- 人材育成のための研修については、養成研修受講後、フォローアップ研修等がなく、資質向上・維持、専門家とのつなぎ方に関する事業を検討する必要があります。
- 自殺対策の啓発資料については、身近な場所でのリーフレット設置ができていないことが課題となっています。
- 住民向け啓発イベントについては、コロナ禍で開催できていないことが課題となっています。
- 相談支援体制については、関係機関等相談支援窓口間の情報共有・連携強化の場が必要となっています。

- 見守り・声かけ・ほっと安心事業については、年齢とともに自治会を脱退する高齢者も見受けられ、地域内でもつながりの希薄化が進んでいることが課題となっています。
- 高齢者の健康相談については、保健事業の中での啓発では対象に限りがあるため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携して取り組む必要があります。

【3】前地域福祉活動計画の施策評価からみた課題

1. 実施計画編

- 福祉サービスの提供については、各事業のボランティアの高齢化と新規ボランティアの不足や、訪問介護事業所・居宅介護支援事業所の経営改善が課題となっています。
- 思いやりの心を育てる人づくりについては、地域福祉の啓発の場となっていたまんのう健康・福祉まつり事業が重要と思いますが、コロナ禍で中止となっているため、事業の見直しが必要となっています。
- ささえあいのネットワークづくりについては、まんのうささえあいサービス事業の周知と活性化が必要となっています。
- 問題解決のための相談体制づくりについては、相談者が気軽に来訪できる体制づくりが必要となっています。

2. 推進委員会・地区社協編

琴南地区

【近隣で集えるお茶飲み会場「ちょっとちょっとカフェことなみ」の開催】

(自分や地域)

- コロナの感染拡大により本事業を中止した経緯を踏まえた取組が必要です。
(行政や町社会福祉協議会)
- 事業実施に向けての支援計画づくりが必要です。

長炭地区

【地域の絆づくり】

(自分や地域)

- 青少年育成会議や福祉委員と連携した立哨活動では、積極的に声かけができ、日頃あまりあいさつをしない方でも声かけができています。参加者の声を拾い上げ、充実させる必要があります。

吉野地区

【交通手段が乏しい高齢者等が地域の拠点となる公民館に気軽に集える仕組みづくり】

(自分や地域)

- 行政のあいあいタクシーを補完し、公民館へ行くための移手段の検討が必要です。
(行政や町社会福祉協議会)
- まんまんカフェの参加者に対し、マイクロバス送迎の協力が必要です。

神野地区

【新しい交流の場 神野コミュニティカフェづくり】

(自分や地域)

- 新しく開設した神野ふれあいカフェは、月 1 回第一金曜日に順調に開催されており、今後も継続した取組が必要です。

(行政や町社会福祉協議会)

- 参加者のマイクロバスでの送迎の協力や、運営資金の援助を行いました。また、健康チェック等、保健師の協力をできる範囲で得ることができました。今後もこの支援・協力関係を維持する必要があります。

四条地区

【地域住民のつながりを作る】

(自分や地域)

- 住民同士が疎遠になってきており、自治会に未加入の世帯の増加や、ボランティアの高齢化に伴う担い手の減少等への対応が必要です。

(行政や町社会福祉協議会)

- 集会や研修会、見守り事業の説明会等への参加を促すため、広報等の啓発を推進することが必要です。また、リーダー養成研修会を実施することが必要です。

高篠地区

【地域住民のつながりを作る】

(自分や地域)

- 町社会福祉協議会役員が支部や公民館行事の時に自治会を通じて地域へ声かけを行い、参加者を募ることが今後も必要です。

(行政や町社会福祉協議会)

- 公民館を周知するために看板の設置についての協議を継続し、設置への対応等が必要です。

仲南地区

【買い物困難者への支援】

(自分や地域)

- 自治会の集まりの時や粗品等を配布する時に高齢者の方に買い物に関するアンケートを実施するなど、困りごとの把握を継続する必要があります。

(行政や町社会福祉協議会)

- 地域の買い物困難者の現状把握を行うためにアンケートを作成しました。その他、町内の配達可能商店の一覧表を作成する必要があります。

第2部 総論



【1】基本理念

福祉とは、人が生涯にわたって自立して、しあわせに生きる。つまり、「福祉とは人がしあわせに生きること」という考え方が根底にあります。

そのためには、まずは、住民一人一人が実現すべき事柄について考えたり、取り組んだりすることが重要ですが、個人や深い絆と援助関係で結ばれた家族だけでは限界があります。

災害時等、地域全体で考えないといけない諸課題については、隣近所はもちろん、地域住民の福祉をつなぐ最初の窓口である民生委員・児童委員、地域の福祉委員をはじめ、自治会、地域福祉を实践する民間団体である社会福祉協議会等の連携が重要な役割を果たしています。この連携によって実現すべき社会が、地域に暮らす全ての人が支え合う「地域共生社会」です。

「まんのう町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、本町が目指す地域共生社会を「具体化」する計画として位置付けています。

しかし、本町では、隣近所を含む地域全体での見守りや気づき等、地域への関わりは希薄化し、結果として地域コミュニティの脆弱化を招いています。

さらに、地域福祉の要である民生委員・児童委員、福祉委員については、若年層の後継者が育たないことや任期の短期間化等により、十分機能していない状況があります。

この傾向は人口減少・少子高齢化社会においては、今後とも、大きな変化は望めない状況です。

したがって、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、これまでの組織を本町に合った形で、再編し、つなぎなおし、住民一人一人が日々の生活の主体となって生活を送ることができ、住民それぞれがその人に合ったしあわせの価値を、住民自らつくりだし、高齢者から若者まで、支え合いの輪の中で活躍できる、本町独自の「地域共生社会の実現」を目指します。

そこで、本町における住民と行政、社会福祉協議会がともに目指す地域福祉の考え方として、次のような基本理念を掲げます。

◆基本理念◆

住民一人一人、自分に合った幸せを創造できる
「地域共生社会」が形成されたまち

～まんのう町ならこれができる 私ならこれができる～

【2】基本目標

施策の大綱1 とともに支え合う地域をつくる

基本目標1

気づき、思いやる心を育てる

住民一人一人が助け合い、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化に“気づく”地域づくりを目指します。身近な地域での関わりをとおして、見守りや声かけといった住民同士の関わりや外国人も含めた顔の見える関係づくりを進めます。

学校教育現場における福祉教育を支援するとともに、子どもたちの地域福祉活動への参加を促進します。併せて、地域ぐるみで福祉教育を推進し、家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会等が一体となった連帯の輪を広げます。

基本目標2

地域福祉における住民参画の基盤づくり

若い世代のライフスタイルに合わせて気軽に参加できるきっかけづくりが必要であり、情報発信による注目、興味を喚起する試みや、自分も担い手になれる実感、活動のPRや透明化により興味を持ってもらうことが必要です。

多様な参加形態で短時間でも関わることができ、人が人を呼ぶ好循環を広げ、住民にとって、地域活動が身近で参加しやすく、また活動へ参加することへの満足感や達成感が得られるような仕組みづくりを進めます。

その上で、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域団体、ボランティア、企業等、それぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重し、地域で支え合う意識づくりや活動しやすい環境づくり、協働のための交流・連携を拡大・強化するための施策展開を図ります。このような取組を通して「まんのう版我が事・丸ごと地域共生社会」の実現を図ります。

施策の大綱2 地域福祉の担い手を育てる地域づくり

基本目標3

福祉を支える人を育てる

住民の立場に立って相談・援助活動を行う民生委員・児童委員、福祉委員等は、地域福祉活動の重要な担い手であることから、町、社会福祉協議会等との連携強化のもと、担い手の確保と活動の充実強化を図ります。

地域活動やボランティア活動への参加を促すため、社会福祉協議会等が行う福祉ボランティア体験講座や、ボランティア・交流集会の開催等に対する支援に努めます。

施策の大綱3 自立と安心を支える基盤づくり

基本目標4

包括的な相談支援体制づくり

住民の多様な課題やニーズを受けとめ合うには、身近な地域でも相談ができ、総合的・継続的に解決に導くため、様々な組織同士を“つなぐ”体制を整えることが大切です。

複合的で複雑な課題を抱えた方は、地域から孤立したり、どこに相談して良いか分からないという状況に置かれていることが考えられるため、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等につながるよう、地域の関係者、関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築する他、権利擁護の取組を推進します。

基本目標5

安心で人にやさしいまちづくり

日中の地域の見守りや防災活動等については、企業等による人的・物的な協力が欠かせないことから、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の情報共有やネットワーク体制の構築、合同防災訓練の実施等、企業等が参加・協力しやすい環境づくりを推進します。

災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係機関・団体と連携した活動環境の整備等を支援し、地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進め、住民生活の安全・安心の確保に努めます。

また、地域の特性に応じて地域福祉を進めていくため、身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、地域に根ざした課題やニーズを見つけて多様な取組につなげ、それらを解決する環境づくりを推進します。

支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるように、福祉サービスの情報発信やサービス提供の仕組みを充実します。

施策の大綱4 自殺対策計画

基本目標6

誰も自殺に追い込まれることのないまち

社会が多様化する中で、日常生活の場で起きる問題は複雑化、複合化しています。

複雑化、複合化した問題がもっとも深刻化した時、自殺は起きると言われています。

つまり、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であると考えられます。

それを踏まえ、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として自殺対策に取り組みます。

【基本目標】

基本施策

施策の大綱1 ともに支え合う地域をつくる

【基本目標1】
気づき、思いやる心を育てる

1. 福祉への関心を高める啓発の推進
2. 学びの場における福祉への理解の促進

【基本目標2】
地域福祉における住民参画
の基盤づくり

1. 地域で身近に支え合う仕組みづくり
2. 多様な主体による活動の推進
3. 心身ともに健康で自分らしく生きられる仕組みづくり

施策の大綱2 地域福祉の担い手を育てる地域づくり

【基本目標3】
福祉を支える人を育てる

1. 地域福祉活動の担い手の育成、連携の支援
2. 地域で活動する人や団体の支援
3. 地域福祉活動を支える仕組みづくり

施策の大綱3 自立と安心を支える基盤づくり

【基本目標4】
包括的な相談支援体制づくり

1. 複雑化・複合化した課題への支援体制の促進
2. 包括的な支援体制・権利擁護の充実

【基本目標5】
安心で人にやさしい
まちづくり

1. 防災体制と避難支援体制の充実
2. 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
3. 福祉サービスの質・量の確保

施策の大綱4 自殺対策計画

【基本目標6】
誰も自殺に追い込まれること
のないまち

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
6. 若年層・高齢者層への支援の強化

第3部 施策の展開



【基本目標1】気づき、思いやる心を育てる

1. 福祉への関心を高める啓発の推進

1-1. 地域福祉計画での取組（町）

核家族化や価値観の多様化に伴い、地域のきずなが希薄化するとともに、地域が抱える課題が複雑化・多様化するなか、地域福祉を推進していくためには、地域住民一人一人が「他人事」ではなく「我が事」として福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育てていくことが大切です。

このような状況に対して、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めます。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- あいさつや声かけ等を通して、隣近所との関係を深めましょう。
- 地域で助け合い、支え合う意識を持ちましょう。
- 町や社会福祉協議会の広報紙やホームページ等で、福祉サービスの情報を入手しましょう。
- 地域のイベントや行事等に積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に参加する意識を持ちましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ あいさつや声かけ、近所付き合いや見守りを積極的にする地域づくりを進めましょう。
- ◆ 地域福祉活動に関する情報を様々な機会や手段を活用して広く発信しましょう。
- ◆ 町や社会福祉協議会等で行われる行事やイベントを広く周知して参加を呼び掛けましょう。
- ◆ 地域の行事やイベントでは、開催時間や場所への配慮等、誰もが参加しやすい条件づくりに努めましょう。
- ◆ 地域の子どもたちのボランティア活動に対する意識の高揚に取り組みましょう。

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
「我が事・丸ごと」社会の実現のための意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修や講座等を充実し、「全ての住民が地域福祉の主体である」という意識づくりを進めます。 ■ 「見守り・声かけ・ほっと安心事業」を活用した研修会を推奨します。 ■ 福祉委員への研修や、小地域サロンの場を活用した研修や講座の企画を検討します。 	福祉保険課
福祉に対する「支え手」と「受け手」の意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」にも回ることができ、自分が参加できる場を地域や社会に見出していくための意識啓発を進めます。 ■ 「まんのうささえあいサービス事業」の新規協力会員の養成研修や、登録済みの協力員の交流研修を実施します。 ■ 幅広い年齢層の方が利用できる仕組みづくりや、協力会員、利用会員を増やすためのPR活動を強化し周知に努めます。 	福祉保険課
地域福祉に関する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町の広報紙やホームページをはじめ、あらゆる機会を通して、「地域福祉」や「地域共生社会」の考え方について、住民への周知及び意識啓発、理解の促進に努めます。 	福祉保険課
講座等の開催による意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉に関する講座やセミナー、研修会等を開催します。 ■ 講座やセミナー、研修会等の講師の人材確保に努めます。 	福祉保険課
広報紙等による情報提供と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙・マスコミ等を活用して福祉に関する情報の提供を行います。 	福祉保険課
各種行事を活用した広報・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉や健康に係わる行事を通して、参加者への地域福祉に対する理解の促進に努めます。 	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年間のボランティア参加率	37.7%	40.0%	43.0%	46.0%	48.0%	50.0%
民生委員・児童委員が定例会や研修等に参加した数	746件	760件	770件	780件	790件	800件

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
「住民がお互いに支え合い、助け合える地域福祉の促進」が重要と考える割合	23.3%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
「自分が暮らしていく上で、必要なサービスがすぐに分かり、手続きができる」と感じる割合(新規)	38.7%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	70.0%
ワーク・ライフ・バランスの講演会の開催(新規)	0回/年	—	—	1回/年	1回/年	1回/年
(仮称)地域福祉計画推進委員会の設置(新規)	—	—	—	設置	—	—

1-2. 地域福祉活動計画での取組(町社協)

地域福祉活動の充実のためには、個人から団体まで多くの人の関わりが大切です。福祉を支える人材育成に取り組みます。子どもから大人まで思いやりの心を育むため、地域福祉についての住民の意識啓発を推進します。

町社会福祉協議会のホームページや広報紙「社協だよりまんのう」等を活用して社協の活動内容や各種サービスの周知を図るとともに、情報提供の充実に努めます。

老人クラブ、町内のボランティアグループ等、地域で活躍する団体と連携し、様々な福祉課題の解決に取り組むとともに、協働して福祉意識の向上に努めます。

推進目標 福祉意識の啓発と人材育成

- 「見守り・声かけ・ほっと安心事業」を活用した研修会を実施します。
- 福祉委員への研修や、小地域ふれあいサロンの場を活用した研修や講座を実施します。
- 「まんのうささえあいサービス事業」の新規協力会員の養成研修や、登録済みの協力員の交流研修を実施します。
- 「まんのうささえあいサービス事業」の利用を促進します。

【関連事業】

- ・広報活動事業
- ・まんのう町社会福祉大会
- ・まんのう健康・福祉まつり
- ・福祉についてのお話の会

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
福祉大会参加者数	無	350人	350人	350人	350人	350人
福祉まつり参加者数	無	350人	400人	450人	500人	500人
お話の会開催回数	6回	10回	11回	12回	13回	14回
お話の会参加者数	106人	100人	110人	120人	130人	140人

2. 学びの場における福祉への理解の促進

2-1. 地域福祉計画での取組（町）

幼少期から高齢期に至るまで幅広く福祉教育・学習の機会を提供することにより、地域福祉に対する住民意識の醸成を図る必要があります。

小中学校や地域における教育を通じて、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めます。

また、学校教育とともに生涯学習活動等を通じて、若い世代をはじめ幅広い年齢層に向けて、地域福祉の考え方について学べる機会を提供し、地域との関わりの強化と助け合いの意識を醸成します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 地域福祉や地域共生社会に関心を持ち、自ら学ぶとともに、家庭で話し合う機会を持ちましょう。
- 町等が開催する講座や講演会等に参加するよう、声をかけ合いましょう。
- 学校での福祉教育とともに、講座や講演会等に参加して学んだことを身近な人にも伝えましょう。
- 家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育を実施しましょう。
- 健康や福祉のイベントに参加します。また、まつり等の地域行事に積極的に取り組みましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 地域の「ふれあいサロン」等を活用して、福祉や社会参加、生きがいにつながる学習機会を提供しましょう。
- ◆ 障害者や外国人をはじめ住民同士のつながりをつくるため、交流に努めましょう。
- ◆ 住民の福祉意識の向上と地域福祉活動への理解を深めるため、各種講座や研修会等の企画・開催に努めましょう。
- ◆ 地域で家庭教育学級等を行い、福祉に対する意識の向上を図りましょう。
- ◆ 地域の子どもたちのボランティア活動に対する意識の高揚に取り組みましょう。

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
「我が事・丸ごと」社会の実現のための意識の醸成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修や講座等を充実し、「全ての住民が地域福祉の主体である」という意識づくりを進めます。 ■ 見守り・声かけ・ほっと安心事業を活用した研修会を推奨します。 ■ 福祉委員への研修や、小地域サロンの場を活用した研修や講座の実施を検討します。 	福祉保険課
学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用した福祉教育により、地域の一員としてできることは何かを考え、行動する力を育みます。 ■ 教職員に対して、研修を実施し、福祉への理解を深めます。 	学校教育課
地域における学習の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町社会福祉協議会と連携し、地域において福祉について学ぶ機会を充実し、地域の福祉課題の解決に向けて積極的に取り組む意識づくりに努めます。 	生涯学習課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年間のボランティア参加率（再掲）	37.7%	40.0%	43.0%	46.0%	48.0%	50.0%
民生委員・児童委員が定例会や研修等に参加した数（再掲）	746件	760件	770件	780件	790件	800件
「住民がお互いに支え合い、助け合える地域福祉の促進」が重要と考える割合（再掲）	23.3%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%

2-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

住民が福祉について考え学ぶ機会を充実させ、学んだ知識を地域の中で生かせるよう、学校や関係機関と連携し、福祉教育の充実を推進します。

車いす体験等の福祉出前講座や障害者の講話等を地域の福祉教育に取り入れます。また、障害者との交流の場づくりに努めます。

推進目標 福祉についての学びと人材育成

- 小地域ふれあいサロンを活用した学習の場を開催します。
- 学校や自治会に赴き、福祉の理解を高める出前講座を開催します。
- ボランティア養成として福祉体験の研修を行います。

【関連事業】

- ・小地域ふれあいサロン
- ・まんのう町社会福祉大会（再掲）
- ・まんのう健康・福祉まつり（再掲）
- ・福祉についてのお話の会（再掲）

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
福祉大会参加者数 (再掲)	無	350人	350人	350人	350人	350人
福祉まつり参加者数 (再掲)	無	350人	400人	450人	500人	500人
お話の会開催回数 (再掲)	6回	10回	11回	12回	13回	14回
お話の会参加者数 (再掲)	106人	100人	110人	120人	130人	140人



◆小学校高齢者疑似体験

【基本目標2】地域福祉における住民参画の基盤づくり

1. 地域で身近に支え合う仕組みづくり

1-1. 地域福祉計画での取組（町）

地域のきずなの希薄化に伴う地域住民の交流機会の減少により、一人暮らし高齢者や障害者、子育て家庭等、支援を必要とする人の孤立が問題となっています。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

また、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めます。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所や地域の人との関わりを深めましょう。
- 近所で暮らす一人暮らしの高齢者等、支援が必要な人との交流を深めましょう。
- 地域の理解を深め、問題点や課題について考えましょう。
- 各種団体等の身近な地域活動に参加し、積極的に関わりを持ちましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 地域で行われている福祉活動に関する情報を広く発信しましょう。
- ◆ 民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、支援を必要としている人の把握に努めましょう。
- ◆ 地域活動や行事、イベントの企画や参加を地域住民に呼び掛け、多くの人に参加しやすいよう工夫に努めましょう。
- ◆ 身近な地域で、住民同士が福祉課題等を話し合う機会をつくり、解決できる仕組みづくりを検討しましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
支援を必要とする人の福祉サービスの適切な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談窓口において利用者の相談に応じるとともに、福祉に関する各種制度等を広報、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用して、分かりやすく情報を提供します。 	福祉保険課

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
分野横断的な共生型サービスの検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢、障害、子ども・子育て等の総合的福祉サービスを検討します。 ■ 介護や障害といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応できるサービスを検討するとともに、事業への参入を検討している事業者積極的に働き掛けます。 	福祉保険課
「我が事・丸ごと」社会の実現のための意識の醸成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修や講座等を充実し、「全ての住民が地域福祉の主体である」という意識づくりを進めます。 ■ 「見守り・声かけ・ほっと安心事業」を活用した研修会を推奨します。 ■ 福祉委員への研修や、小地域ふれあいサロンの場を活用した研修や講座の実施に向けた企画を立案します。 	福祉保険課
福祉に対する「支え手」と「受け手」の意識向上の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」にも回ることで、自分が参加できる場を地域や社会に見出していくための意識啓発を進めます。 ■ 「まんのうささえあいサービス事業」の新規協力会員の養成研修や、登録済みの協力員の交流研修の実施に向けた企画を立案します。 ■ 「まんのうささえあいサービス事業」の利用促進、幅広い年齢層の方が利用できる仕組みづくりを立案し、協力会員、利用会員を増やすためのPR活動を強化し周知に努めます。 	福祉保険課
コミュニティ活動情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での子どもや高齢者への見守り活動をはじめ、住民同士の親睦と文化の向上等を目的とする活動について、情報の提供に努めます。 	福祉保険課 企画政策課
身近な地域での支え合いの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な地域で、高齢者や障害者、子育て家庭等が抱える悩みや不安の把握に努め、住民同士が支え合える関係づくりを促進します。 	福祉保険課
高齢者の見守りや支え合いのできる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人クラブの運営を支援し、高齢者の地域活動を促進します。 ■ 高齢者の見守り活動体制の充実を図ります。 	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年間のボランティア参加率（再掲）	37.7%	40.0%	43.0%	46.0%	48.0%	50.0%
民生委員・児童委員が定例会や研修等に参加した数（再掲）	746件	760件	770件	780件	790件	800件

1-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

地域住民が福祉課題を抱えて孤立することを防ぐため、関係機関・団体との連携強化に努め、相談支援につなぎます。

既存の制度では解決が難しく、行政や公的機関の支援が及ばない複雑で困難な課題を抱えている人のニーズを早期に把握し解決に向けた取組を進めるため、地域福祉関係団体のネットワーク構築と協働の体制を整えます。

推進目標 支え合いのネットワークづくり

○ちょっとした困りごとを地域の中で支えあう有償ボランティアサービスであるまんのうささえあいサービスの充実を図ります。

○生活支援コーディネーターを配置して地域のニーズに合った福祉サービスを提案します。

【関連事業】

- ・生活支援コーディネーター
- ・まんのうささえあいサービス
- ・香川おもいやりネットワーク事業
- ・福祉委員活動への相談助言等の支援
- ・高齢者等在宅福祉実態調査
- ・避難行動要支援者調査事業
- ・見守り・声かけ・ほっと安心事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
まんのうささえあいサービス事業協力会員登録者数	52人	70人	80人	90人	100人	110人
まんのうささえあいサービスの協力会員活動回数	74回	90回	95回	100回	100回	100回
香川おもいやりネットワーク事業の社会福祉法人等との連携回数（ネットワーク会議等）	3回	3回	3回	3回	3回	3回
高齢者等在宅福祉実態調査の調査件数	1,082件	1,080件	1,090件	1,100件	1,110件	1,120件
避難行動要支援者調査事業の調査件数	595件	600件	610件	620件	630件	640件
見守り・声かけ・ほっと安心事業の参加集落数	64集落	65集落	66集落	67集落	68集落	69集落

2. 多様な主体による活動の推進

2-1. 地域福祉計画での取組（町）

住民の福祉ニーズや地域社会が抱える課題は複雑化・多様化しています。こうした課題に対応するため、地域住民、社会福祉法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の様々な主体による地域福祉を促進し、その連携を強化することが必要です。

行政、地域、住民等の多様な主体が、それぞれの立場で地域共生社会の実現に向けて取り組むことを推進します。

また、国、県、本町をはじめ関係機関、住民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

その際、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することを目指します。

また、地域福祉活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得の機会等に関する支援も推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 自分たちの地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 地域に目を向けて、どのような活動が求められているのかを知ること努めましょう。
- 地域で気付いたことや町への思いを人と話し合ひましょう。
- 民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアグループや社会福祉協議会等の活動に関心を持ちましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアグループや社会福祉協議会等が協働し、地域主導での組織づくりや活動を推進しましょう。
- ◆ ボランティア活動に参加しやすい環境づくりにみんなで努めましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
相談機関ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済問題、労働問題、家庭問題等の様々な問題を同時に抱えていることが多いことから、多様な主体による相談体制の連携を図ります。 ■ 保健師等が窓口対応し、必要に応じて関係機関につなぎます。 	福祉保険課 健康増進課
地域福祉を推進する団体の活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会への加入を促進します。 ■ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。 ■ 民生委員・児童委員の経験年数に応じた研修を実施します。 	福祉保険課 企画政策課

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
地域生活課題に対する共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉の意識の向上のために、交流会や勉強会等の開催を検討します。このことにより地域福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深めます。 	福祉保険課
地域福祉を推進する人材の養成と連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉推進委員会委員の担い手の養成や活動を支援します。 ■ 地域福祉推進活動者等の連携を深めて、地域の組織化を図ります。 	社会福祉協議会
地域活動組織のネットワーク化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアグループや社会福祉協議会等が協働しやすい環境づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士のネットワーク化を支援します。 	福祉保険課
地域活動組織の形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けて取り組む地域活動組織の形成を進めます。 	福祉保険課
ボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町社会福祉協議会と連携し、ボランティアへの登録者数の確保に努めます。 ■ 町の広報紙やホームページ、SNS等の活用により、ボランティア活動について、幅広い年齢層に対して情報を提供し、参加を促進します。 ■ ボランティア活動を通じて、多世代間の交流に努めます。 	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
担当している民生委員・児童委員を知っている割合	42.4%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%
「困ったときに相談できる人や相談できる場所が身近に感じられる」と感じる割合	25.5%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%

2-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

地域で取り組まれている福祉活動の充実に向けて支援する体制を強化するとともに、関係団体との連携強化に努めます。

地域福祉活動に取り組む団体と連携して運営を支援することで、福祉活動の更なる活性化を図るとともに、福祉活動の財源確保や新たな福祉活動助成先の開拓に取り組みます。

また、住民の地域活動やボランティアへの参画を促進するとともに、ボランティア視察研修の開催等を通して、ボランティアの資質向上を図ります。

推進目標 関係機関や団体の活動支援と連携づくり

- 近隣社会福祉法人との連携を強化します。
- 各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの増員を図ります。

【関連事業】

- ・老人クラブ活動への協力
- ・まんのう町共同募金委員会への協力
- ・日本赤十字社香川県支部まんのう町分区への協力

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
老人クラブ会員数	2,288人	2,120人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人



◆老人スポーツ大会

3. 心身ともに健康で自分らしく生きられる仕組みづくり

3-1. 地域福祉計画での取組（町）

福祉サービスの提供に当たっては、利用者一人一人のニーズに適切に対応し、必要なサービスを総合的に切れ目なく提供する必要があります。

いつでも気軽に相談でき、複雑な問題にも的確に対応できるよう、福祉、介護、保健、医療等の役割分担や連携を密にした相談支援体制や身近な相談窓口の整備が求められています。

住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らせる生活を持続していくため、心身ともに健康で暮らすことが大切です。そこで、本町の他の関連計画との整合性を図りながら、高齢者その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を総合的に推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 健康に関する課題について理解を深めましょう。
- 自分の健康に関心を持ち、特定健診・がん検診を受診しましょう。
- 幼少期から正しい生活習慣を身につけましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 関係団体や地域団体等と協働して、住民の健康づくりに関する意識醸成を図りましょう。
- ◆ 地域における自主的な健康づくりや介護予防活動、その担い手の育成等を進めましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
高齢になっても元気な身体づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、地域の中高齢から高齢期の健康課題について分析し、必要な保健事業を実施します。 ■ フレイル予防、疾病の重症化予防等の各事業を優先順位の高い順に実施します。 ■ がん検診の受診率向上のために、未受診者勧奨を強化します。 ■ 糖尿病等の生活習慣病の予防に力を入れます。 ■ 令和5年度から、成人歯科健診の対象者に30歳、35歳を加えており、受診率が上がるよう取り組みます。 	福祉保険課 健康増進課
こころの健康の維持の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ メンタルヘルスの維持のため、こころの健康づくりの啓発を広報や行政告知放送等で、年間を通して実施します。 	健康増進課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
みらくるⅡ運動教室 開催数	37回/年	48回/年	48回/年	48回/年	48回/年	48回/年

3-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

住民の心身の健康づくりを支援します。

推進目標 心身の健康づくりの支援

- 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、いきいきふれあいサロンの充実を図ります。
- 自宅や公民館で高齢者が学習できる脳の健康教室事業に取り組めます。

【関連事業】

- ・まんのう健康・福祉まつり（再掲）
- ・脳の健康教室事業（まんのう寺子屋）

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
福祉まつり参加者数	無	350人	400人	450人	500人	500人
脳の健康教室事業 (まんのう寺子屋) 開催回数	89回	90回	90回	90回	90回	90回
脳の健康教室事業 (まんのう寺子屋) 学習者参加者数	11人	12人	13人	14人	15人	16人



◆健康福祉まつり

【基本目標3】福祉を支える人を育てる

1. 地域福祉活動の担い手の育成、連携の支援

1-1. 地域福祉計画での取組（町）

少子高齢化の進展等に伴い、担い手の固定化や高齢化、後継者不足が課題となっています。

地域住民、ボランティア団体、NPO等の福祉活動への支援や、多様なサービスの振興・参入促進とともに、公的サービスとの連携による公私協働の実現を図ります。

また、住民等による課題の共有化への動機付け、地域福祉推進への主体的参加の促進を図り、地域福祉を推進する担い手の養成や連携を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 地域福祉活動に興味を持ちましょう。
- 地域福祉活動に関する講座等に参加しましょう。
- 子どもに地域行事への参加を勧め、地元に着愛着を持てるよう努めましょう。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や様々な地域活動に参加しましょう。
- 地域福祉の担い手やリーダーの負担軽減に向けて、自分でできる範囲で活動に協力しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 地域福祉活動のリーダーを育てましょう。
- ◆ 福祉関係のリーダーを育てるため、出前講座や講演会等に参加しましょう。
- ◆ 地域の福祉活動の担い手の発掘、育成に努めましょう。
- ◆ 若い人の負担増等、地域活動の担い手やリーダーが抱える課題を把握し、その解決策を検討しましょう。
- ◆ 地域福祉活動の担い手を養成するための講座や研修会を開催しましょう。

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
地域福祉活動の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「まんのうささえあいサービス事業」の新規協力会員の養成研修や、登録済みの協力員の交流研修の実施に向けた企画を立案します。 ■ 「まんのうささえあいサービス事業」の利用促進、幅広い年齢層の方が利用できる仕組みづくりを立案し、協力会員、利用会員を増やすためのPR活動を強化し周知に努めます。 	福祉保険課
福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉サービスを行う社会福祉法人、NPO、民間事業者等との連携を図り、それぞれが役割を果たせるよう支援します。 	福祉保険課
まんのう健康福祉まつりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町社会福祉協議会を中核として、まんのう健康福祉まつりを自分の健康や地域福祉について楽しみながら考える機会とします。 ■ 参加者だけでなく、参加団体同士の交流を図ることも支援します。 ■ 開催方法を含め今後検討します。 	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
香川おもいやりネットワークの情報交換会等の回数	3回	6回	7回	8回	9回	10回
ボランティア活動が活発だと感じる割合	18.8%	20.0%	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%
まんのう健康福祉まつりの開催	無	1回	1回	1回	1回	1回

1-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

地域活動を支えるボランティア活動の支援のために、地域住民のニーズに合わせた情報提供やボランティア養成等を行います。

推進目標 ボランティアの養成の推進

- ボランティア協力校での福祉体験プログラムを実施します。
- ボランティアグループへの協力・支援を行います。

【関連事業】

- ・ボランティア養成講座
- ・ボランティア活動保険加入促進
- ・ボランティア協力校
- ・ボランティアグループへの協力・支援
- ・その他関係機関との連携

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ボランティア養成講座開催回数	1回	1回	1回	2回	2回	2回
ボランティア養成講座参加者数	35人	40人	40人	80人	80人	80人



◆ボランティア養成講座

2. 地域で活動する人や団体の支援

2-1. 地域福祉計画での取組（町）

福祉ニーズの増大が見込まれる中、福祉分野においては慢性的な人材不足にあることから、福祉人材の確保は喫緊の課題となっています。

地域で生活課題を抱えた方だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて、新たな活動が生まれることが期待できる拠点の整備を推進します。

また、地域福祉活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得の機会づくりの支援も推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 地域の行事等に積極的に参加しましょう。
- 障害者も積極的に地域の行事に参加しましょう。
- 自分も含めて隣近所の方に、支援を必要とする方の「見守り」をお願いしましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 地域の福祉団体の育成を支援しましょう。
- ◆ 障害者等の団体とふれあえる行事を開催しましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
地域福祉を推進する団体の活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会への加入を促進します。 ■ 民生委員・児童委員ができるよう活動しやすい環境を整備します。また、民生委員・児童委員の経験年数に応じた研修を実施します。 	福祉保険課 企画政策課
地域生活課題に対する共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉の意識の向上のために、交流会や勉強会等の開催を検討します。このことにより地域福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深めます。 	福祉保険課
相談機関ネットワークの充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康問題、経済問題、労働問題、家庭問題等の様々な問題を同時に抱えていることが多いことから、多様な主体による相談体制の連携を図ります。 ■ 保健師等が窓口対応し、必要に応じて関係機関につなぎます。 	福祉保険課 健康増進課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
担当している民生委員・児童委員を知っている割合(再掲)	42.4%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%
「困ったときに相談できる人や相談できる場所が身近に感じられる」と感じる割合(再掲)	25.5%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%

2-2. 地域福祉活動計画での取組(町社協)

地域住民が協力して支え合う地域をつくるため、地域で住民同士が交流できる集いの場の充実を図ります。

身近な地域で気軽に参加できるサロン活動等の地域の居場所づくりの充実を図ります。また、リーダーの養成や交流を行い、自主的なサロン活動を推進します。

地域福祉活動の中核を担う組織としての信頼と責任を果たし、地域の様々な福祉課題に十分な対応ができるよう、町社会福祉協議会の基盤強化を目指します。

推進目標 地域福祉活動の基盤強化

- 信頼に応えられる社会福祉協議会の基盤強化に努めます。
- 地域福祉推進委員会の活動を支援します。

【関連事業】

- ・小地域ふれあいサロン
- ・法人運営事業
- ・マイクロバス運営事業
- ・広報活動事業
- ・地域福祉推進委員会事業
- ・地域福祉活動助成金事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小地域ふれあいサロンの登録サロン数	14件	14件	15件	16件	17件	18件
小地域ふれあいサロンのサロン参加者数	1,135人	1,850人	1,950人	1,950人	2,000人	2,050人

3. 地域福祉活動を支える仕組みづくり

3-1. 地域福祉計画での取組（町）

サービスの提供に当たっては、利用者一人一人のニーズに適切に対応できる仕組みや体制づくりが必要であり、必要なサービスを総合的に切れ目なく提供することが求められています。

地域住民等が主体的に地域の課題を解決する際には、その財源も考える必要があるため、地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心を高めることも視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 寄附や共同募金等に協力しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ ボランティア活動への参加について、みんなで話し合ひましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
地域介護予防活動支援事業 まんのうささえあいサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民における介護予防活動の育成・支援を行います。 ■ 「まんのうささえあいサービス事業」の利用促進 ■ 幅広い年齢層の方が利用できる仕組みづくりを立案し、協力会員、利用会員を増やすためのPR活動を強化します。 	福祉保険課
子ども・女性ひまわり基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 育児、家族、女性、健康、児童虐待、DV問題を解決するための活動に資する基金として、有効に活用します。また、産後ケア事業に継続して子ども・女性ひまわり基金を活用します。 	健康増進課 福祉保険課
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て短期支援事業については、利用者の利便性を考慮し、受入先の充実を図るとともに、気軽に利用できるよう、広報やホームページ等で周知します。 	福祉保険課
寄附・募金文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同募金によるテーマ型募金や、市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやふるさと納税等について活性化を図ります。 ■ ふるさと納税については、返礼品の新商品開拓、利用しやすいふるさと納税ポータルサイトの活用、広告PR活動等を推進します。 	地域振興課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
まんのうささえあいサービス事業協力会員登録者数(再掲)	52人	70人	80人	90人	100人	110人
子ども・女性ひまわり基金の活用	5,000円/年	100,000円/年	100,000円/年	100,000円/年	100,000円/年	100,000円/年

3-2. 地域福祉活動計画での取組(町社協)

会員制の有償ボランティアサービスである「まんのうささえあいサービス」を実施します。「自分のできることで困っている方のお役に立ちたい」というボランティアの気持ちを持った方が協力会員として、地域にお住まいの方からの依頼に手をお貸しする仕組みです。

また、地域の元気なボランティア(協力会員)による支援の必要な方(利用会員)を支える活動が、会員自身の健康維持や介護予防、地域の活性化につながることを目的としています。

推進目標 地域での支え合いの推進

- 社協会費や寄附金、赤い羽根共同募金に協力頂けるよう広報活動に取り組めます。
- 有償ボランティアサービスであるまんのうささえあいサービスの協力会員を増やすとともに、活動の支援を充実します。

【関連事業】

- ・まんのうささえあいサービス事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
まんのうささえあいサービス事業協力会員登録者数(再掲)	52人	70人	80人	90人	100人	110人

【基本目標4】包括的な相談支援体制づくり

1. 複雑化・複合化した課題への支援体制の促進

1-1. 地域福祉計画での取組（町）

既存の制度に明確に位置付けられていないが何らかの支援が必要な、いわゆる「制度の狭間の課題（ひきこもり、生活困窮者、サービス利用拒否者、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者で社会復帰支援を必要とする者等）」への対応が課題となっています。

地域住民が、複数の分野にまたがる生活課題を抱えている場合、分野ごとに整備された公的な支援制度では対応が困難であることに対して、包括的な総合相談支援体制の構築や、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、一人一人が社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う社会の実現を目指して、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」を本計画に盛り込み、再犯防止施策を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 身近な相談窓口として、地域を担当する民生委員・児童委員の活動を把握し、その活動に協力しましょう。
- 地域住民のことに對して、気になることがあれば声かけをしましょう。
- 悩みや困りごとを抱える人に気付いたら、相談先を紹介しましょう。
- 身近な相談窓口として地域を担当する民生委員・児童委員の活動に協力しましょう。
- 再犯防止の取組について知り、理解を深めましょう。
- 罪を犯した人は社会的に孤立しやすく、それが更生を妨げる要因の一つにもなることから、立ち直ろうとする人やその人を支える取組への理解を深めましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 地域福祉サービスの拠点づくりと人材の育成に努めましょう。
- ◆ 相談窓口へ一人でいけない人には、みんなで協力して付き添い等を検討しましょう。
- ◆ 福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのか分からない人に相談窓口を教え合いましょう。
- ◆ 関係機関による支援のネットワークをつくり、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを進めましょう。

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
制度の狭間の課題に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひきこもり、生活困窮者、サービス利用拒否者、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者で社会復帰支援を必要とする者等が、地域で孤立しないように、支援を充実させます。 ■ 関係機関との情報共有の場の充実を図ります。また、個別の相談について、関係機関と連携し支援します。 	福祉保険課 健康増進課
地域福祉の活動をしている団体や活動者に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 孤立しがちな方への声かけや、専門機関への橋わたし等の地域の中で見守ることの重要性について啓発を推進します。 	福祉保険課 健康増進課
再犯防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再犯防止推進計画を策定し、就労、住居、保健医療、福祉等の施策を総合的に推進します。 	福祉保険課
支援関係機関によるチーム支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 包括的な支援が必要な課題の解決に向けて本町における支援関係機関等で支援チームを編成し、多機関が協働して支援することを検討します ■ 地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政等が中核となり、単独の制度では対応困難な課題に対する支援策を検討します。 ■ ひきこもりプラットフォーム連絡会を年1回開催します。 ■ ひきこもりプラットフォームへの民間団体の参画や、広域化を検討します。 ■ 相談や支援機関の周知活動を推進します。 	福祉保険課
総合相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合相談窓口については、制度の狭間や複合的な課題を持つ人への対応ができるよう、医療・福祉・行政等町内外の関係機関との分野横断的な連携の強化を図ります。 	全課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
「いざというときにご近所で助け合える関係を築きたい」と感じる割合	80.4%	—	—	—	—	90.0%
再犯防止に関する取組を知っている人の割合	—	—	—	—	—	30.0%

1-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

生活の不安や課題を抱えた方を支援する相談窓口を開設するなど、援助の充実を図ります。

様々な媒体を活用した分かりやすい情報提供を図るとともに、職員等の資質向上と連携により相談体制の充実に努めます。

民生委員・児童委員協議会と連携し、様々な福祉ニーズを必要とする人の把握に努め、相談支援体制の強化を図ります。

日常的な相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の対応力向上（迅速、丁寧、的確）を図ります。

推進目標 相談援助の充実

○生活していく上での心配ごとや悩みごとについての相談は、民生委員・児童委員や専門家の協力を仰ぎ、解決に努めます。

【関連事業】

- ・ 総合相談事業
- ・ 傾聴ボランティア事業
- ・ 法人後見事業
- ・ まんのう町地域福祉活動計画の管理
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 自立相談支援事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
法人後見事業の受任件数	3件	3件	4件	5件	5件	5件
まんのう町地域福祉活動計画実施状況検討会議開催地区数	7地区	7地区	7地区	7地区	7地区	7地区

《まんのう町再犯防止推進計画》

平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。そこで、国や県、更生保護に関わる関係機関と連携しながら、地域社会で孤立することなく生活することができるように、必要な支援が受けられる体制づくりが必要です。

本町では「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第 1 項に規定された地方再犯防止推進計画として「まんのう町再犯防止推進計画」を策定し、本計画に盛り込み、安全で安心して暮らせる社会の実現と、犯罪をした者等が社会の一員として復帰できるよう取組を行っています。

再犯防止推進の取組

(1)再犯防止に関する啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りを考える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」等の広報や、保護司などの更生保護に携わる主体の活動を周知します。

(2)更生保護活動の支援

保護司会や更生保護女性会等の団体活動について支援し、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関同士の連携を図ります。

(3)社会復帰に向けた支援

刑務所出所者等の社会復帰に向けて、協力雇用主登録の増加、住まいの確保や保健医療・福祉サービスの利用等、関係機関と連携しながら包括的な支援を行います。

(4)社会貢献活動の推進

犯罪をした者などが、地域における様々な貢献活動を通して達成感や自己有用感を感じることで、再犯の抑止につながるよう、社会貢献活動を推進します。

(5)刑事司法関係機関との連携

犯罪をした者などが地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関等(高松保護観察所、法務少年支援センター高松、コレワーク四国等)との連携に努めます。

(6)保健所との連携

保健所と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物乱用の防止に向けて、児童生徒への啓発・教育にも取り組みます。

(7)学校などと連携した支援

学校などと連携した講演会の開催や弁論大会、作文コンテストなどを実施し、児童生徒への啓発を行います。また、非行歴のある少年の立ち直りを支援するために、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮にも努めます。

2. 包括的な支援体制・権利擁護の充実

2-1. 地域福祉計画での取組（町）

地域住民が自分らしく安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、相談窓口と包括的な支援体制づくりが求められています。

福祉サービス利用者の権利擁護・成年後見制度、日常生活自立支援事業等の適切なサービス利用を支援する仕組みづくり等を推進します。

また、市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、権利擁護の在り方についても検討が必要であるため、「まんのう町成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に盛り込み、事業の推進を図ります。

高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている様々な課題に着目した支援の推進や、起こり得る虐待への予防策も推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 人権や権利擁護の重要性や成年後見制度について理解を深めましょう。
- 人権に係わる問題を理解し行動できるよう努めましょう。
- 成年後見制度等について学び、高齢者や障害者等への理解を深めましょう。
- 身近に権利擁護の必要がある人や虐待に気付いたら、すぐに民生委員・児童委員や町等に連絡しましょう。
- 人権意識の向上を図り、人権を尊重した言動を心がけましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 人権に関することをみんなで話し合うとともに、地域での学習の場を充実しましょう。
- ◆ 高齢者や障害者を温かく見守り、異変に気づいたら行政等に相談しましょう。
- ◆ 日常生活自立支援事業、成年後見制度について理解を深め、利用を促進しましょう。
- ◆ 権利擁護や成年後見制度等について学び、地域の活動に生かしましょう。

公助（まんのう町による取組）

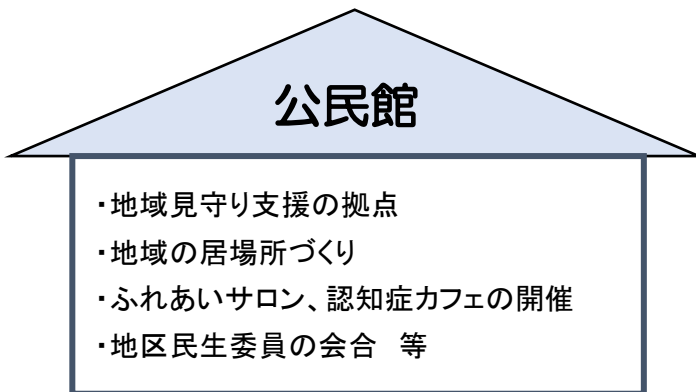
※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
成年後見制度利用促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための地域連携ネットワークを活用し、関係機関と連携を図ります。 ■ 住民や関係機関に広報啓発を行うことで、権利擁護等の制度や窓口について周知します。 ■ 「成年後見制度セミナー&個別相談会」については、今後は参加者の枠を広げ、時間帯も就業者が参加できる時間帯を検討します。 ■ 協議会のなかに「実務者会」を設け、専門職を交えてケースについての相談・受任者調整等を行い、本人らしい生活に向け検討していきます。 	福祉保険課

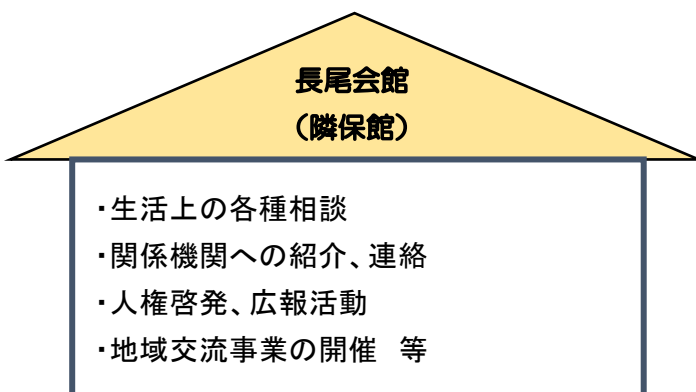
公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
まんのう町高齢者徘徊等SOSネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者等が認知症等により徘徊、行方不明となった場合に、協力員へのメール配信等を通じて、早期発見、早期保護と高齢者等の安全と家族への支援を図ります。 ■ チラシの配布とともに、関係機関(認知症カフェ、民生委員・児童委員等)に周知し協力員登録を促進します。 	福祉保険課
一般介護予防事業 認知症予防セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護予防に関する講話やまんのういきいき体操推進員による体操の啓発等を実施します。 ■ 健康相談ブースにおいて、血圧・握力・体重測定を行い、必要に応じて保健指導を行います。 	福祉保険課
成年後見制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方について検討します。 ■ 中讃西圏域において市民後見人養成研修を数年ごとに開催します。また、養成後の登録管理や育成については中讃西圏域であり格差のないように努めます。 	福祉保険課
まんのう町ひきこもり支援プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援プラットフォーム連絡会議を年1回開催して顔の見える関係づくりに努めます。また、必要に応じて個別ケース会の開催を検討します。 ■ プラットホームへの民間団体の参画や、広域化を検討するとともに、相談や支援機関の周知活動を推進します。 	福祉保険課 健康増進課 学校教育課
虐待の早期発見・早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町関係課との連絡体制の強化、また警察や支援機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 	福祉保険課 健康増進課 学校教育課
他機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待防止連絡会を年1回開催し、関係機関との連携を強化します。また、職員のスキルアップのために各種研修会への参加を促進します。 	福祉保険課 健康増進課 学校教育課 企画政策課
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の拠点整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 隣保館及び各公民館において、生活上の各種相談や、関係機関への紹介・連絡を実施するとともに、人権啓発・広報活動や、地域に密着した様々な活動を通して地域交流を図ることができる地域の拠点整備を検討します。 	福祉保険課 企画政策課 生涯学習課
琴南地域活性化センター整備事業（ことなみ未来館）	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまでどおり、利活用連絡会の各部会による高齢者安否確認サービス付き宅配配当事業やいきいき運動塾、アートギャラリー、木工・絵画・陶芸工房の開設、島が峰そば処、子どもを対象としたイベント等の活動を実施します。また、地域の人たちや町内外の人たちとの交流の場である談話室や糸のこ教室、木育広場、生き物学習等ができる自然史博物館施設でも事業を実施します。 	地域振興課

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
子ども家庭総合支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉士、保健師の専門職2名を配置し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦の福祉に関して、実情の把握、調査及び指導、情報の提供、関係機関との連絡調整、相談、その他必要な支援を行います。 ■ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「こども家庭センター」の設置を検討します。 	福祉保険課 健康増進課
身近な圏域で、地域生活課題に関する包括的な相談を受ける体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民にとってより身近な公民館や長尾会館（隣保館）を活用し、生活上の各種相談や、関係機関への紹介・連絡を実施し、相談窓口と包括的な支援体制づくりを進めます。 	福祉保険課 企画政策課 生涯学習課

《地域の身近な施設の活用》



公民館・・・地域の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、地域に密着した様々な活動を推進します。



隣保館・・・地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉施設としての活用を推進します。

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
まんのう町成年後見制度利用促進協議会の協議会開催回数 (名称変更)	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
まんのう町成年後見制度利用促進協議会の実務者会開催回数 (名称変更)	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
成年後見制度の市民後見人養成研修開催回数 (名称変更)	0回	—	—	1回 (5年に1回開催)	—	—
成年後見制度の町長申立て件数 (名称変更)	0件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年
悩みや不安があったとき、誰にも相談しない	4.0%	—	—	—	—	0.0%
総合相談事業の相談件数 【法律相談】	31件	36件	36件	36件	36件	36件
総合相談事業の相談件数 【心配ごと相談】	11件	24件	24件	24件	24件	24件
1年間で「虐待、暴力、介護や育児の放棄」を見聞きしたことがある割合	7.4%	—	—	—	—	5.0%

2-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

認知症や障害等により、福祉サービスの選択や金銭管理等が困難な人への支援を推進します。

権利擁護や虐待防止に関する啓発とともに、周知と理解の促進を図ります。

成年後見制度の本人・親族申し立ての支援を行います。また、法人後見事業を推進します。

成年被後見人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくります。

推進目標 権利擁護制度の周知と推進

- 日常生活自立支援事業を充実します。
- 法人後見制度を通じ必要な支援を行います。

【関連事業】

- ・成年後見制度の利用促進事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
福祉サービス利用援助事業の利用登録者数	6人	6人	7人	8人	9人	10人
法人後見事業の受任件数	3件	3件	4件	5件	5件	5件



◆法人後見検討委員会

《まんのう町成年後見制度利用促進基本計画》

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)において、市町村は国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

本町では、計画間の関連性が深いことから、「まんのう町成年後見制度利用促進基本計画」を、本計画に盛り込み、一体的に策定します。

(1)地域連携ネットワークの連携強化

判断能力が低下している人の権利擁護を図り、地域生活を支えていくためには、地域連携ネットワークはとても重要です。①権利擁護支援の検討に関する場面②成年後見制度の開始までの場面③成年後見制度の利用開始後に関する場面 これら 3 つの場面に応じるものとして地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークは「チーム」「成年後見制度利用促進協議会」「中核機関」を構成要素とします。

1.「チーム」

権利擁護が必要な人に対し、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

2.「成年後見制度利用促進協議会」

地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する「成年後見制度利用促進協議会」を構築し、専門職・関係機関の顔の見える関係づくりに努めることで協力・連携体制を強化します。そして「協議会」のなかに「実務者会」を設け、ケースについての相談・受任調整等を行い本人らしい生活に向け検討していきます。

3.「中核機関」の設置・運営

中核機関は、成年後見制度利用促進を図るうえで中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、全体の進捗管理・コーディネートを行う司令塔と協議会を運営する事務局としての役割を担い、広報・啓発機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有しています。

ア 広報・啓発機能

講演会等の開催、パンフレットの配布などにより普及・啓発を図ります。

イ 相談機能

成年後見制度の利用や申立てに関する相談支援を行い、適切な利用を図ります。

ウ 成年後見制度利用促進機能

・実務者会議

弁護士・司法書士・社会福祉士の 3 専門職や香川県社会福祉協議会(特定非営利活動法人後見ネットかがわ)、まんのう町社会福祉協議会と連携し、チームへの相談対応や後見人候補者の選任等、権利擁護支援を行います。

・市民後見人の育成・活動支援

中讃西圏域において令和 5 年度より市民後見人養成講座を開催しています。今後も、まんのう町社会福祉協議会と連携し市民後見人の育成・活動支援を行います。

・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業利用者の中で、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、まんのう町社会福祉協議会と連携し成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

エ 後見人支援機能

中核機関は、後見人の日常的な相談に応じるとともに、本人の状況の変化などに対応し、後見活動が円滑に行われるよう取り組んでいきます。

オ 不正防止

地域連携ネットワークを強化し、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで不正を防止し、適切な対応につなげます。

(2) 成年後見制度における町長申立てと利用助成

成年後見制度利用支援事業実施要綱において、町長が行う申立て手続きや、審判に伴う費用と後見人等の報酬について必要な事項を定め、制度の利用を支援します。



【基本目標5】安心で人にやさしいまちづくり

1. 防災体制と避難支援体制の充実

1-1. 地域福祉計画での取組（町）

防災活動は地域の活性化はもとより、地域福祉の充実や課題解決にもつながる重要な活動です。

防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となった総合的な防災体制の確立及び充実に努めます。

そのため、日頃から、住民同士の顔の見える関係づくりに努めるとともに、自主防災組織の充実をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援等を図ります。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 平常時にハザードマップ、避難場所や避難経路の確認、防災グッズ等の準備をしておきましょう。
- 町や地域で実施される防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- 災害時に避難する際は隣近所で声をかけ合いましょう。
- 災害時に自分を守るのは自分自身ということを自覚しましょう。
- 災害時には、まず安全な場所に逃げることを優先しましょう。
- 支援を必要とする人の見守りや声かけに努めましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 防災訓練や防災について学ぶ機会の充実に努めましょう。
- ◆ 地域の危険な場所、安全な場所の把握に努めましょう。
- ◆ 防災意識の高揚や地域防災の強化に取り組みましょう。
- ◆ 災害時には住民同士で避難誘導の声かけをして地域全員の避難に努めましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
地域防災力の向上に向けた取組	■ 地域の防災意識を高め、自主防災組織の育成や活動を支援します。	総務課
防災意識の啓発	■ 防災関係機関等と連携し、災害時に住民が的確な判断に基づいた行動ができるよう、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の醸成を図ります。	総務課
災害時の支援体制の充実	■ 災害予防、迅速な復旧・復興体制整備、応急体制整備等、総合的な対策を推進します。 ■ 福祉避難所の充実を図り、要援護者の配慮に努めます。	総務課 福祉保険課

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組	■ 高齢者や障害者等、災害時の避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者（災害時要援護者）」に対する支援体制の確立に努めます。	総務課 福祉保険課
災害に強いまちづくり	■ 災害に備え、河川監視カメラ、防災公園、避難場所等を計画的に整備します。	総務課 建設土地改良課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域の防災組織への満足度	33.0%	35.0%	37.0%	40.0%	45.0%	50.0%
災害時要支援者への対策の満足度	17.4%	20.0%	25.0%	30.0%	40.0%	50.0%

1-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

全国的に豪雨や台風、地震等による甚大な被害が発生しており、防災対策の重要性が高まっています。

災害時における「災害ボランティアセンター」の設置、被災者のニーズに対応したボランティアの派遣・コミュニティ活動等、被災された方への支援体制の構築を図ります。また、地域の自主的な防災の取組を支援します。

推進目標 災害に備えた体制づくりの推進
<p>○町等、関係機関と連携し、災害時の支援に備えます。</p> <p>○災害発生時は速やかに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れや派遣を行います。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター事業 ・避難行動要支援者調査事業(再掲)

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
避難行動要支援者調査件数	595件	600件	610件	620件	630件	640件

2. 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

2-1. 地域福祉計画での取組（町）

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが求められています。

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の推進や、生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える方について、段階に応じた適切な支援を推進します。

また、住宅や建築物等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた施設の整備を促進し、暮らしやすい空間やまちづくりを推進します。

一方、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 困っている人がいたら、声かけや手助けをしましょう。
- 清掃活動や美化活動、見守り活動に参加しましょう。
- 地域の道路や歩道等で危険箇所を発見したら、町や町社会福祉協議会に連絡しましょう。
- 地域の防犯活動やパトロール活動に協力しましょう。
- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組への理解を深めましょう。
- 保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に協力しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 地域の危険箇所等の把握、点検を行いましょう。
- ◆ 誰もが参加しやすい防犯活動やパトロール活動、交通安全活動の実施に努めましょう。
- ◆ 地域の見守り活動にみんなで協力しましょう。
- ◆ 人と人との関わりを大切にするとともに、困っている人の支援に努めましょう。
- ◆ 地域みんなで犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に努めましょう。
- ◆ 再犯防止に関する地域での理解を促進しましょう。

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
見守り・声かけ・ほっと安心事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「見守り・声かけ・ほっと安心事業」により、「見守り」、「声かけ」等を推進し、地域の高齢者の異変に早く気づき、孤独死、虐待、自殺の防止を図ります。 ■ 参加集落数の現状維持ができるよう、事業の推進を図るとともに、自治会加入率の向上を目指します。 	福祉保険課
交通弱者への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病院等への通院の足として利用されているデマンドタクシー（あいあいタクシー）や福祉タクシーの充実を図ります。 ■ 地域公共交通計画を見直し、福祉タクシーを病院の利用のみに限定せず、買い物等の日常生活にも利用できるように改善をします。また、外出支援（買い物、通院等）のための交通手段の充実を検討します。 	企画政策課
バリアフリーとユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉のまちづくりを推進するため、ホームページやパンフレット等による幅広い広報啓発活動を行うとともに、公共的施設や公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。 ■ ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 	全課
交通安全に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域全体の交通安全意識を高め、交通事故防止の意識を幅広く浸透させるため、効果的な広報啓発活動を推進します。 	総務課
地域安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民や企業、市町等の関係機関・団体と連携し、住民の自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、犯罪の抑止に努めます。 	総務課
消費者被害対策としての消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民が消費者被害に遭わないように、様々な機会を捉えて、消費生活に関する情報提供・啓発を行います。 	地域振興課
再犯防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心な暮らしの実現を図るため、「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止を推進します。 	福祉保険課
障害を理由とした差別解消	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に関する環境整備を進めるとともに、町民・事業者等への周知・啓発を行います。 	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
見守り・声かけ・ほっと安心事業の参加集落数 (再掲)	64 集落	65 集落	66 集落	67 集落	68 集落	69 集落
認知症カフェの開催回数	49 回	72 回	72 回	72 回	84 回	84 回
デマンドタクシー (あいあいタクシー) 利用者数	6,701 人	6,800 人	6,800 人	6,800 人	6,800 人	6,800 人
自主防災組織の活動件数	39 件	41 件	43 件	45 件	47 件	49 件

2-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

地域住民が福祉課題を抱えて孤立することを防ぐため、関係機関・団体との連携強化に努め、相談支援につなぎます。（再掲）

推進目標 支え合いのネットワークづくり（再掲）

○集落内のコミュニケーションやつながりを促進し、支え合って安心して暮らせる地域づくりを目的とした、まんのう見守り・声かけ・ほっと安心事業を推進します。

【関連事業】

- ・生活支援コーディネーター（再掲）
- ・まんのうささえあいサービス（再掲）
- ・香川おもいやりネットワーク事業（再掲）
- ・見守り・声かけ・ほっと安心事業（再掲）

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
まんのうささえあいサービス事業協力会員登録者数（再掲）	52 人	70 人	80 人	90 人	100 人	110 人
まんのうささえあいサービスの協力会員活動回数（再掲）	74 回	90 回	95 回	100 回	100 回	100 回
香川おもいやりネットワーク事業の社会福祉法人等との連携回数（ネットワーク会議等）（再掲）	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
見守り・声かけ・ほっと安心事業の参加集落数（再掲）	64 集落	65 集落	66 集落	67 集落	68 集落	69 集落

3. 福祉サービスの質・量の確保

3-1. 地域福祉計画での取組（町）

地域福祉は、教育、都市計画、労働、保健、医療等の多岐にわたるため、各分野の関係機関との連携を図ります。

各種在宅福祉サービスの推進に取り組むとともに、利用者が質の高いサービスを利用できるように、社会福祉法人や民間事業者等への情報提供の充実を図ります。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 福祉サービスの制度や情報を理解できるよう、出前講座を活用するなど行政に働き掛けましょう。
- ◆ 社会福祉法人や民間事業者として、住民のニーズに的確に対応できるよう、質の高いサービスの提供に取り組みましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
サービスの量の確保と質の向上	■ 民生委員・児童委員等と連携して、サービスの量の確保と質の向上を図ります。	福祉保険課
障害者の生活・活動・自立支援の促進	■ 関係機関や事業所等と連携・協力して、障害者の見守りや相談体制を充実するとともに、就労支援等による自立支援に努めます。	福祉保険課
子育て支援の充実	■ 日常の子育てに関する相談対応や一時預かり等を充実するとともに、緊急時の子育て支援の充実を図ります。	福祉保険課 健康増進課
移動手段の確保による利便性の向上	■ 高齢者や障害者等の移動手段を確保し、利便性の向上や社会参加を促します。	福祉保険課 企画政策課
ふれあい個別収集事業	■ 高齢者、障害者等で家庭から排出されるごみを収集場所まで持ち出すことが困難な方に対し、日常生活の負担を軽減し在宅生活を支援するため、対象となる家庭のごみを個別に収集します。	住民生活課
地域共生社会の実現に向けた取組の推進	■ 高齢者・障害者等が住みやすく生きがいのある場づくりを進めます。 ■ 在宅福祉の制度・サービスの周知を図ります。 ■ 高齢者が地域で自立した生活ができるよう、医療、介護予防、住まいの充実等、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を図ります。	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
福祉サービスに対する満足度	39.2%	—	—	—	—	50.0%

3-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

福祉サービス等による支援を必要としている方が生活に必要な支援を受けられるよう、法令や町の要綱等に基づいて、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者をはじめとした方等への適切なサービスの提供を図ります。その際、役に立つ情報を迅速に伝えることに努めます。

また、サービスの内容や質の充実に努めるとともに、既存の制度では対応できない課題に対する新たなサービスの開発を進め、地域で自分らしい生活ができるよう支援に努めます。

さらに、サービスの提供を実施する中で把握した福祉課題の解決に努め、適切な支援につなげます。

推進目標 役立つ情報の提供とサービスの質の向上
○子育てに関する相談や一時預かりなどの支援の充実に努めます。
【関連事業】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業「つどいのひろばひまわり」 ・ 子育てホームヘルプサービス事業 ・ いきいきふれあいサロン事業 ・ 給食サービス事業 ・ 福祉用具貸与事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域子育て支援拠点事業「つどいのひろばひまわり」の利用登録者数	101人	100人	102人	104人	106人	108人
地域子育て支援拠点事業「つどいのひろばひまわり」の参加者数	3,149人	3,300人	3,350人	3,400人	3,450人	3,500人
いきいきふれあいサロン事業の開催日数	153日	166日	166日	166日	166日	166日
いきいきふれあいサロン事業の利用登録者参加者数	1,121人	1,120人	1,125人	1,130人	1,135人	1,140人

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
いきいきふれあいサロン事業のボランティア登録者参加者数	819人	820人	820人	820人	820人	820人
給食サービス事業の利用者数	24人	27人	28人	29人	30人	31人
給食サービス事業の調理ボランティア数	80人	80人	80人	80人	80人	80人
福祉用具貸与事業の車椅子貸与件数	18件	20件	20件	20件	20件	20件
福祉用具貸与事業の特殊寝台貸与件数	5件	25件	25件	25件	25件	25件



◆つどいのひろば ひまわり

【基本目標6】誰も自殺に追い込まれることのないまち

1. 地域におけるネットワークの強化

1-1. 地域福祉計画での取組（町）

国、県、本町、関係団体、民間団体、企業、住民等がそれぞれの果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働するためのネットワークを強化し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指します。

また、身体的な健康ばかりでなく、心の健康も重要な課題です。悩みを抱えた人等の自殺防止に向けた取組を進めます。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 心の健康づくりの大切さを自覚しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 保健・医療・福祉だけでなく、教育や労働等に関連する機関や団体、企業や住民と協働して、「生きる」を支える取組を進めましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心配ごと相談の開催日をオフトークや広報等で周知し、気軽に相談できる体制を整えます。 ■ 地域住民の相談体制の整備と、町職員自身の心の健康維持に向けた研修を企画するなどを検討します。 	福祉保険課 健康増進課
相談機関ネットワークの充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済問題、労働問題、家庭問題等の様々な問題に対応するため、弁護士、司法書士、心理士、保健師、産業カウンセラー等の相談体制の連携を図りながら、保健師等が窓口対応し、必要に応じて関係機関につなぎます。 	福祉保険課 健康増進課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和10年度
自殺者数の減少	3.6人 (平成27年～令和元年の平均)	0人
自殺死亡率の減少 (10万人対) 5年間平均	18.1% (平成27年～令和元年の平均)	10.0%以下

1-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

様々な生活課題を抱えて孤立することを防ぐため、住民・関係機関・団体との連携強化に努め、相談支援につなぎます。

推進目標 地域におけるネットワークの強化

○住民・関係機関・団体との連携による見守り・声かけを推進します。

【関連事業】

- ・総合相談事業

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総合相談事業の相談 件数（再掲） 【法律相談】	31件	36件	36件	36件	36件	36件
総合相談事業の相談 件数（再掲） 【心配ごと相談】	11件	24件	24件	24件	24件	24件



2. 自殺対策を支える人材の育成

2-1. 地域福祉計画での取組（町）

生活上の困難をはじめとした様々な悩みを抱える人に対しての早期の「気づき」が大切であり、「気づき」のための人材育成を推進します。

また、幅広い研修の実施はもとより、地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 常日頃から見守り、声かけをしましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 隣近所同士の付き合いを大切にしましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及するとともに、自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ります。 ■ 自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材等を養成します。 ■ 地域包括支援センターと連携を取り、高齢者の自殺予防に取り組めます。 	福祉保険課 健康増進課
関係者間の連携調整を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い年齢層を対象とした研修の開催を検討します。 ■ ゲートキーパー研修を実施し、参加者で連絡調整できる仕組みの確立を図ります。 ■ かりん健康センターを中心に、町社会福祉協議会をはじめとする町内の関係機関のネットワークづくりを推進します。 	福祉保険課 健康増進課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
住民対象の自殺対策研修・講演の開催回数	未実施	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

2-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

見守りや声かけ等の活動を支えるボランティアの支援のため、情報提供やボランティア養成等を行います。

推進目標 見守りや声かけ活動等の人材づくりの推進

○見守りや声かけ活動等の人材づくりを推進します。

【関連事業】

- ・見守りや声かけ活動等のボランティア養成講座
- ・ボランティアグループへの協力・支援（再掲）
- ・その他関係機関との連携（再掲）

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ボランティア養成講座開催回数（再掲）	1回	1回	1回	2回	2回	2回
ボランティア養成講座参加者数（再掲）	35人	40人	40人	80人	80人	80人



◆見守り声かけほっと安心事業研修会

3. 住民への啓発と周知

3-1. 地域福祉計画での取組（町）

困ったとき・悩んだときは助けを求めてもよい、ということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づくことが重要です。

そのような人の存在に気が付いた時、その人の思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことで、支え合いの意識が共有されるように、自殺対策について積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、様々な啓発事業を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 心の健康維持について学びましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 心の健康維持についてみんなで話し合ひましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
自殺対策の啓発資料の充実と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自殺対策の啓発リーフレットを作成し、配布します。 ■ 公民館、医療機関、介護施設等の住民に身近な場所（公共施設や観光施設等）での啓発資料の配付・設置を検討します。 ■ メディアを活用した広報（町HP、関係団体HP、SNS等）を充実します。 	福祉保険課
住民向け啓発イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自殺予防週間である9月に、毎年町広報紙掲載を継続します。 ■ 自殺予防週間を中心として自殺対策に関する機関や用語等の紹介を通じて、自殺問題に対する正しい知識の醸成を図ります。 ■ 住民向け自殺予防講演会の開催を推進します。 ■ 自殺予防をテーマとしたイベント開催だけではなく、他のイベントの一角を利用して住民に周知できる方法を検討します。 	福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自殺予防の啓発事業の町広報紙への掲載回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
自殺予防の啓発事業の町ホームページへの掲載	通年	通年	通年	通年	通年	通年
自殺予防週間/強化対策強化月間についての認知度	35.5%	—	—	—	—	50.0%
こころの健康相談についての認知度	48.0%	—	—	—	—	60.0%
ゲートキーパー養成講座（新規指標）	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
ゲートキーパー養成講座の満足度	100%	100%	100%	100%	100%	100%

3-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

子どもから大人までの思いやりの心を育み、自殺防止に向けての住民の意識啓発を推進します。

推進目標 自殺防止に向けての住民への啓発と周知の推進

○町と連携し、自殺防止に向けての住民への啓発と周知を推進します。

4. 生きることの促進要因への支援

4-1. 地域福祉計画での取組（町）

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにあります。

「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすため、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 生きることの大切さを学びましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 生きることの大切さをみんなで話し合ひましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
孤立しないための居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 数多くある町内・町外（保健所管轄等）の居場所に関する情報を整理します。また、今後の方向性を検討します。 ■ 孤立のリスクを抱える恐れのある人を対象とした居場所づくりを生活に身近な小学校区単位で整備することを検討します。 	福祉保険課 健康増進課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生きることが困難な問題や悩みを抱えている人や、深い悲しみに包まれている人（生活困窮者、自殺未遂者、自死遺族等）への相談支援体制の充実を図るとともに、心のケアに努めます。 ■ 必要に応じて、関わったケースに関する情報共有の場を設けます。また、随時相談対応します。 	福祉保険課 健康増進課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
身近なところでの相談窓口の充実が重要だと思える割合	37.7%	—	—	—	—	50.0%

4-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増し、自殺防止に向けての住民の意識啓発を推進します。

推進目標 生きることの促進要因への支援の推進

○生活上の困難を抱えた方からの相談を受け支援を行います。

【関連事業】

- ・ 総合相談事業（再掲）

5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5-1. 地域福祉計画での取組（町）

児童生徒のSOSの出し方に関する教育及び自殺予防の知識を授ける特別なプログラム（専門家の指導の基に保護者等の同意を前提とする特別な授業）を教育活動に位置付けるとともに、「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」という「生きる包括的な支援」を学校の教育活動の目標に位置付けて推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 困難やストレスについて、子どもが信頼できる大人に助けの声をあげられるように家族で話し合ひましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 困難やストレスについて、子どもが信頼できる大人に助けの声をあげられるようにみんな話し合ひましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
SOSの出し方に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校や地域の実情を踏まえ、児童生徒が、困難な事態や、強い心理的負担を受けた場合等におけるSOSの出し方に関する教育を推進します。 ■ 学校において、体験活動等を活用して、自己肯定感の向上に係る道徳教育、心の健康保持に係る教育等の充実を図ります。 ■ 職員に対する定期的な研修を実施します。 	学校教育課

関係者間の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人間関係（友人・教職員等）や心身に悩みを抱えている児童生徒に寄り添いながら、継続的な支援の充実を図ります。 ■ 小中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の効果的な活用を推進します。 ■ 自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、小中学校PTA、老人クラブ等の多様な主体による地域における児童生徒への見守り・声かけを推進します。 ■ 年2回、情報共有会を開催します。 	福祉保険課 学校教育課
------------	---	----------------

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
家族以外に相談できる人が誰もいない割合	11.0%	—	—	—	—	0.0%

5-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

困難やストレスについて、子どもが信頼できる大人に助けの声をあげられるように、自殺防止に向けての住民の意識啓発を推進します。

推進目標 児童生徒のSOSの出し方に関する啓発の推進

○児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進をサポートします。



6. 若年層・高齢者層への支援の強化

6-1. 地域福祉計画での取組（町）

若年層の自殺対策については、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関、団体の支援も必要となります。

そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携して実効性のある支援が必要です。

高齢者の自殺対策については、高齢者特有の課題を踏まえ、多様な背景や価値観に対応した支援や働き掛けが必要です。また、高齢者は退職後等に閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。

したがって、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動して、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャルキャピタルの醸成を促進する施策を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 生きることの大切さを学びましょう。
- 常日頃から高齢者の見守り、声かけをしましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- ◆ 常日頃からみんなで高齢者の見守り、声かけをしましょう。

公助（まんのう町による取組）

※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）

取組名	取組内容	担当課
ライフステージの変化によるこころのケア事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 進路の不安、就職の不安、経済状況の不安定等の様々な悩みを抱えがちな若者に、各種相談の実施や講演会等の開催を通して、寄り添う支援を推進します。 	学校教育課
妊娠期から子育て期へのこころのケア事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠期から子育て期にわたり、母子健康手帳の交付、産婦・新生児訪問、乳幼児健診等を実施します。 必要な方には、産後うつのあるこころのケア、保健師・臨床心理士等による各種相談とともに、産後ケア事業等を推進します。 ■ 各種関係機関と連携して支援します。 	健康増進課

公助（まんのう町による取組）		※ 公助には「共助」も含む。（以下同様）
取組名	取組内容	担当課
見守り・声かけ・ほっと安心事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「見守り・声かけ・ほっと安心事業」への参加集落数を現状維持できるよう、事業の充実と推進を図るとともに、自治会加入率の向上を目指します。 ■ 民間団体や企業と連携して、見守り活動を推進します。 ■ 「見守り・声かけ・ほっと安心事業」の充実により、集落内で支え合い、ともに「見守り」、ともに「声かけ」等を行う活動を通じて、地域の高齢者の異変に早く気づき、孤独死、虐待、自殺の防止を図ります。 	福祉保険課
高齢者の健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ こころの健康づくりについて、関係機関と連携し啓発します。 ■ うつ病を含めて、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、かかりつけ医や訪問看護師、保健師、民生委員・児童委員等による巡回相談を推進します。 	健康増進課 福祉保険課

評価指標	現状 (令和4年度)	令和10年度
自殺者数の減少 (再掲)	3.6人 (平成27年～令和元年の平均)	0人
自殺死亡率の減少 (10万人対) 5年間平均(再掲)	18.1% (平成27年～令和元年の平均)	10.0%以下

6-2. 地域福祉活動計画での取組（町社協）

若年層・高齢者層の孤立を防ぎ自殺防止に向けて、住民に生きることの大切さの啓発を推進します。

推進目標 若年層・高齢者層への支援の強化の推進
○若年層・高齢者層に対し、生きることの大切さを啓発し、理解の促進を図ります。
【関連事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけ・ほっと安心事業（再掲） ・福祉についてのお話の会（再掲）

評価指標	現状 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
お話の会開催回数 (再掲)	6回	10回	11回	12回	13回	14回
お話の会参加者数 (再掲)	106人	100人	110人	120人	130人	140人

第5章 推進委員会・地区社協別課題解決に向けた取組テーマ

琴南地区	・人口	1,889人	・高齢化率	52.9%
	・世帯数	951世帯	・年少人口	126人
	・高齢人口	1,000人	・年少人口比率	6.7%

※令和5年11月1日現在データ

琴南地区の課題

- 本地区の高齢化は他地区より急速に進んでおり、活動場所である農政センターや公民館まで出掛けるのが難しく、結果、種々の活動への参加率は下がっていることが課題となっています。
- 自治会長が福祉委員を兼ね、かつ大半は輪番制ということもあり、毎年代わっているため、継続して行う活動が難しいことが課題となっています。
- 自治会等の役員については、若年の後継者（担い手）を育成することが急務となっています。
- 住民自身また隣近所も高齢化しているなど、地域の協力（自助・互助）は限界がきており、人づくりのためには資金（助成金）面でもっと公助の後押しが必要となっています。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ 近隣で集えるお茶飲み会場「ちよつとちよつとカフェことなみ」の開催

- ◆ 地域での交流が少なくなる中で、交流の場となるカフェを開催し、困りごとや悩みごと等を気軽に話せる場をつくります。

主体	令和6年度からの取組
自分や地域	◆ 気軽に集える地域の居場所「ちよつとちよつとカフェことなみ」の開催に引き続き取り組みます。
行政や社会福祉協議会	◆ 送迎用バスを貸し出します。 ◆ 計画づくりを支援します ◆ 会場を提供します。 ◆ チラシの作成協力等事業実施に向けて支援します。

評価指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ちよつとちよつとカフェことなみの開催	回数	12	12	12	12	12

満濃地区全体	・人口 11,941 人 ・世帯数 4,971 世帯 ・高齢人口 4,124 人	・高齢化率 34.5% ・年少人口 1,536 人 ・年少人口比率 12.9%
長炭支部	・人口 2,398 人 ・世帯数 1,054 世帯 ・高齢人口 985 人	・高齢化率 41.1% ・年少人口 248 人 ・年少人口比率 10.3%

※令和 5 年 11 月 1 日現在データ

長炭支部の課題

- 本支部は、現在 30 人前後のボランティアで運営・活動していますが、高齢化が進み、次の担い手が確保できない状況です。
- 福祉委員制度の理解を深める必要があります。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ 地域の絆づくり

- ◆ 地域の絆づくりを行います。
- ◆ 地域であいさつ運動を広めます。
- ◆ 見守り活動を行います。

主体	令和 6 年度からの取組
自分や地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ あいさつ運動 <ul style="list-style-type: none"> ①小学校での立哨活動 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員・青少年育成会議と連携します。 ・子どもたちにあいさつをすることでつながりを生み出します。 ②地域でのあいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員や自治会役員が中心となり地域でのあいさつを促進します。 ③あいさつ運動の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・標語を地域から広く募集します。 ・あいさつ運動や福祉委員活動の啓発活動を実施します。 ◆ 見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> ①地域でのあいさつにより見守りを行います。 ②色々な地域活動の参加の呼び掛けや支部活動を通じ、見守り声かけ活動を進めます。
行政や社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉委員の研修を行い、福祉委員の役割、活動を明確にします。 ◆ 福祉委員の会で活動についての意見、感想を聴きます。

評価指標	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
福祉委員研修の参加率	%	40	42	44	46	48

吉野支部	・人口 1,899 人	・高齢化率 37.2%
	・世帯数 790 世帯	・年少人口 230 人
	・高齢人口 706 人	・年少人口比率 12.1%

※令和 5 年 11 月 1 日現在データ

吉野支部の課題

- 担い手の高齢化により若い人の参加協力をいかに声かけしていくかとともに、免許証返納後の高齢者の社会福祉協議会行事等にいかに参加してもらえるようにするかが課題となっています。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ 交通手段が乏しい高齢者等が地域の拠点となる公民館に気軽に集える仕組みづくり

- ◆ 様々な活動を通じて見守り、声かけに取り組みます。
- ◆ 新たな担い手やボランティアの育成に取り組みます。
- ◆ 気軽に利用できる交通手段の確保を検討します。

主体	令和 6 年度からの取組
自分や地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎週水曜日開催のほっと♡みよしのカフェを通じて、参加者の見守り、声かけを民生委員や近所の人と連携しながら取り組みます。 ◆ 防災のつどいやボランティア集会等の活動を継続し、異世代や多世代の参加を促します。 ◆ 先進他市町への視察研修を実施します。 ◆ あいあいタクシーを補完し、公民館へ行くための移動手段の検討をします。
行政や社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まんまんカフェ（各月第 4 水曜日 ほっと♡みよしのカフェ）参加者のマイクロバスでの送迎の協力を検討します。 ◆ 民生委員や支部役員、ボランティアとの情報共有・連携を行い、地域の困りごとへの対応に努めます。 ◆ 国の施策の新しい動向や先進地事例の情報共有に努めます。

評価指標	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
公民館の延べ来館者数 (月平均)	人	1,500	1,550	1,600	1,600	1,600

神野支部	・人口	1,330 人	・高齢化率	42.2%
	・世帯数	565 世帯	・年少人口	138 人
	・高齢人口	561 人	・年少人口比率	10.4%

※令和5年11月1日現在データ

神野支部の課題

- 定年延長により、新規に活動してくれる人がいないため、担い手の高齢化が進み、新規の担い手の確保が課題となっています。
- カフェの高齢者の出席率は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて参加者増が想定されるため、交通手段の確保とともに、参加が多くなる高齢者の見守りが大切となります。看護師や保健師等が常にそばにいる状況をつくることが課題となっています。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ 新しい交流の場 神野コミュニティカフェづくり

- ◆ 公民館で行事をして同じ人ばかりで、閉じこもりがちな高齢者や自力で公民館まで行けない人も多くなっています。地域の人たちの参画により、誰でも気軽に参加できる交流行事を継続することで、地域力の活性化を図ります。

主体	令和6年度からの取組
自分や地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新しい交流の場 神野コミュニティカフェを継続して実施します。 月1回 第一金曜日 開催時間 10時～12時 会場 神野公民館 ◆ 若い世代の人たちがカフェに参加できるよう声をかけます。 ◆ 公民館、役場等を定期的に廻るバス(小型)を行政に要望します。 ◆ 健康チェック等に保健師の協力をお願いします。
行政や社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館、役場等を定期的に廻るバス(小型)を検討します。 ◆ 参加者のマイクロバスでの送迎への協力を継続します。 ◆ 運営資金の援助を継続します。 ◆ 健康チェック等に保健師の協力をお願いします。

評価指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
神野コミュニティカフェ参加者数	人	45	50	55	60	60

四条支部	・人口	3,290 人	・高齢化率	29.2%
	・世帯数	1,354 世帯	・年少人口	526 人
	・高齢人口	962 人	・年少人口比率	16.0%

※令和5年11月1日現在データ

四条支部の課題

- 一人暮らし高齢者の方が多くなり、やむを得ず自治会を脱会しているために自治会からの情報等が少なくなっていることが課題となっています。
- 「お祭り」を通して地域の関心やつながりができており、本支部は公民館活動が活発であり、小地域ごとの見守りの慣習があります。それを踏まえて、リーダーの育成と住民の意識を高めて自助・互助・共助で地域福祉の増進に取り組む必要があります。
- ボランティアの高齢化や次世代の担い手の減少等で地域の団結が弱くなっていることが課題となっています。
- 見守り・声かけ・ほっと安心事業の書類作成等が煩雑であり、これも参加しない背景の一つとなっていることが課題となっています。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ ご近所で見守り声かけ活動を推進する

- ◆ 地域ぐるみで弱者を見守り、誰もが安心して笑顔で暮らせるよう地域での活動を推進します。

主体	令和6年度からの取組
自分や地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民のつながりが希薄にならないよう新型コロナウイルス感染症拡大以前の活動に戻していくとともに、活動をPRします。 ◆ 見守り・声かけ・ほっと安心事業を引き続き推進します。
行政や社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 活動を推進するため、広報周知と助成金の支援を行います。 ◆ 地域のリーダーの養成講座を実施します。

評価指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
見守り・声かけ・ほっと安心事業の取り組み集落数	集落	10	10	11	11	12

高篠支部	・人口	3,024 人	・高齢化率	30.1%
	・世帯数	1,208 世帯	・年少人口	394 人
	・高齢人口	910 人	・年少人口比率	13.0%

※令和5年11月1日現在データ

高篠支部の課題

- 本支部は新興住宅を含め世帯数は増加していますが、事業参加の募集を実施しても参加希望者が少ない状況です。また、「社協だよりまんのう」でPRをしていますが、会費納入率が低下していることが課題となっています。
- 各事業について役員の負担が偏っていることが課題となっています。また、リーダーは年齢ではなく元気であることが必要条件です。
- 中核として活動する人は限られています。特に福祉委員は、民生委員・児童委員のように馴染みがあまりないことが課題となっています。
- 会員等へのなり手の減少は、子ども会の活動にも影響しています。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ 地域住民のつながりを作る

- ◆ 支部社会福祉協議会及び公民館の行事やイベントへの参加を促進することで、顔の見える関係づくりができ、地域住民同士のつながりを図ります。
- ◆ 世代交代がある中、支部社会福祉協議会及び公民館の行事やイベントの参加率を増やし、人脈を広げて人材を育成します。

主体	令和6年度からの取組
自分や地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行事やイベント等については、今までの周知方法を続けます。また、今の役員だけでなく、前の役員の方にも案内を出して周知します。 ◆ 今までの行事やイベントを引き続き実施し、新しい方を取り込み、参加者を増やします。
行政や社会福祉協議会	◆「社協だよりまんのう」を活用して、自治会に加入していない方にも行事を周知します。

評価指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
各イベントの参加人数	人	750	780	810	840	870

仲南地区	・人口	3,573 人	・高齢化率	42.0%
	・世帯数	1,529 世帯	・年少人口	343 人
	・高齢人口	1,499 人	・年少人口比率	9.6%

※令和5年11月1日現在データ

仲南地区の課題

- 委員の高齢化が進んでいることが課題となっています。
- 役員交代の時に引継ぎがあまりできていないことが課題となっています。
- 一人暮らし高齢者の状況が心配です。当事者がひきこもりになっていることをオープンにすることを家族が望んでおらず、これ以上、手が出せない状況です。
- 地域住民の地域行事への参加が少なくなっていることが課題となっています。

課題解決に向けた取組テーマ

取組テーマ 高齢者へのサービス利用支援

- ◆ あいあいマーケットを充実します。
- ◆ 高齢者に行政や社会福祉協議会が実施している利用可能なサービスの周知を行い、充実したサービスを受けることができるようにします。
- ◆ 民生委員・児童委員と福祉委員の協力により地域福祉の充実を図ります。

主体	令和6年度からの取組
自分や地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の買い物困窮者の把握に努めます。 ◆ 福祉委員が高齢者の見守りを兼ねて粗品等を配布する時に、行政や社会福祉協議会が実施している利用可能なサービスの周知を行います。 ◆ 民生委員・児童委員と福祉委員との連携を図ります。
行政や社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の買い物困窮者の把握及び自治会役員、配達業者との連携を図り、ニーズに合わせた移動販売場所の見直しを行います。 ◆ 地域への各事業の説明とニーズの把握に努めます。 ◆ 民生委員・児童委員と福祉委員との連携ができる事業を実施します。

評価指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
あいあいマーケットの買い物利用者数	/	対前年比 5%増	対前年比 5%増	対前年比 5%増	対前年比 5%増	対前年比 5%増

第4部 計画の推進体制



＜計画の推進にあたって＞

地域福祉を効果的に推進するためには、地域福祉活動が住民や住民組織等によって自主的に担われ、その活動によって生じた様々な課題や問題に対して、まんのう町社会福祉協議会や行政が支援するという、基本的な仕組みを構築することが必要です。

そのためには、住民や自治会、民生委員・児童委員等の関係団体、まんのう町社会福祉協議会、行政の従来の福祉施策・活動に加え、地域福祉を推進するための新たな役割分担を構築することが必要です。

地域ぐるみで住民同士がよりよい日常生活を送れるように、「お互いさまの精神」で一定の関わりを持ち続け、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係団体においては従来の取組や活動とは異なった視点で地域福祉施策を推進することが求められています。

第1章

地域福祉計画での取組

【1】連携体制の強化・相談体制の強化

＜取組の方向性＞

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化する一方で、少子高齢化に代表されるような地域社会の変容や社会福祉財政の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように“地域の福祉力”で解決できるかが重要になっています。

また、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れる社会」を実現するためには、住民や自治会、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれ担う役割を明らかにすることが必要です。

施策	内容
(仮称)地域福祉計画推進委員会の検討	・計画の進捗状況を評価し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら、必要な社会資源を確保するための(仮称)地域福祉計画推進委員会の検討を進めます。
(仮称)まんのう町自殺対策推進本部の検討	・自殺対策基本法に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するための(仮称)まんのう町自殺対策推進本部を検討します。
(仮称)まんのう町自殺対策ネットワークの検討	・自殺対策基本法に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するための(仮称)まんのう町自殺対策ネットワークを検討します。

【2】計画の進捗及び評価

＜取組の方向性＞

この計画は、住民や住民組織、関係機関・団体、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、住民を含めた進捗管理を行う必要があります。

行政においては、（仮称）地域福祉計画推進委員会を設置し、関係各課による部門別計画の進捗状況や相互の連携により、この計画の評価・点検を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。

施 策	内 容
（仮称）地域福祉計画推進委員会の検討	・施策の推進状況や指標の達成度について、町ぐるみで地域福祉の推進を評価する仕組みを検討します。

【3】困ったときや生きることがつらくなったときの相談窓口

＜取組の方向性＞

誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、困ったときや悩みごとが深刻になったときに、身近に相談できる窓口の存在が認知されていなければなりません。様々な相談窓口を活用することで、地域で孤立してしまう気持ちにならないように周知活動等の支援をしていきます。

本町では、様々な悩みごとや不安、相談したいことに対して、各種相談の実施やリーフレットを配布しています。今後も、きめ細かなケアを実施します。

＜相談先一覧＞

内容	相談先	連絡先
心配ごと・悩みごと相談	まんのう町社会福祉協議会	77-2991
	香川いのちの電話 （社会福祉法人 香川いのちの電話協会）	087-833-7830 （24時間）
		0120-783-556 （毎月10日 8:00～翌日8:00）
	よりそいホットライン （一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）	0120-279-338 （24時間）
心の健康相談	まんのう町健康増進課	73-0126
	こころの健康相談統一ダイヤル （香川県精神保健福祉センター）	0570-064-556

内容	相談先	連絡先
女性に関する相談	香川県子ども女性相談センター	087-835-3211
子育てに関する相談	まんのう町健康増進課	73-0126
	まんのう町福祉保険課	73-0124
	まんのう町教育委員会	89-7100
	香川県中讃保健福祉事務所	24-9963
	香川県西部子ども相談センター	24-3173
いじめに関する相談	24時間いじめ電話相談 (香川県教育センター)	087-813-1620 (24時間)
	24時間子どもSOSダイヤル (香川県教育センター)	0120-0-78310 (24時間)
児童虐待に関する 通報・相談	児童相談所全国共通ダイヤル (香川県西部子ども相談センター)	189
法律相談（無料）	まんのう町社会福祉協議会	77-2991
	まんのう町商工会	73-3711
人権相談	まんのう町企画政策課	73-0106
	長尾会館	79-2021

第2章

地域福祉活動計画での取組

【1】計画の周知と雰囲気づくり

地域福祉は、行政、地域の住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等の地域にかかわるものが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取組と方向性について、ダイジェスト版や広報、ホームページ等により公表し周知を図ります。また、より普及を図るため、民生委員・児童委員、福祉委員等の各種会合の場への参加を通じて、具体的な取組や活動事例等を紹介し、理解と参加・協力を求めていきながら、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

住民への計画の普及

各地域での「福祉についてのお話の会」等の機会を通じて、本計画で示した基本理念や福祉課題解決のための取組と方向性等について説明を行い、理解を促進します。

さらに計画の推進に当たっての提案等の意見交換を行い、行政と社会福祉協議会、住民との協働による計画の推進を目指します。

事業者等への計画の普及

町内の福祉関係の事業者をはじめ、企業等に対して、本計画に対する理解を進めます。

【2】総合的な地域福祉推進体制

本計画を着実に推進するため、住民等との協働に努めます。そして、地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な取組を行っていきます。

住民（地域住民、事業者、福祉団体、NPO等）との協働

これまでも住民、事業者、関係機関等との連携を図りながら事業を進めてきました。今後も機会あるごとに、意見を聴きつつ、協働の立場で本計画を推進します。

町との協働

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っていきます。

町が策定する「地域福祉計画」との連携を図りながら、本計画を推進します。

職員の推進体制

社会福祉協議会内部で各課、各係、支所等と連携を図り、本計画を推進します。

【3】評価と見直しの仕組み

評価委員会の設置

「まんのう町地域福祉活動計画策定委員会」を引き続き「まんのう町地域福祉活動計画評価委員会（仮称）」と位置付け、地域福祉活動や住民のニーズを把握しながら計画の進捗管理及び見直し等について協議・検討を行い、本計画の着実な推進に努めます。

取組状況に関する意見集約

民生委員・児童委員、福祉委員等の各種会合の場へ参加し、地域福祉活動の取組状況等についての広報や意見集約に取り組みます。

地域福祉推進委員会の開催

社会福祉協議会の「地域福祉推進委員会」で本会の業務内容を検討します。

事務局

事務局をまんのう町社会福祉協議会に設置し、町福祉保険課等との連携のもと、本計画の進捗管理及びその事務に当たります。

第5部 資料編



用語	説明
【あ行】	
いきいきふれあいサロン事業	地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいを目的に、地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め、住民主体で運営していく交流の場のこと。
生きることの阻害要因	過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等のこと。
生きることの促進要因	自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等のこと。
SNS (ソーシャル・ネットワークング・サービス)	人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。
NPO (ノン・プロフィット・オーガニゼーション)	非営利の組織を表しており、住民を主体として住民の発意により活動する住民活動団体のこと。
【か行】	
共生型サービス	障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。
クラウドファンディング	資金を集めたい人が、インターネットを通じて多くの資金の出し手(クラウド=群衆)から少額ずつ資金を集める方法のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
権利擁護	高齢の方で日常生活に支援が必要な方、障害のある方(知的障害者、精神障害者)が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
合理的配慮	障害者に健常者と実質的に同じ権利を保障するために、適切な調整や変更を行うこと。視覚障害者が試験を受けられるよう、点字の試験用紙を用意する場合等がある。
こども大綱	こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するために策定されたもので、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。既存の3大綱(少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱)の内容を含んでいる。
【さ行】	
ささえあいサービス事業	会員制の有償ボランティアサービスで、「自分のできることで困っている方のお役に立ちたい」というボランティアの気持ちを持った人を協力会員として、地域住民からの依頼に対応する事業のこと。
自殺実態プロファイル	国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計(国民生活基礎調査、社会生活基本調査等)に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率、関連する地域特性を円グラフや棒グラフなどを用いて分かりやすく表示し、人間ドックの報告書のような簡易なレポートとして地域の自殺実態を明らかにしたもの。
自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺による死亡率。

用語	説明
市民後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の人のうち、本人と親族関係及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座等により成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上で、他人の成年後見人等になることを希望している者のうち家庭裁判所が選任した方のこと。
小地域ふれあいサロン	ごく身近な住民が集って、楽しくおしゃべりしながら健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりの場をその地域の中につくる活動。
スクールカウンセラー	生徒の様々な悩みを受け止め、相談にのり、アドバイスをしたり、教員や保護者とも連携して問題解決のために生徒個人に働きかけたりする心理の専門職。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困の問題等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等、周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る福祉の専門職。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者が安心して暮らせる生活環境の体制づくりを目的に、担い手の養成や、関係者のサービスとニーズのマッチングなどを行う人。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
ソーシャルキャピタル	「社会関係資本」と訳され、社会を円滑に機能させるために有益な、人々の信頼関係や結びつきを表す概念のこと。
【た行】	
ダブルケア	晩婚化、晩産化を背景として、育児期にあるもの（世帯）が、親の介護も同時に担うことで負担が大きくなっている問題のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
デマンドタクシー	利用者の自宅と指定された目的地の間を、ドアツードアで運行する「予約制の乗合タクシー」のこと。
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
【な行】	
認知症カフェ	公民館や地域のコミュニティセンターなどの一室を利用して開かれる「憩いの場」で、介護施設や地域包括支援センターが運営しており、認知症のある方やそのご家族、地域住民など、誰もが気軽に集える場所のこと。
【は行】	
ハザードマップ	地震・台風・火山噴火等により発生が予測される被害について、その種類・場所・危険度等を示した地図のこと。
8050 問題	「80代の親と50代の子」を意味し、子のひきこもりが長期化し、親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかるなど、一家が孤立、困窮する問題のこと。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象のこと。
避難行動要支援者	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正（平成25年6月）において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者のこと。

用 語	説 明
ふれあいサロン	地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め、住民主体で運営していく交流の場のこと。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態のこと。フレイルは、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。
ポータルサイト	インターネットを利用する際、一番最初に関連されるような、利便性の高いウェブサイトの総称のこと。
【ま行】	
見守り・声かけ・ほっと安心事業	集落内で支え合い、ともに「見守り」、ともに「声かけ」などを行うことで、早く異変に気づき、孤独死、虐待、自殺の防止を図る地域福祉活動のこと。一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな「お互い様の助け合い：互助」を推進し、地域の人々が笑顔で暮らせるよう「共助の輪」を広げていくことを目的とする。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メンタルヘルス	こころの健康のこと。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人が製品、環境、建物、空間等を利用できるようにデザインすること。
要支援・要介護認定者	介護保険制度において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や家事、身支度等日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）となり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定を受けた人のこと。症状に応じて、要支援は2段階、要介護は5段階に区分される。

【1】設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第109条に規定する社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体化したまんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、まんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び地域等の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者又は職員
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保険課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年5月25日告示第81号)

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

【2】委員名簿

No.	役職名	氏名	備考
1	仲多度南部医師会 医師	大山 康之	
2	学識経験者	田中 淳	
3	学識経験者	中野 初美	
4	臨床心理士	熊谷 由紀	
5	まんのう町連合自治会	大山 保	委員長
6	まんのう町老人クラブ連合会	鈴木 正之	
7	まんのう町婦人連絡協議会	山下 紋子	
8	まんのう町知的障害者相談員	田中 阿佐実	
9	まんのう町身体障害者相談員	松原 良廣	
10	まんのう町民生委員児童委員協議会	真鍋 隆	
11	まんのう町主任児童委員	大北 るり子	
12	まんのう町社会福祉協議会副会長	山下 美博	副委員長
13	香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課長	三浦 邦博	
14	まんのう町副町長	長森 正志	
15	まんのう町教育長	井上 勝之	

期日	項目	内容
令和5年 6月30日(金)	第1回 まんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ まんのう町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進め方について ・ 地域福祉アンケート調査について
7月～8月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住民アンケート」「中学生アンケート」「地域福祉担い手アンケート」の3種の調査実施
8月29日(火) 8月30日(水)	ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8/29 関係団体等ヒアリング調査の実施 ・ 8/30 推進委員会・地区社協ヒアリング調査の実施
9月28日(木)	第2回 まんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告(アンケート調査、団体等ヒアリング) ・ 計画骨子(案)の説明・検討 ・ 今後のスケジュール
11月17日(金)	第3回 まんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の検討
11月24日(金)～ 12月24日(日)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「まんのう町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画案について
令和6年 1月11日(木)	第4回 まんのう町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント結果の報告 ・ 「まんのう町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画案最終確認及び承認

【1】調査の概要

1. 住民アンケート調査等

■調査の目的

本調査は、住民の皆様が日常、どのように福祉と関わりを持ち、福祉に関心を持たれているか、また町として取り組むべき課題を把握し、計画策定にあたっての基礎資料と参考にすることを目的としています。

■調査の実施方法

	住民アンケート調査	中学生アンケート調査	地域福祉担い手アンケート調査
1 調査対象者と抽出方法	20歳以上の住民の中から無作為に抽出された方を対象にしています。	満濃中学校の全生徒を対象にしています。	町内の福祉委員、民生委員・児童委員全員を対象にしています。
2 調査方法	郵送調査法及びWEBによる調査	学校における配布・回収	郵送調査法
3 調査期間	令和5年7月20日 ～8月7日	令和5年7月12日 ～7月24日	令和5年7月20日 ～8月7日
4 回収状況	発送数 950 有効回収数 377 有効回収率 39.7%	発送数 476 有効回収数 429 有効回収率 90.1%	発送数 350 有効回収数 212 有効回収率 60.6%

※有効回収数は、集計、分析及び報告書の対象となった回収分のこと。

■集計結果の処理

- 回答比率は、百分比の小数点第2位を四捨五入していますので、合計は必ずしも100%にならないことがあります。
- 2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

2. 関係団体等ヒアリング調査

	第1回	第2回
開催日時	令和5年8月29日(火) 15:30~17:00	令和5年8月29日(火) 18:30~20:00
参加団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者相談員 ・身体障害者相談員 ・婦人会 ・民生委員児童委員協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合自治会・母子愛育連絡協議会 ・食生活改善推進協議会 ・適応支援センター・主任児童委員 ・障害福祉サービス事業所かりん園 ・社会福祉協議会
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動上、困っていること ・分野ごとの問題点や課題に対する解決策等 ・地域福祉を充実していくために地域住民や社協・行政との協力で必要なこと 	

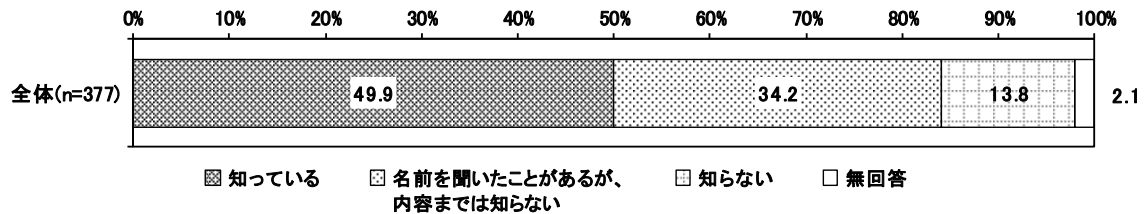
3. 推進委員会・地区社協ヒアリング調査の概要

	第1回	第2回
開催日時	令和5年8月30日(水) 10:00~11:00	令和5年8月30日(水) 13:30~15:00
参加団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・仲南地域 ・高篠支部 	<ul style="list-style-type: none"> ・琴南地域 ・長炭支部 ・吉野支部 ・神野支部 ・四条支部
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動上、困っていること ・分野ごとの問題点や課題に対する解決策等 ・地域福祉を充実していくために地域住民や社協・行政との協力で必要なこと 	

【2】調査結果の要旨

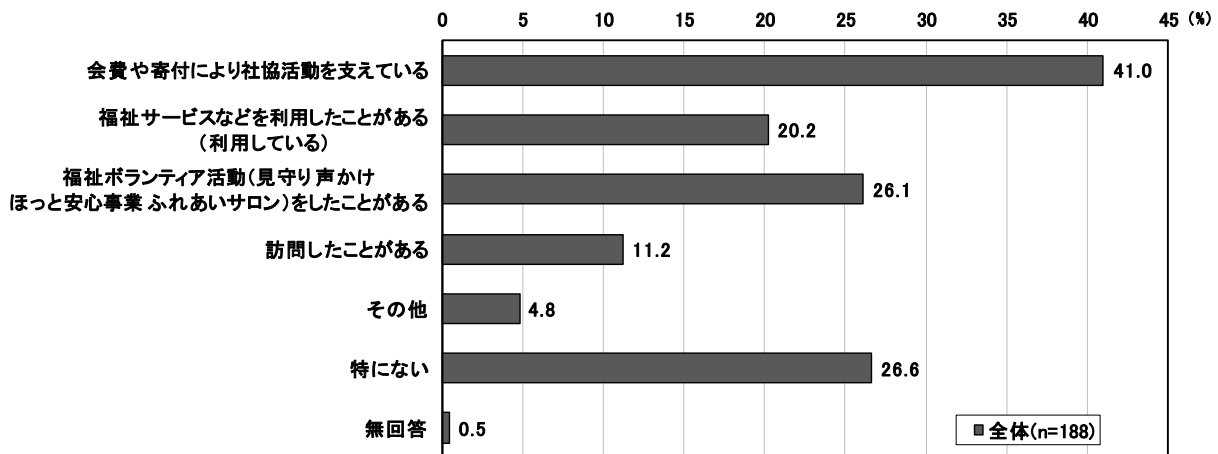
住民アンケート調査

問① (1) あなたは「まんのう町社会福祉協議会」(社協)のことを知っていますか。
(1つに○)

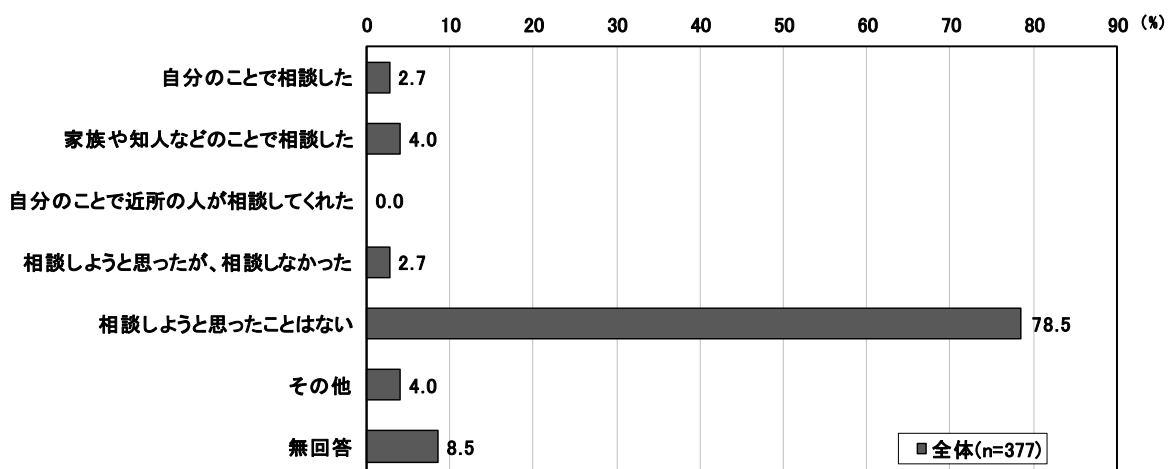


(2) 【問①(1)で「1 知っている」を選んだ方におうかがいします】

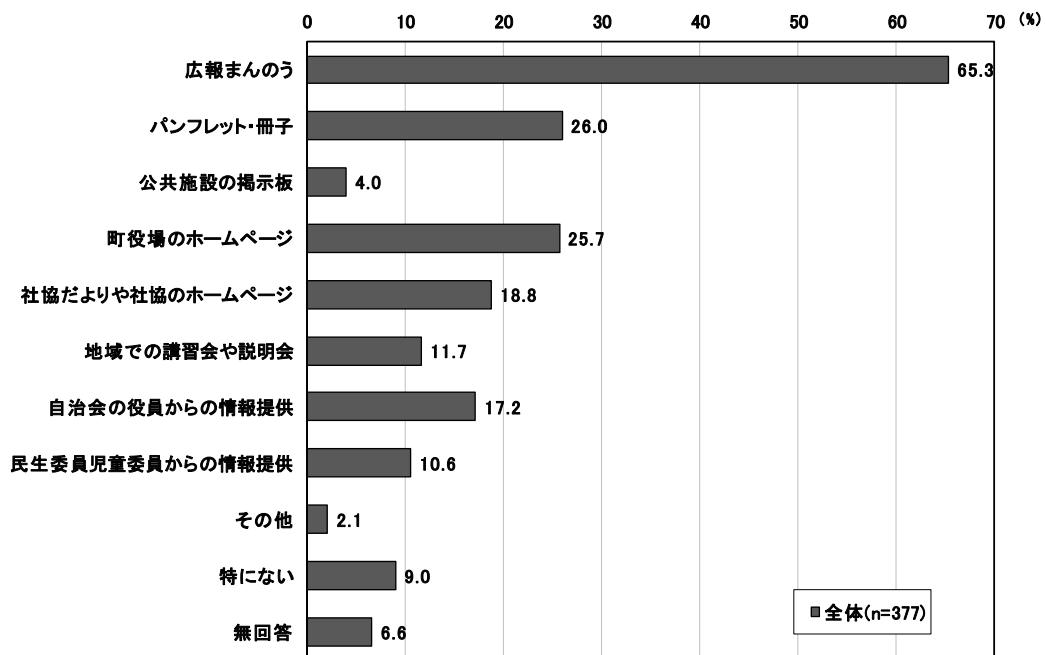
まんのう町社会福祉協議会(社協)とは、どのような関わりがありますか。
(あてはまるものすべてに○)



問② あなたは民生委員児童委員に生活上の困りごとを相談したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)



問③ 健康や福祉に関する情報をあなたが入手しやすくするために、何がもっと充実されるべきだと思いますか。（3つまでに○）

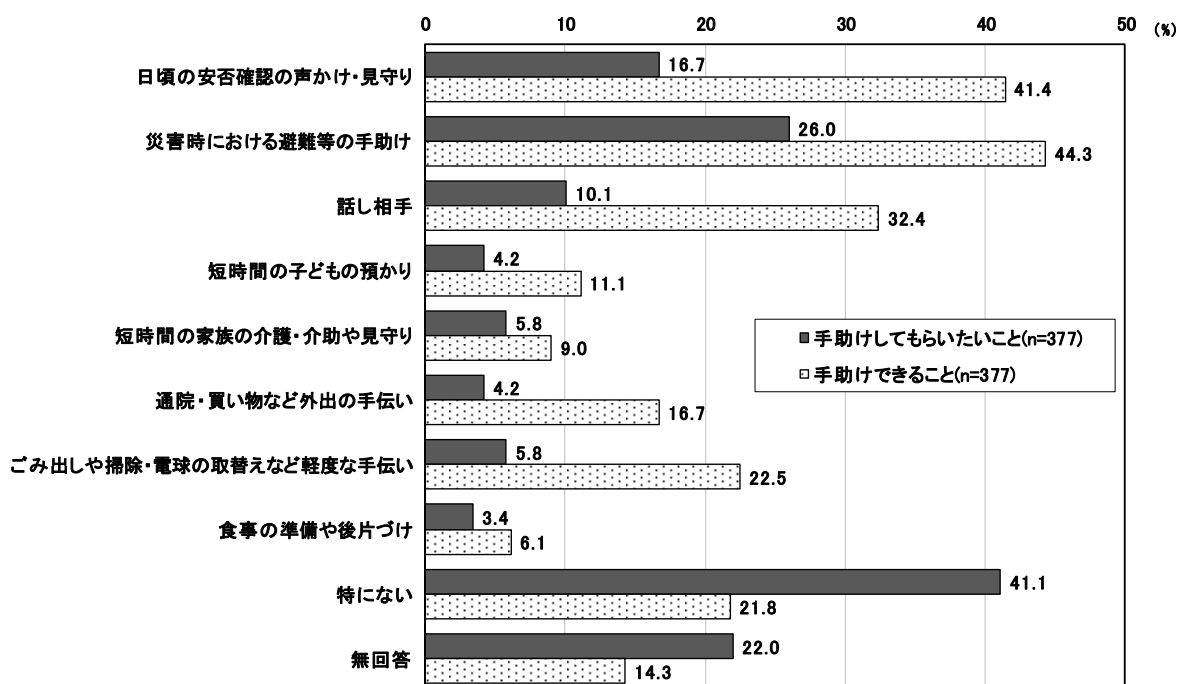


問④ (1) 近所のお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が「手助けをしてもらいたいこと」はありますか。

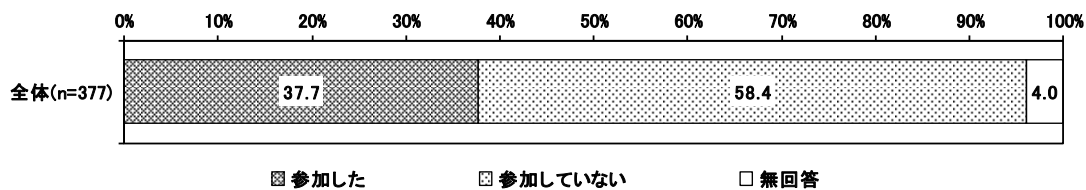
(あてはまるものすべてに○)

(2) ご近所のお付き合いの中で、あなたのご近所に介護や子育て等で困っている家庭があった場合、あなたが「手助けできること」はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

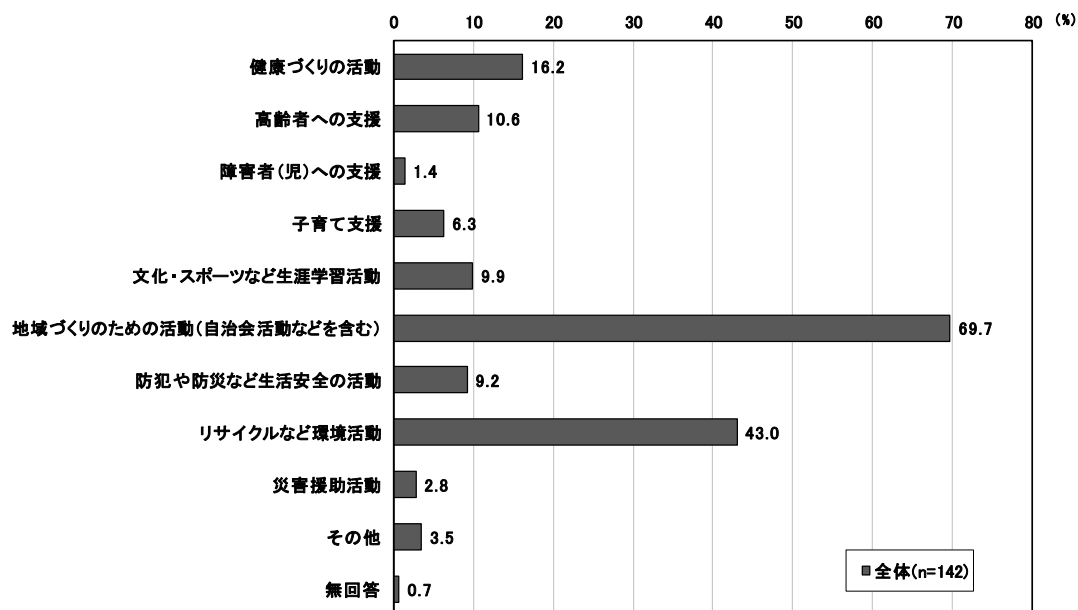


問⑤ あなたはこの1年間に何らかのボランティア活動に参加しましたか。
(1つに○)

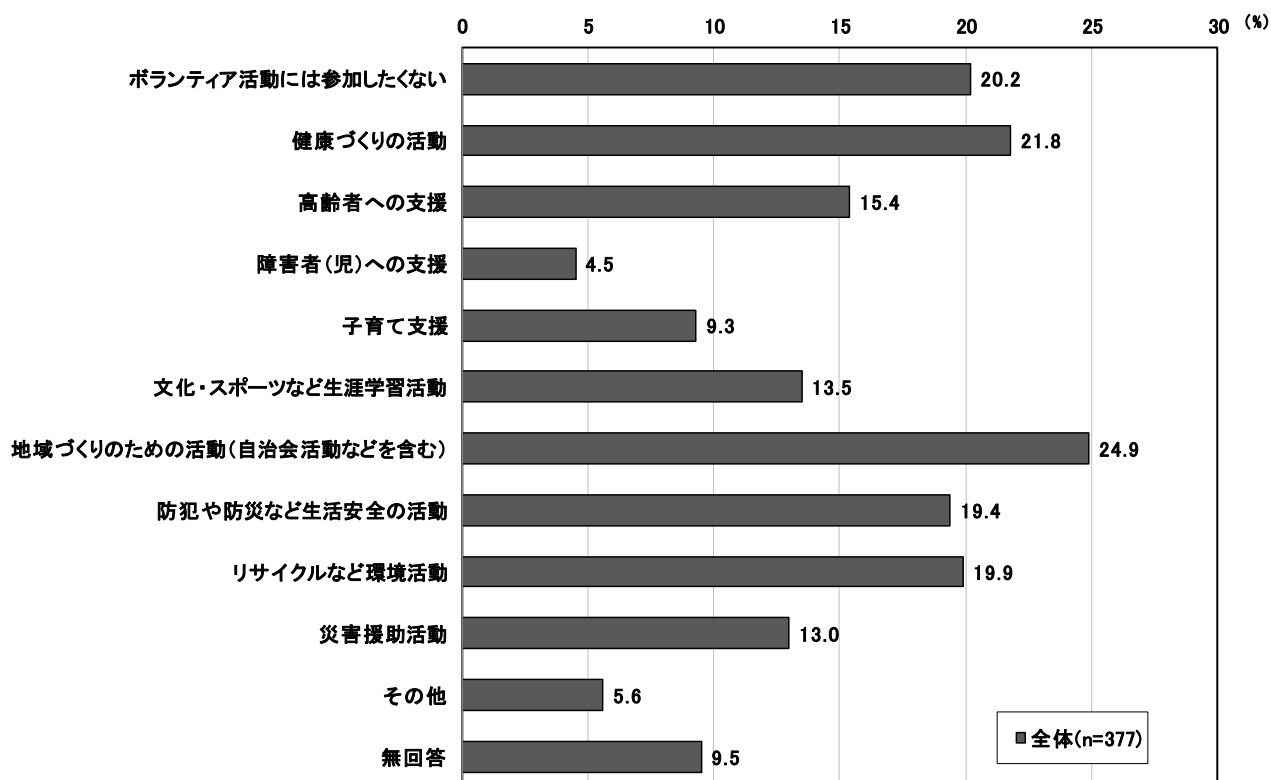


問⑥ 【問⑤で「1 参加した」を選んだ方におうかがいします】

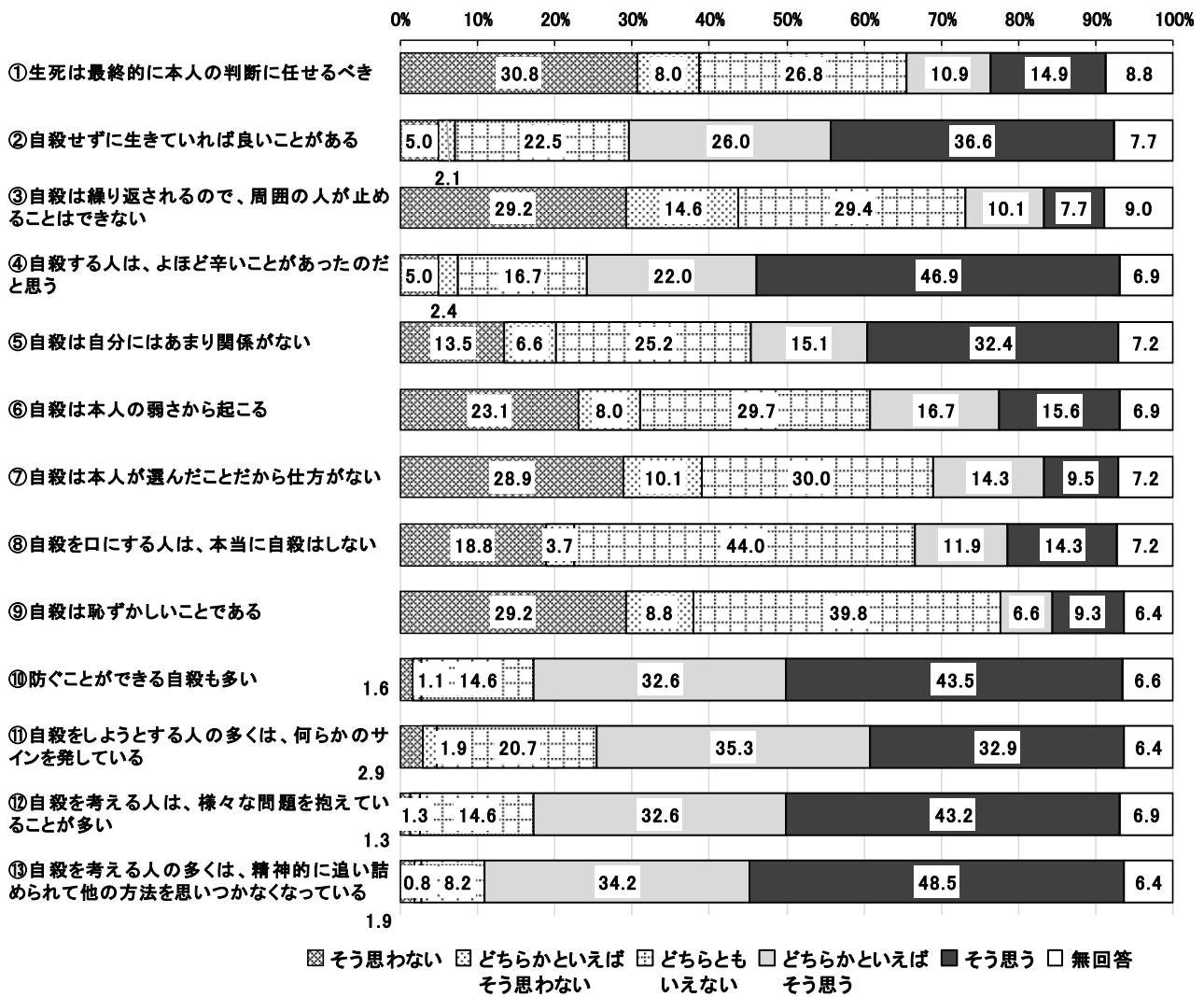
どんな分野の活動に参加しましたか。(あてはまるものすべてに○)



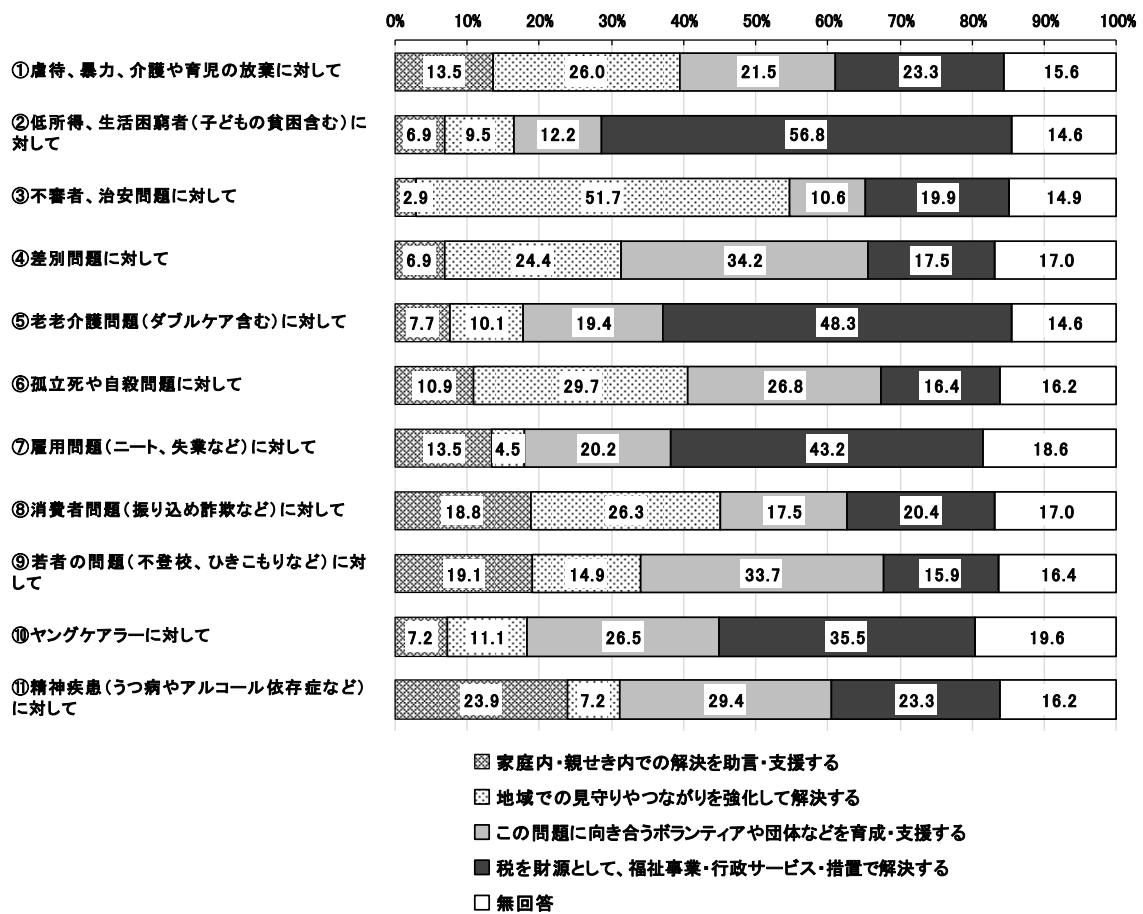
問⑦ 今後、参加したいボランティア活動はどの分野ですか。現在参加しているものも含めて選んでください。(あてはまるものすべてに○)



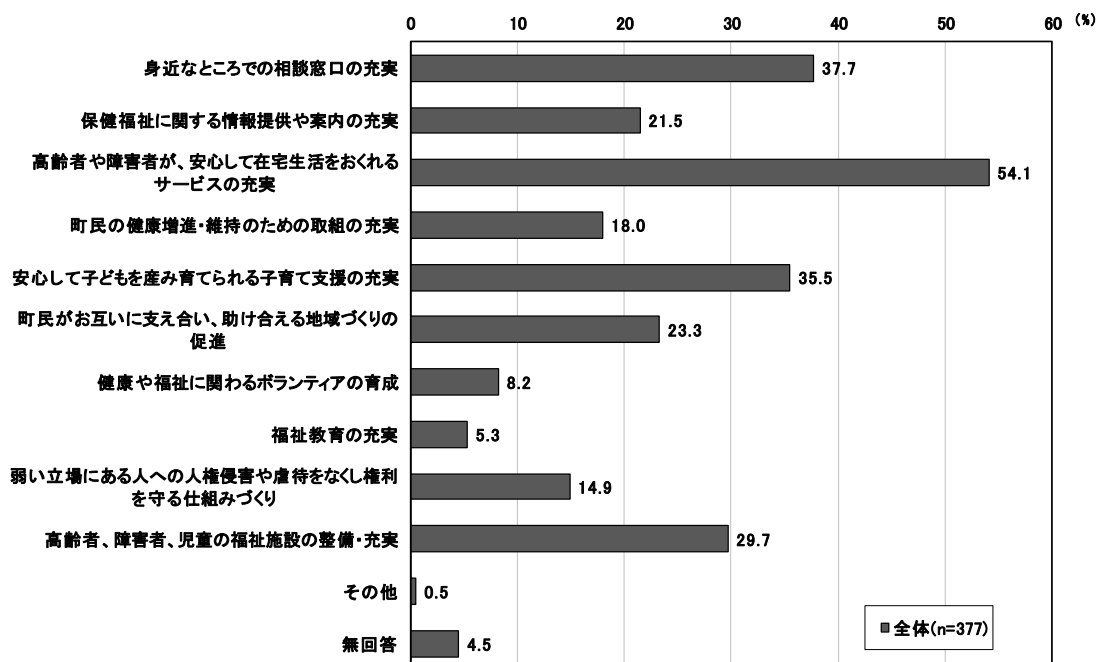
問⑧ あなたは「自殺」についてどのように思いますか。（それぞれ1つに○）



問⑨ あなたは、福祉課題を解決していくために、今後、どのような取組を重視すべきと思いますか。（それぞれ最も重視すべきと思うもの1つに○）



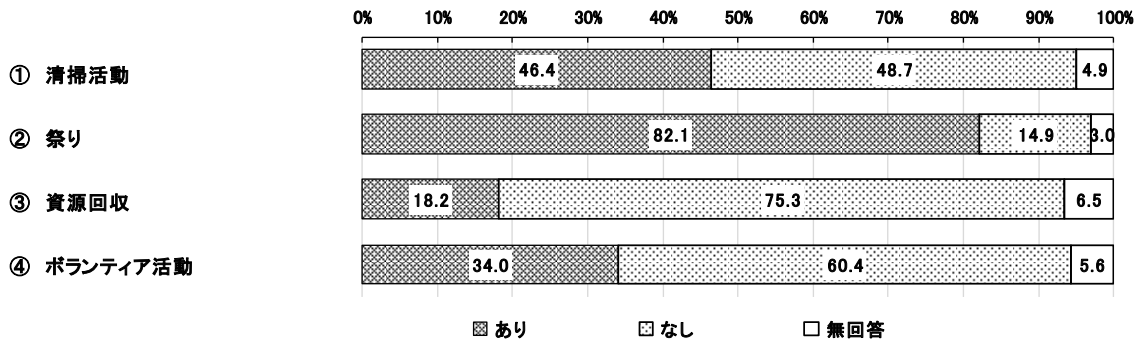
問⑩ 今後、誰もが住み慣れた地域で支え合って生きることができる地域共生社会のまちづくりを充実していく上で、取り組むべき施策として、どれを優先して充実すべきだと思いますか。（3つまでに○）



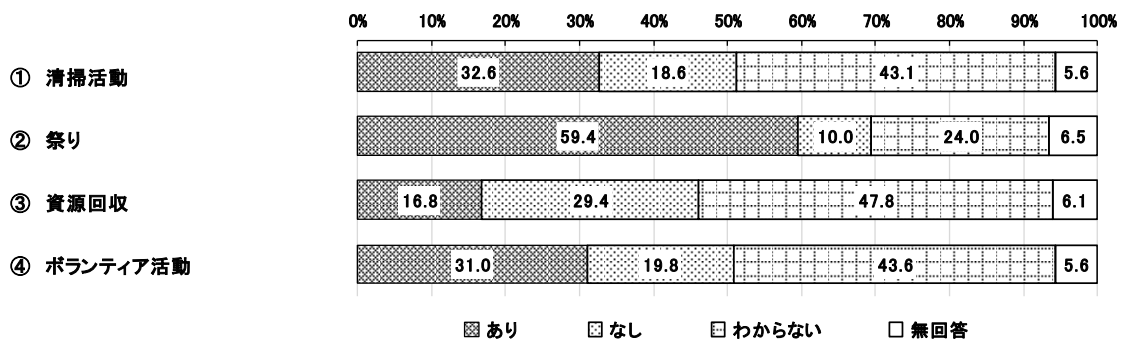
中学生アンケート

問① あなたは、次のような行事に、参加したことがありますか。また、これから参加してみたいですか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（A欄とB欄の選択肢の中からそれぞれ1つに○）

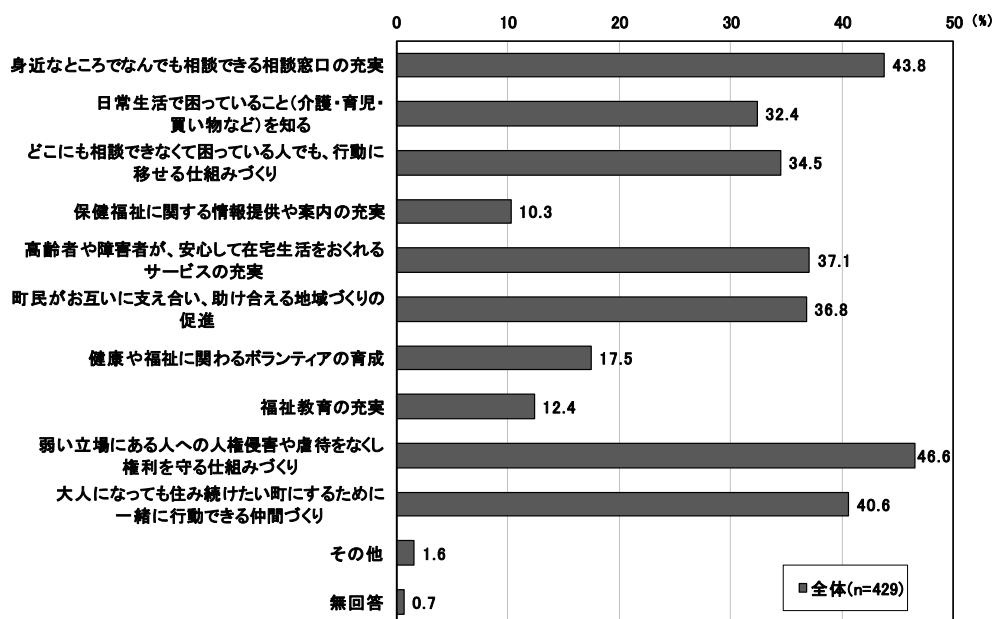
【 A 参加の経験 】



【 B 今後の参加意向 】

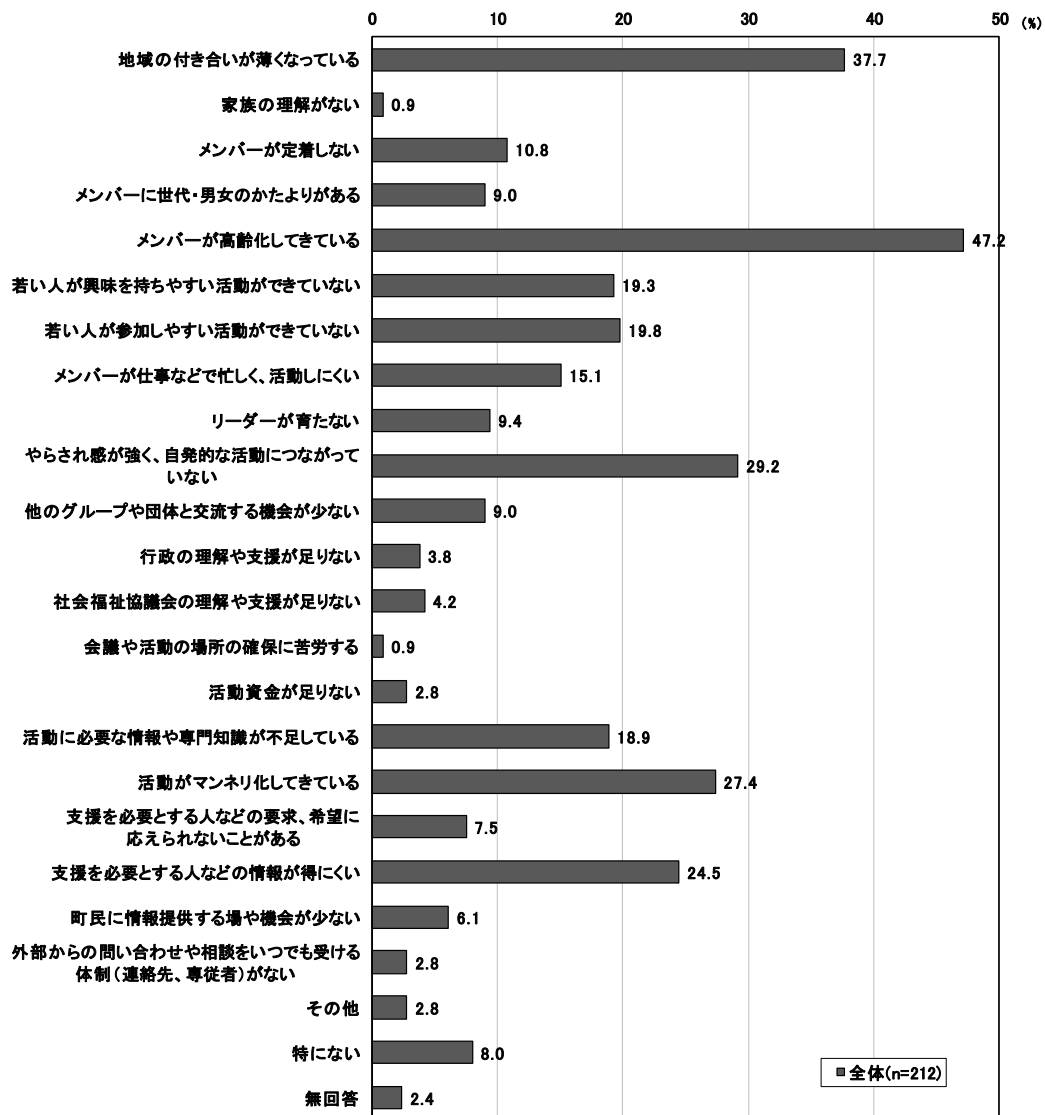


問② 今後、まんのう町が目指している「住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくり」を充実していくために、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで○）

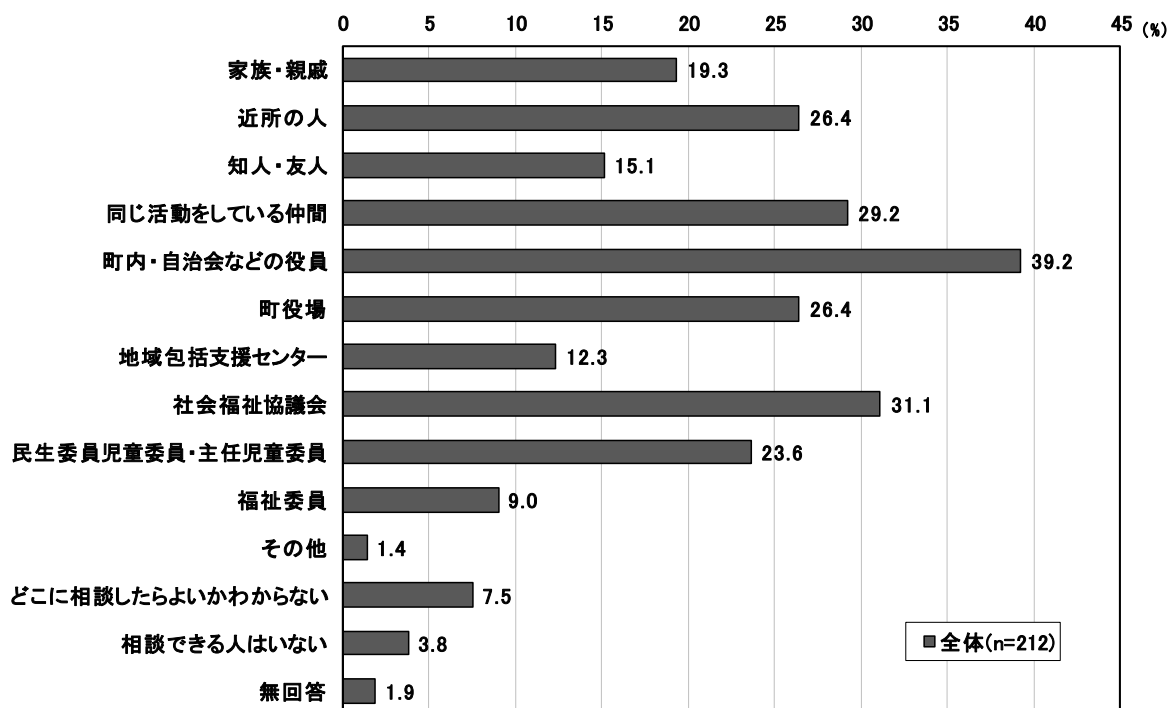


地域福祉担い手アンケート

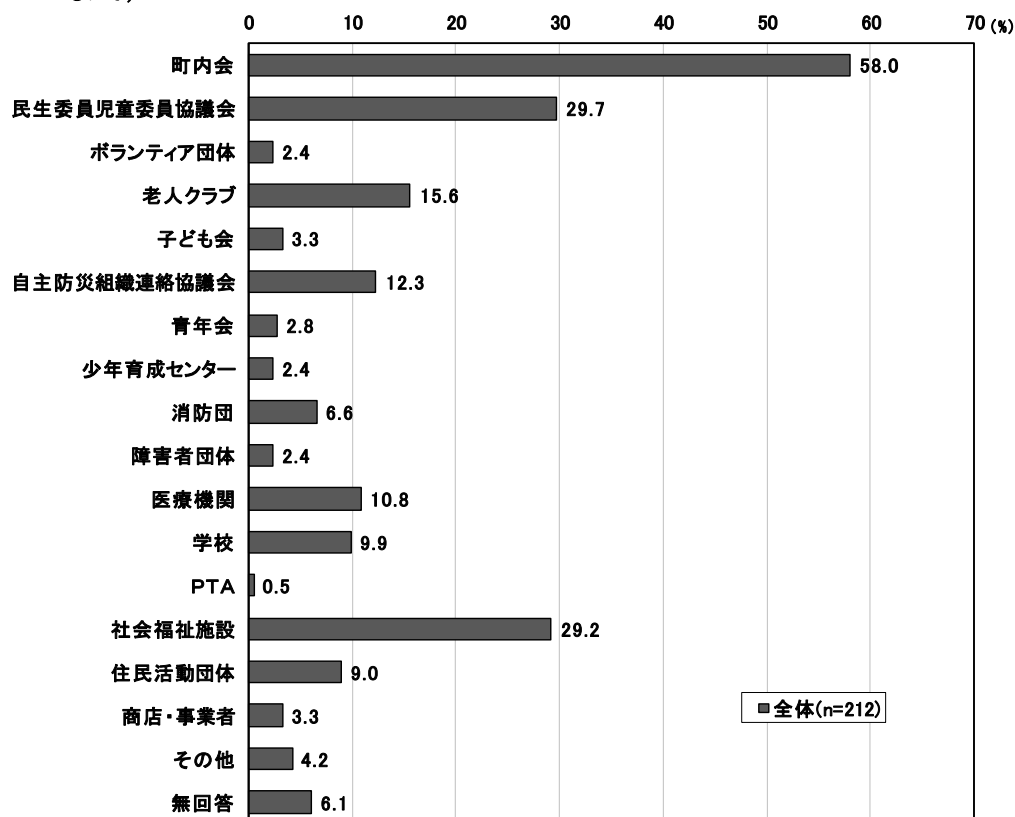
問① 現在、今の委員の活動をしている中で困っていることは何ですか。
(〇は5つまで)



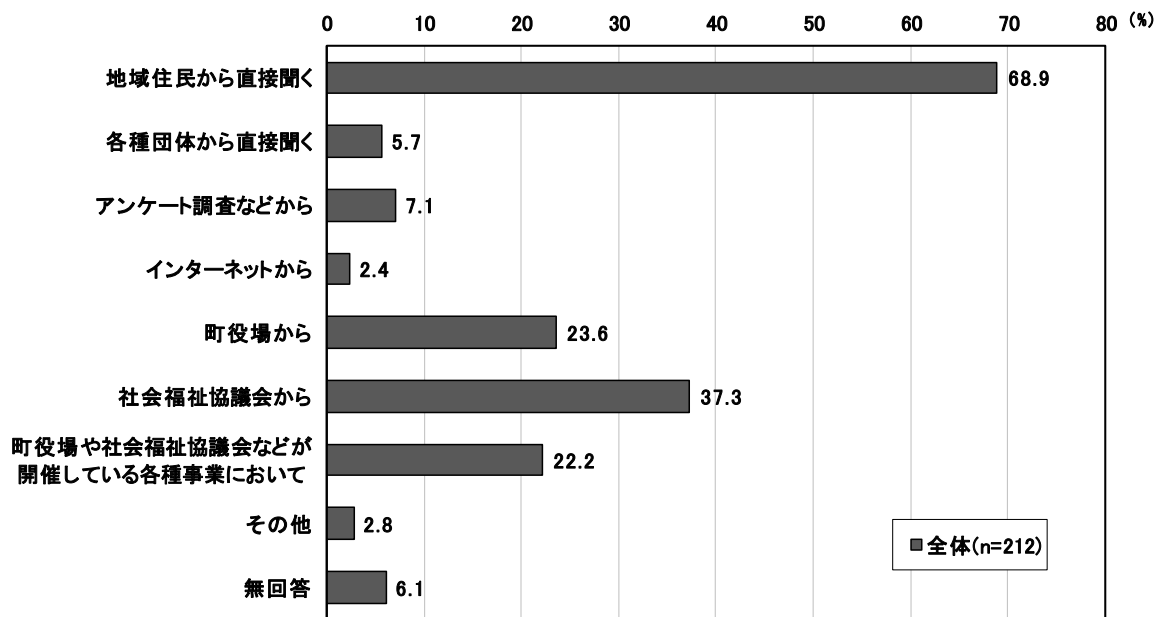
問② 今の委員の活動をする中で困ったときの相談相手について教えてください。
 (あてはまるものすべてに○)



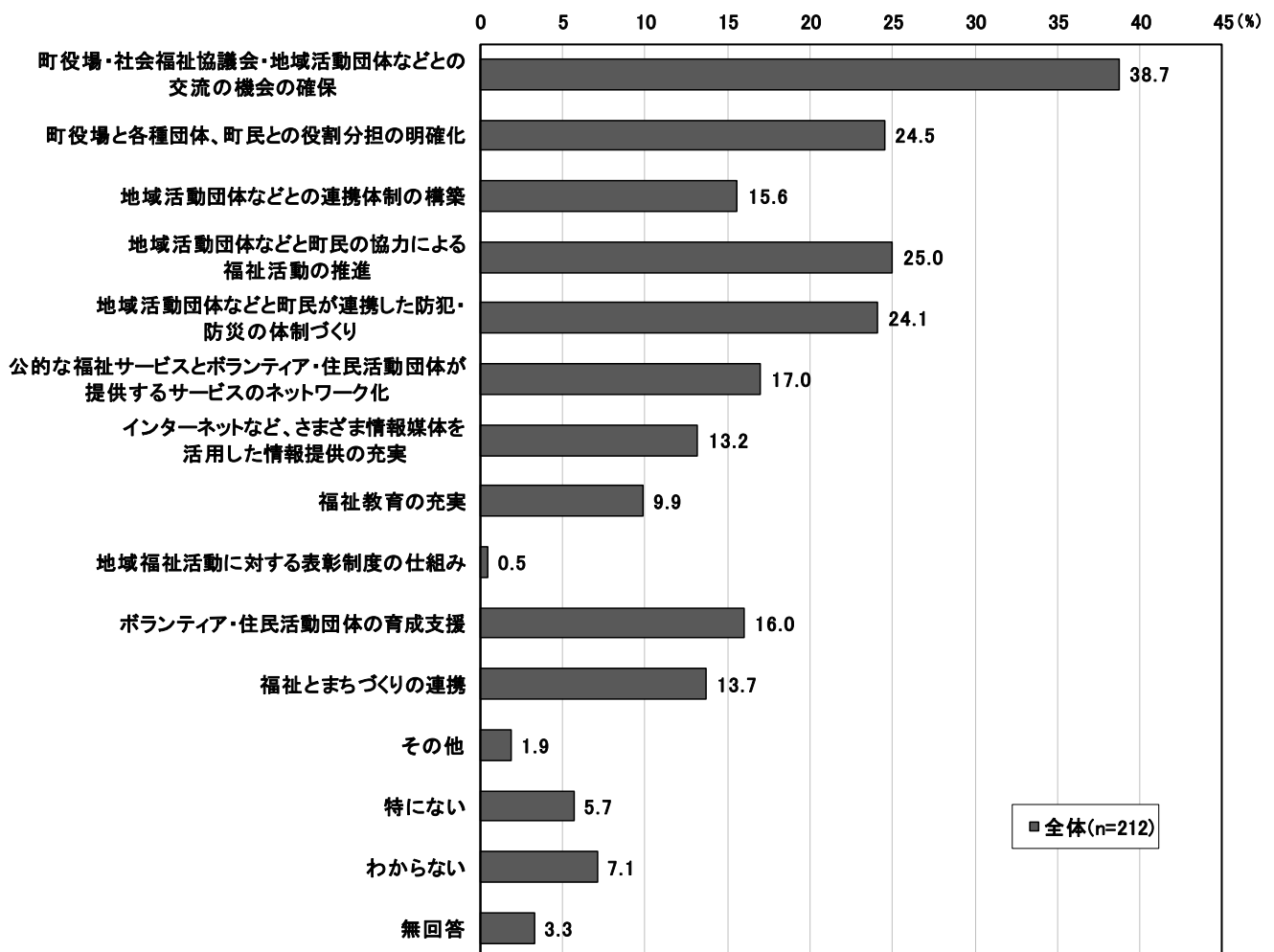
問③ 今の委員の活動にあたり連携が必要と思われる他の組織団体は何ですか。
 (○は3つまで)



問④ 様々な地域福祉活動を行う上で、地域住民の要望をどのように把握していますか。（あてはまるものすべてに○）



問⑤ 地域福祉活動を社会福祉協議会・関係団体・町民と協働で進めるにあたって、どのようなことが特に必要だと思いますか。（○は3つまで）



◆イメージキャラクターについて◆



まんのう町 10 周年イメージキャラクター
「まんテンちゃん」



まんのう町社会福祉協議会
マスコットキャラクター「はなっコ」

まんのう町
第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 発行
- まんのう町福祉保険課
香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地
電話 0877-73-0124
- 社会福祉法人 まんのう町社会福祉協議会
香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地1
電話 0877-77-2991

まんのう町
社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会

